

08～09 律・国・総 03～07 律・国	入門演習／入門演習／入門演習 フレッシュマンプログラム／フレッシュマンプログラム	担当者	各専任教員
講義目的、講義概要		授業計画	
法学部の新生は全員、この科目を最初の学期(一年次の春学期)に履修することになります。18人程度のクラスに分かれて、演習(ゼミナール)形式で授業が行われます。 授業では、大学での勉学の心がまえ、勉強の方法、専門的な書物の読み方、論文・レポートの書き方、報告や討論のしかたなどを学びます。大学での勉学の取り組みかたを理解し、そして身につけることが演習の目的です。 各担当教員は、科目履修のしかたや勉強のしかたなど、大学での学習全般についてクラス所属学生の相談相手となるクラス・アドバイザーを兼ねています。大学生活に関する質問等があれば入門演習の担当者に気軽に相談ください。		全14回の授業を予定しています。 具体的な授業計画は、担当者により若干異なりますが、第一回目の授業の際に、各担当教員から指示があります。	
テキスト、参考文献		評価方法	

08～09 律・国・総 03～07 律・国	*****／*****／***** *****／*****	担当者	*****
講義目的、講義概要		授業計画	
テキスト、参考文献		評価方法	

08～09 律・国・総 03～07 律・国	憲法入門／憲法入門／憲法入門 憲法Ⅰ／憲法Ⅰ	担当者	大藤 紀子
講義目的、講義概要		授業計画	
日本国憲法の基礎的な理解を得ることを目標とする。憲法Ⅱ・Ⅲの理解を助けるべく、憲法とは何か、人権や統治の基本的な問題について扱いたい。 論点ごとに、講義・教科書・参考文献・判例集を参考に、各自ノート整理をすること。 <参考文献> ・山内敏弘編『新現代憲法入門』（法律文化社） ・野中俊彦他『憲法Ⅰ』（有斐閣） ・辻村みよ子『憲法』（日本評論社） ・大津浩他『憲法四重奏』（有信堂高文社） ・芦部・高橋編『憲法判例百選Ⅰ』第5版（有斐閣） ・右崎正博・浦田一郎編『基本判例 憲法』（法学書院） ・植野・佐藤編『憲法判例205』（発行・編集工房球）（発売・学陽書房） <小型六法>（必携）		1. はじめに 2. 憲法の意味と特質 3. 日本国憲法と明治憲法の比較 4. 日本国憲法の基本原理 5. 人権の観念 6. 人権の享有主体① 7. 人権の享有主体② 8. 人権と公共の福祉 9. 特別権力関係論とその問題点 10. 私人間における人権の保障と限界 11. 包括的基本権 12. 法の下での平等① 13. 法の下での平等② 14. まとめ （多少の変更がありうる）	
テキスト、参考文献		評価方法	
・芦部信喜（高橋和之補訂）『憲法』（岩波書店）		試験期間中の論述試験の結果による評価。	

08～09 律・国・総 03～07 律・国	憲法・人権／憲法・人権／憲法・人権 憲法Ⅱ／憲法Ⅱ	担当者	大藤 紀子
講義目的、講義概要		授業計画	
憲法上の基本的人権の保障についての理解を深める。事例を通じた具体的争点の把握が主として重要となる。 論点毎に、講義・教科書・参考文献・判例集を参考に、各自ノート整理をすること。 （テキストの内容を理解し、ノートをまとめる際、参考にすべき文献） <参考文献> ・山内敏弘編『新現代憲法入門』（法律文化社） ・野中俊彦他『憲法Ⅰ』（有斐閣） ・辻村みよ子『憲法』（日本評論社） ・大津浩他『憲法四重奏』（有信堂高文社） <判例集> ・芦部・高橋編『憲法判例百選Ⅰ』第5版（有斐閣） ・右崎正博・浦田一郎編『基本判例 憲法』（法学書院） ・植野・佐藤編『憲法判例205』（発行・編集工房球）（発売・学陽書房） <小型六法>（必携）		1. はじめに 2. 思想・良心の自由 3. 信教の自由 4. 政教分離原則 5. 学問の自由 6. 表現の自由① 7. 表現の自由② 8. 経済的自由権 9. 人身の自由と刑事手続上の人権① 10. 人身の自由と刑事手続上の人権② 11. 生存権 12. 教育を受ける権利 13. 勤労権、労働基本権 14. まとめ （多少の変更がありうる）	
テキスト、参考文献		評価方法	
・芦部信喜（高橋和之補訂）『憲法』（岩波書店）		試験期間中の論述試験の結果による評価。	

08～09 律・国・総 03～07 律・国	憲法入門／憲法入門／憲法入門 憲法Ⅰ／憲法Ⅰ	担当者	古関 彰一
講義目的、講義概要		授業計画	
憲法講義の入門編です。日本国憲法を理解する上で、基礎的と考えられる諸問題について講義します。「憲法・人権」「憲法・統治」「憲法・発展」を理解しやすくすることを目的としています。		1 開講にあたって（近代憲法とはなにか） 2 基本的人権の歴史 3 明治憲法の構造 4 日本国憲法の制定過程 5 平和主義と憲法9条 6 日米安保条約の構造 7 国民主権の原理（国民、国民主権、人民主権） 8 国民主権と天皇制 9 基本的人権適用の限界 10 外国人の人権 11 基本的人権の私法関係への適用 12 代表民主制と直接民主制 13 選挙権の法的性格と選挙定数 14 春学期のまとめ	
テキスト、参考文献		評価方法	
テキストは、芦部信喜『憲法』第四版（岩波書店、2007年）。高橋和之等編『憲法判例百選』Ⅰ・Ⅱ【第五版】（有斐閣、2007年）。小六法（出版社は問いません）		春学期最後の試験期間中に一回、論述式の試験を行い、その結果に基づいて評価します。	

08～09 律・国・総 03～07 律・国	憲法・人権／憲法・人権／憲法・人権 憲法Ⅱ／憲法Ⅱ	担当者	古関 彰一
講義目的、講義概要		授業計画	
「憲法入門」での基礎的知識を基に、日本国憲法第三章に定める人権諸条項について基本的な考え方を講義することを目的としています。		1 平等権の概念 2 平等権をめぐる学説・判例 3 信教の自由の内容 4 政教分離の原則 5 表現の自由の意義 6 表現の自由と名誉・プライバシー 7 表現の自由と知る権利 8 表現の自由と検閲 9 学問の自由と大学の自治 10 生存権の法的性格と学説・判例 11 環境権の法的性格と判例 12 職業選択の自由とその規制 13 財産権の保障と制限 14 秋学期のまとめ	
テキスト、参考文献		評価方法	
テキストは、芦部信喜『憲法』第四版（岩波書店、2007年）。高橋和之等編『憲法判例百選』Ⅰ・Ⅱ【第五版】（有斐閣、2007年）。小六法（出版社は問いません）		春学期最後の試験期間中に一回、論述式の試験を行い、その結果に基づいて評価します。	

08～09 律・国・総 03～07 律・国	憲法入門／憲法入門／憲法入門 *****／*****	担当者	加藤 一彦
講義目的、講義概要		授業計画	
初めて憲法を学ぶ人たちを対象とした入門講義である。これから勉強する日本国憲法の案内的講義を行う。 一年生が多くの受講者であることを踏まえ、『六法』の引き方から勉強する。 教科書のほか、必ず『六法』（出版社は問わない）を購入し、講義のときにもってくること。 なお、秋学期の「憲法・人権」とワンセット履修することが望ましい。		1. ガイダンス／教科書・参考書の説明 2. 『六法』の使い方、憲法とは何か 3. 憲法規範の特質 4. 憲法制定略史 5. 人権の成り立ち（1）／社会契約論 6. 人権の成り立ち（2）／人権カタログ 7. 人権の保障範囲（1）／外国人の人権 8. 人権の保障範囲（2）／法人の人権 9. 人権の保障範囲（3）／私人間適用 10. 法の下での平等の法概念 11. 法の下での平等と判例 12. 平和主義（1）／9条の解釈論 13. 平和主義（2）／国際貢献論 14. 平和主義（3）／平和的生存権論	
テキスト、参考文献		評価方法	
加藤・植村編『現代憲法入門講義（新2版）』（北樹出版） 高橋ほか編『憲法判例百選Ⅰ（第5版）』（有斐閣）		定期試験中に「論述式」の試験を行う。	

08～09 律・国・総 03～07 律・国	憲法・人権／憲法・人権／憲法・人権 *****／*****	担当者	加藤 一彦
講義目的、講義概要		授業計画	
「憲法入門」講義を前提に、人権論の各論的講義を行う。毎回、判例を読みあいながら、日本の人権状況を考えていきたい。 教科書のほか、『判例集』、『六法』は必ず持参すること。		1. ガイダンス／教科書・参考書の説明 2. 信教の自由（1）／人権 3. 信教の自由（2）／政教分離 4. 学問の自由と大学の自治 5. 表現の自由（1）総論 6. 表現の自由（2）知る権利と報道の自由 7. 表現の自由（3）プライバシー権 8. 表現の自由（4）結社の自由 9. 表現の自由（5）集会の自由 10. 経済的自由（1）総論 11. 経済的自由（2）判例研究 12. 人身の自由 13. 生存権 14. 教育を受ける権利	
テキスト、参考文献		評価方法	
加藤・植村編『現代憲法入門講義（新2版）』（北樹出版） 高橋ほか編『憲法判例百選Ⅰ（第5版）』（有斐閣）		定期試験中に「論述式」の試験を行う。	

08～09 律・国・総 03～07 律・国	民法入門／民法入門／民法入門 民事法入門／民事法入門	担当者	小柳 春一郎
講義目的、講義概要		授業計画	
民法を中心に民事法を概観する。講義では、主として、民法の財産法部分を取り上げる。 民法は私たちの日常生活を規律する一般的な法であって、経済生活にかかわる財産法と家族生活に関する家族法をその対象としているが、この講義では、民法の財産法についてとりわけ民法総則を中心としながら基本的な仕組みを解説する。ここで学んだことを基礎にして、民法の専門科目で問題解決能力を習得できるように配慮する。 民法財産法に関する部分は、法学全体の基礎となる部分である。そこでは、いくつかの（法律行為などの）技術的概念を学ぶが、同時に民法の基本となる考え方もあわせて学ぶ事ができる。 講義は、学生の予習及び復習を考えて、教科書（下記参照）を中心として行う。各単元にある教科書の説例が理解できれば一応目的が達成されたことになるが、講義の後でも一定の基本事項について知識としての定着があるように配慮する。また、小型版の六法での条文参照に慣れる機会とする。		1 民事法 2 民法と民法典 3 権利能力と行為能力 1 4 権利能力と行為能力 2 5 法律行為 1 6 法律行為 2 7 代理 1 8 代理 2 9 時効 10 契約 11 所有権 12 不法行為 13 事務管理・不当利得 14 債務の弁済	
テキスト、参考文献		評価方法	
野村豊弘『民事法入門』（有斐閣）		期末の試験を中心にする。出席も加味する。 教室のスペースに余裕があり、公正な実施が可能な場合には中間試験も実施する。	

08～09 律・国・総 03～07 律・国	*****／*****／***** *****／*****	担当者	*****
講義目的、講義概要		授業計画	
テキスト、参考文献		評価方法	

08～09 律・国・総 03～07 律・国	民法入門／民法入門／民法入門 民事法入門／民事法入門	担当者	常岡 史子
講義目的、講義概要		授業計画	
本講義は、初学者が、民法における基本的概念を理解し、法的思考方法に触れることを目的とする。民法は、財産法と家族法の2つの部分から成っており、この両者は往々にして異なる原理に基づく別個の法であるとして、切り離して論じることが可能であると考えられがちであるが、実際には、私的自治の原則や物権・債権に関する理解を共通の基盤とし、相互に深いつながりを持つ。そこで、本講義では、私的自治のもとでの個人の意思の尊重とは何かについて、取引関係・家族関係の両側面から検討する。これらの学習を通じて、民法の基本的な構造を把握することを目的とする。		1 はじめに 2 身近な法律問題と法的視点 3 民法の基本原則：私的自治 4 法律行為という概念 5 契約の成立：財産行為と身分行為 6 契約の方式：売買と婚姻 7 意思表示の無効と取消し(1) 8 意思表示の無効と取消し(2) 9 履行の強制：売買と婚約・婚姻 10 履行不能とは何か 11 強行規定と任意規定 12 法律関係の公示：登記簿と戸籍 13 所有権の移転と契約 14 不法行為と損害賠償請求	
テキスト、参考文献		評価方法	
曾野和明・常岡史子『私法秩序の構造』（有信堂、2005年第2刷）		基本として、学期末に行う定期試験の成績をもとに評価する。授業時間中に自ら進んで質問に答えた者については、その発言回数・内容を成績評価に際して加味する。	

08～09 律・国・総 03～07 律・国	*****／*****／***** *****／*****	担当者	*****
講義目的、講義概要		授業計画	
テキスト、参考文献		評価方法	

08～09 律・国・総 03～07 律・国	刑法入門／刑法入門／刑法入門 刑事法入門／刑事法入門	担当者	内山 良雄
講義目的、講義概要		授業計画	
人は、犯罪を行うと、刑罰を科せられます。刑罰は、受刑者の人権を著しく侵害し、法的制裁の中で最も厳しいものですから、感情論で場当たりの、ましてや間違いで無実の者に科してはなりません。そこで、①どのようなことをすると犯罪が成立し、どのように処罰されるべきかを解明する「刑法学」、②犯罪が発生したときの捜査・取調べ、証拠収集、刑事裁判などの適正な進め方について論じる「刑事訴訟法学」、③犯罪現象を分析し、その原因を探り、犯罪対策を講じ、刑務所で受刑者をどのように更生させるか検討する「刑事政策学」が必要となります。本講義は、法学部において2年生以降に開設されている①②③の科目の学問内容の概略と、これらの科目の導入として「刑法学の基礎の基礎」を初学者のみなさんに理解してもらうことを目標とします。刑法学の専門用語は難解ですから、拒絶反応が出ないようにその意味内容をやさしく解説し、刑事法に興味を持ち、進級したら①②③の科目を履修したいと思ってもらえたら、幸いです。		1. 刑事法の種類・内容 2. 刑法の機能 3. 罪刑法定主義(1) 4. 罪刑法定主義(2) 5. 犯罪の成立要件 6. 因果関係論 7. 正当防衛と緊急避難 8. 故意と過失 9. 錯誤論 10. 作為犯と不作為犯 11. 既遂犯と未遂犯 12. 正犯と共犯 13. 「罰する」ことの意味 14. なぜ人は犯罪を行うのか	
テキスト、参考文献		評価方法	
プリントを配布します。 参考書については、初回の講義で紹介します。		期末試験の答案に基づいて評価します。	

08～09 律・国・総 03～07 律・国	*****／*****／***** *****／*****	担当者	*****
講義目的、講義概要		授業計画	
テキスト、参考文献		評価方法	

08～09 律・国・総 03～07 律・国	*****／*****／***** *****／*****	担当者	*****
講義目的、講義概要		授業計画	
テキスト、参考文献		評価方法	

08～09 律・国・総 03～07 律・国	刑法入門／刑法入門／刑法入門 刑事法入門／刑事法入門	担当者	安部 哲夫
講義目的、講義概要		授業計画	
刑事法の世界は、「犯罪」とは何をいうのか、というように、犯罪概念を形成（規範定立）するところから（刑事立法論、刑法改正論）考察がはじまるものである。そこでは、犯罪と刑罰の歴史およびそれらに対する思想の学習から始めなければならない。「近代刑法」が誕生して以来、「刑法」に記載された「犯罪」の成立をめぐる「解釈論」が積み重ねられてきた。「刑事法学」は、この「解釈論」を中心とする「刑法学」と、その行為者の犯罪を捜査し訴追して犯罪立証をすすめてゆく、いわば手続きとしての「刑事訴訟法学」、そして犯罪の現状を把握し、適切な犯罪対策としての「刑事制裁論」「刑罰論」を展開して犯罪者の処遇を講ずる「刑事政策学」から構成されている。学期を進むと、いずれ刑事法のそれぞれの学習を深めることになるが、その前に、刑事法全般について鳥瞰する必要があるだろう。 そこで本授業では、まず刑事法の基本理念やその役割を論じ、刑法の歴史と刑法学の系譜とを通覧し、刑事司法の全領域における現代的課題について論じることとする。 2009年5月21日以降起訴された事件から、いよいよ重大な刑事事件に関する裁判員制度がいよいよスタートする。受講者には、犯罪報道や刑事裁判に関する報道に注意しつつ講義に臨んでもらいたい。		1. 刑事法とは何か。刑法の条文を読んでみよう。 2. 刑事裁判とは何か。判例を読んでみよう。 3. 刑事制裁の意義について。刑罰とは何か。 刑罰規定と刑罰論、量刑論 4. 刑法学とは何か。近代刑法の基本原則。 罪刑法定主義、謙抑主義、行為主義、責任主義 5. 刑法解釈の実際。類推解釈の禁止について。 大津事件から学ぶもの。 6. 刑事司法の概要（警察・検察・裁判・矯正・保護の流れと課題） 7. 刑事裁判の基本原則（証拠主義をめぐる問題） 8. 誤った裁判（冤罪はなぜ生じるか） 9. 国民の司法参加（裁判員制度、検察審査会） 10. 犯罪論のポイント（1）構成要件論 不作為犯、因果関係 11. 犯罪論のポイント（2）違法論、正当防衛 社会的相当性 12. 犯罪論のポイント（3）責任論、錯誤論、 責任能力、期待可能性 13. 犯罪論のポイント（4）未遂犯論、共犯論 14. 犯罪各論の重要課題（生命犯罪の検討）	
テキスト、参考文献		評価方法	
指定教材：井田良『基礎から学ぶ刑事法（第3版）』有斐閣（参考教材：安部哲夫ほか『新版現代法学入門（第4版）』尚学社、大谷実『刑事法入門（第6版）』有斐閣）		学期末試験 80 点と授業内レポート 20 点によって評価する。	

08～09 律・国・総 03～07 律・国	****／****／**** ****／****	担当者	*****
講義目的、講義概要		授業計画	
テキスト、参考文献		評価方法	

08～09 律・国・総 03～07 律・国	国際関係法入門／国際関係法入門／**** 国際関係法入門／国際関係法入門	担当者	鈴木 淳一
講義目的、講義概要		授業計画	
〔講義目的〕 本講義は、大学に入学したばかりの新入生の皆さんに、専門課程に進む前の予備知識として、国際法と国際関係に関する基礎知識を提供することを目的としています。 〔講義の概要〕 国際法の対象は広く、様々な専門分野があります。この講義では、これら個々の専門分野を詳述することはせずに、個々の法分野が主に国際公法の観点からどのように分析されるのかを紹介したいと思います。 この講義を通じて国際法の様々な分野に興味を持ってもらい、将来それらの専門分野の教員の講義を履修して、勉強を進めてもらうことを希望します。 この講義では、教室で行う通常の授業を補うため、授業レポート・システムや講義支援システム等を活用して、オンラインでの資料配布や質問の受付等を個別に行い、教員とのコミュニケーションを図ります。		〔はじめに〕 1 本講義を受講するにあたって 〔総論〕 2 国際法の主体と国家管轄権 3 国際法の立法（国際法の法源） 4 国際法の裁判（紛争の平和的解決） 5 国際法の国内的实施（国際法と国内法の関係） 〔各論〕 6 国際法からみた安全保障（紛争の平和的解決を含む） 7 国際法からみた戦争（戦争犯罪を含む） 8 国際法からみた軍縮 9 国際法からみた人権（個人の保護を含む） 10 国際法からみた国際経済（開発を含む） 11 国際法からみた海洋・宇宙・南極 12 国際法からみた地球環境 13 国際法からみた外交関係 〔まとめ〕 14 今後の勉強のために	
テキスト、参考文献		評価方法	
大森正仁編著『よくわかる国際法』（ミネルヴァ書房） 『国際条約集 2009』（有斐閣）		出席と小テストとレポートにより評価します。	

08～09 律・国・総 03～07 律・国	*****/*****/総合政策入門 *****/*****/	担当者	福永 文夫
講義目的、講義概要		授業計画	
本講義は、総合政策学科新入生へのオリエンテーション的科目です。まず総合政策とは何か、次いで総合政策学の学際性を明らかにし、幅広い知識と深い専門性という二つの軸を示します。次いで、総合政策学科所属教員それぞれの専門分野に即して、地域、国際比較、法、政策と法に関し、様々な視点から総合政策学を検討します。最後に、具体的事例を挙げ講義することで、グローバルな視点およびローカルな視点双方から政策を考える糸口としたいと考えています。もちろん、内容的には各学問の紹介にとどまることになるとは思われますが、総合政策学科の入門編として必須科目となっています。		1. はじめにー総合政策の地平 2. 地域の視点から (1) 3. 地域の視点から (2) 4. 国際比較の視点から (1) 5. 国際比較の視点から (2) 6. 思想史の視点から 7. 法の視点から (1) 8. 法の視点から (2) 9. 法の視点から (3) 10. 政策と法 (1) 11. 政策と法 (2) 12. 事例研究 (1) 13. 事例研究 (2) 14. おわりに	
テキスト、参考文献		評価方法	
とくに指定しない。講義中に適宜参考文献を指示する。		講義中に行うテストおよびレポートで評価する。	

08～09 律・国・総 03～07 律・国	総合政策入門／総合政策入門／*****/ 政治学入門／政治学入門	担当者	福永 文夫
講義目的、講義概要		授業計画	
総合政策学科新入生へのオリエンテーション的科目ですが、秋学期は法律学科および国際関係法学科の学生を対象とします。まず総合政策とは何か、次いで総合政策学の学際性を明らかにし、幅広い知識と深い専門性という二つの軸を示します。次いで、政治学関係担当教員それぞれの専門分野に即して、地域、国際比較、思想史、現代日本政治に関し、主に政治学の視点から総合政策学を検討します。最後に、具体的事例を挙げ講義することで、グローバルな視点およびローカルな視点双方から政策を考える糸口としたいと思います。もちろん、内容的には各学問の紹介にとどまることとなりますが、総合政策学の入門編となっています。		1. はじめにー総合政策の地平 2. 地域の視点から (1) 3. 地域の視点から (2) 4. 地域の視点から (3) 5. 国際比較の視点から (1) 6. 国際比較の視点から (2) 7. 国際比較の視点から (3) 8. 国際比較の視点から (4) 9. 思想史の視点から (1) 10. 思想史の視点から (2) 11. 思想史の視点から (3) 12. 事例研究 (1) 13. 事例研究 (2) 14. おわりに	
テキスト、参考文献		評価方法	
とくに指定しない。講義中に適宜参考文献を指示する。		講義中に行うテストおよびレポートで評価する。	

08～09 律・国・総 03～07 律・国	社会科学概論-1／社会科学概論-1／社会科学概論-1 社会科学概論-1／社会科学概論-1	担当者	堅田 剛
講義目的、講義概要		授業計画	
「社会科学」は法学・政治学・社会学等の総称ですが、実は人間社会についての総合的・学際的な学問という性格を有しています。この意味での社会科学には人文科学も含まれます。法や政治や経済を、完成した制度としてではなく、生きた人間関係に引き戻して見直してみましょう。この授業をつうじて、学生諸君が主体的に考えるヒントを提示できればと思います。 春学期は、テキストとして橋爪大三郎氏の『冒険としての社会科学』を用います。同氏は、わが国を代表する社会学者で、言語や宗教や性愛についても多くの著書があります。本書では日本国憲法論とマルクス主義論を軸に、全体としてわが国の戦後の思想状況について、タブーを恐れることなく、根源的に論じています。実は原著は 20 年ほど前に出版されたものなのですが、憲法にせよマルクス主義にせよ論じられている問題はけっして古くなく、今日的な問題提起として、あらためて検討すべきものばかりです。 講義では、テキストに即しながら、社会科学的諸問題を一人ひとりの生き方の問題として、批判的に捉え返してみます。単にテキストを解説するのではなく、私の考えを積極的に織り込むつもりです。学生諸君も、この授業では「覚える」よりも「考える」ことを目指してください。		1. 授業の概要 2. 社会科学を学ぶからには／戦後社会を見直そう 3. あなたは憲法に違反できない／教会と王権 4. ローマ教会と改革派／社会契約の思想 5. 裁判を受ける権利／市民社会の自由から資本主義が現れる 6. みんな、マルクス主義者だった／マルクス主義は救済の神学である 7. マルクス主義はなぜ「科学」か／冷戦の時代 8. 日本共産党の結成／歌ってマルクス踊ってレーニン 9. 60 年安保闘争／全共闘かく敗れたり 10. 過激派三大事件／なぜ日本は資本主義を成功させたか 11. 日本国憲法の謎／民主主義のダブル・マインド 12. 万世一系ノ天皇之ヲ統治ス／ゆきゆきて神軍 13. 日本の社会原則／ヒロシマとは何だったか 14. 効率社会・日本／社会科学が武器になる	
テキスト、参考文献		評価方法	
橋爪大三郎『冒険としての社会科学』洋泉社 MC 新書、2008 年 ※参考文献は、必要に応じて授業の中で紹介します。		「レポート点」＋「試験点」＋出席状況、で総合的に評価します。レポートについては、中間時点で提出してもらい、添削のうえ返却したのち、再提出の機会を設けます。	

08～09 律・国・総 03～07 律・国	社会科学概論-2／社会科学概論-2／社会科学概論-2 社会科学概論-2／社会科学概論-2	担当者	堅田 剛
講義目的、講義概要		授業計画	
「社会科学」は法学・政治学・社会学等の総称ですが、実は人間社会についての総合的・学際的な学問という性格を有しています。この意味での社会科学には人文科学も含まれます。法や政治や経済を、完成した制度としてではなく、生きた人間関係に引き戻して見直してみましょう。この授業をつうじて、学生諸君が主体的に考えるヒントを提示できればと思います。 秋学期は、テキストとして佐伯啓思氏の『自由と民主主義をもうやめる』を用います。同氏は、経済思想史の専門家ですが、あえて「保守」の立場から、日本の戦後思想のあり方全般について根源的な懐疑を突きつけています。本書のタイトルそのものも刺激的ですが、アメリカ論・戦争論・愛国心論など、わが国の従来の社会科学でタブー視されてきたものばかりです。著者の考えをそのまま受け入れる必要はありませんが、一度考えてみる価値のある問題ばかりです。講演会の記録ということもあり、語り口は平易ですので、読みやすい本といえるでしょう。講義と並行して、ぜひ主体的かつ批判的に、読んでみてください。 講義では、テキストに即しながら、社会科学的諸問題を一人ひとりの生き方の問題として、批判的に捉え返してみます。単にテキストを解説するのではなく、私の考えを積極的に織り込むつもりです。学生諸君も、この授業では「覚える」よりも「考える」ことを目指してください。		1. 授業の概要 2. 簡単だった対立の構図／文明の崩壊を食い止める 3. ある古い旅館の光景／学級民主主義が嫌いだった私 4. 近代を警戒するヨーロッパ／普遍的人権 5. 弱く頼りなき人間の知恵／「戦後」の見直し 6. ニーチェとの出会い／若者はすべてをなげうった 7. 西洋近代的価値への激しい攻撃／日本的価値観を掲げる以外に道はない 8. 世界金融危機の根本原因は過剰資本／すでに緩やかな戦争が始まっている 9. 帝国主義の時代に問われる国力／「武士道」が記憶から消えることはない 10. 日本特有の「独自性」にどう踏み込むか／「郷土愛」の延長にある「愛国心」 11. 左翼思想のカリスマ丸山眞男／「悔恨の共同体」か「負い目の共同体」か 12. 世界の民主主義を守るという口実／戦争の意味づけを自ら放棄 13. 福澤諭吉『文明論之概略』のテーマ／萩原朔太郎を襲った喪失感 14. 日本の精神の核には「滅びの美学」がある／受け継がれる「海ゆかば」の思い	
テキスト、参考文献		評価方法	
佐伯啓思『自由と民主主義をもうやめる』幻冬舎新書、2008 年 ※参考文献は、必要に応じて授業の中で紹介します。		「レポート点」＋「試験点」＋出席状況、で総合的に評価します。レポートについては、中間時点で提出してもらい、添削のうえ返却したのち、再提出の機会を設けます。	

08～09 律・国・総 03～07 律・国	*****／*****／***** *****／*****	担当者	*****
講義目的、講義概要		授業計画	
テキスト、参考文献		評価方法	

08～09 律・国・総 03～07 律・国	社会科学情報検索法／社会科学情報検索法／社会科学情報検索法 社会科学情報検索法 b／社会科学情報検索法 b	担当者	若尾 岳志
講義目的、講義概要		授業計画	
目的 社会科学分野、特に法律学・政治学を学ぶために必要な、情報収集・分析・加工の方法を身につけてもらいます。 概要 どのような情報が必要で、有用なのか。どの情報に信頼がおけるのか。その情報をどのように読み取り、自らもまた情報の発信者たり得るのか。これらは、実はとても難しい技術です。 現代社会に存在する多くの情報の、すべての内容を理解し、覚えることは不可能です。ですが、それらの情報のインデックス（索引）の仕組みを身につけておくことはできます。必要に応じて、情報を収集・取捨選択し、扱えるようになってください。 本講義は、法学部教員がオムニバス形式で授業を行っていきます。また、本学図書館の協力を得て、実際の図書館の利用方法も習得してもらいたいと思います。 受講に際しては、コンピュータ操作の基礎を身につけておいてください（全学共通科目の「コンピュータ入門 a」履修済み程度）。		1. イントロダクション 2. 図書館利用法Ⅰ 3. 図書館利用法Ⅱ 4. 図書館利用法Ⅲ 5. 図書館利用法Ⅳ 6. 法律学の論文・レポート 7. 法学文献入門 8. 外国法（英米法） 9. 外国法（大陸法） 10. 法令・判例 11. 情報化社会と知的財産法 12. 国際法 13. メディアからの情報 14. まとめ ※本授業計画は、授業の目安ですので内容等が変更となる可能性があります。変更となった場合には、授業の中で早めに連絡します。	
テキスト、参考文献		評価方法	
弥永真生『法律学習マニュアル（第2版補訂版）』（有斐閣、2007年）		小テストやレポートの提出（＝つまり課題の提出）によって評価する。	

08～09 律・国・総 03～07 律・国	法思想史／*****／法思想史 法思想史／*****	担当者	堅田 剛
講義目的、講義概要		授業計画	
法哲学は法についての哲学的な考察を目指します。このことは、法解釈学では扱いきれない、あらゆる法的問題を引き受けることを意味します。法の哲学とはいうものの、実際には歴史学あり文学あり社会学あり、要するに法から離れないかぎり何でもありの「法雑学」なのです。 広義の法哲学は、「法思想史」(法学説の歴史的考察)と狭義の「法哲学」(法的課題の個別的検討)に分かれます。独立した科目として、前者を春学期、後者を秋学期に配当しますが、できるだけ通年で履修することを推奨します。2年生から受講することができます。 「法思想史」では、おおむね古代ギリシアから第二次世界大戦後までの主要な西洋法思想を論じます。単なる学説史の羅列で終わらず、それぞれの時代背景や多様な法思想を担ってきた人物像にまで迫るつもりです。		1. 授業の概要〈法思想・法哲学の歴史〉 2. 正義論の体系化：アリストテレス 3. 中世の神学的自然法論：トマス・アクィナス 4. 万人の万人に対する闘争：ホッブズ 5. 自然権と抵抗権：ロック 6. 一般意志と民主主義という難問：ルソー 7. 人間の尊厳と人格的自律：カント 8. 家族・市民社会・国家：ヘーゲル 9. 分析法学と歴史法学：オースティンとメイン 10. 歴史法学と概念法学：サヴィニーとプフタ 11. 概念法学、機械法学への批判：エールリッヒ、ホームズ 12. 価値相対主義法哲学：ラートブルフ 13. イデオロギー批判と民主主義：ケルゼン 14. 日本の法思想・法哲学の特徴	
テキスト、参考文献		評価方法	
深田三徳・濱真一郎編『よくわかる法哲学・法思想』ミネルヴァ書房、2007年 ※法哲学と共通のテキストを用います。		「レポート点」＋「試験点」＋出席状況、で総合的に評価します。レポートについては、中間時点で提出してもらい、添削のうえ返却したのち、再提出の機会を設けます。	

08～09 律・国・総 03～07 律・国	法哲学／*****／法哲学 法哲学／*****	担当者	堅田 剛
講義目的、講義概要		授業計画	
法哲学は法についての哲学的な考察を目指します。このことは、法解釈学では扱いきれない、あらゆる法的問題を引き受けることを意味します。法の哲学とはいうものの、実際には歴史学あり文学あり社会学あり、要するに法から離れないかぎり何でもありの「法雑学」なのです。 広義の法哲学は、「法思想史」(法学説の歴史的考察)と狭義の「法哲学」(法的課題の個別的検討)に分かれます。独立した科目として、前者を春学期、後者を秋学期に配当しますが、できるだけ通年で履修することを推奨します。2年生から受講することができます。 「法哲学」では、現代の主要な法理論の解説を中心に、法と法学が抱える諸問題を哲学的に検討します。法哲学はとくに実践的な法律学から乖離しがちですが、できるだけ現実的課題との架橋を意識した講義を心がけます。		1. 授業の概要〈現代の法哲学・法理論〉 2. 法とは何か：実定法と自然法 3. 再生自然法論とラートブルフ 4. ケルゼンの法実証主義と法の段階構造論 5. H・L・A・ハートの分析的な法実証主義の法理論(1)(2) 6. 法の三類型モデル(1)(2) 7. 法と強制の関連 8. 法の外面性と道徳の内面性 9. 法的パターンリズム 10. 正義観念の多様性(1)(2)(3) 11. 平等主義的リベリズム(1)(2) 12. 討議倫理学：ハーバーマス 13. フェミニズム 14. 人権は普遍的な原理か	
テキスト、参考文献		評価方法	
深田三徳・濱真一郎編『よくわかる法哲学・法思想』ミネルヴァ書房、2007年 ※法思想史と共通のテキストを用います。		「レポート点」＋「試験点」＋出席状況、で総合的に評価します。レポートについては、中間時点で提出してもらい、添削のうえ返却したのち、再提出の機会を設けます。	

08～09 律・国・総 03～07 律・国	日本法制史／*****／日本法制史 日本法制史／*****	担当者	小柳 春一郎
講義目的、講義概要		授業計画	
近代日本は、土地法制においてもダイナミックな変化を体験している。講義の目的は、明治初年から昭和の時代までの日本の土地法制について歴史的な理解を与えることである。 講義は、明治初年における私的土地所有権の付与に始まり、最近の一連の土地対策までの土地法制の変化を公法、私法の枠にとらわれることなく検討することにより、現在の土地法・土地秩序が歴史の積み重ねであることを示す。 講義では、近代日本の土地法制を、大きく2つに区分する。春学期においては、第二次世界大戦前に（明治、大正、昭和の3時期）について論ずる。 その上で、各期の重要な法律を取り上げ、立法理由、法の主な内容、その後の法律改正、主な裁判例について解説する。 講義に当たっては、民法その他の法律基本科目との関連にも配慮を払うが、同時に土地法制の変化を通じて歴史にも一定のイメージを持てるように努める。		1 明治期 1・現在の土地制度の出発点 2 明治期 2・地租改正 現在の登記簿上の土地情報はいつうまれたか。地券のない土地はどうなったか。 3 明治期 3・民法 1 民法の編纂事情 4 明治期 4・民法 2 民法の制定は、土地秩序にどのような影響を与えたか。 5 明治期 5・訴訟制度 民事訴訟法などの法典編纂 6 明治期 6・土地開発に関する制度の誕生 7 明治期 7・民法典の矛盾と建物保護法 8 大正期 1・建物保護法・借地法・借家法 借地制度は、なぜ発達したか。 9 大正期 2・都市計画法 最初の都市計画法制にはどのような特徴があったか。 10 大正期 3・特別都市計画法 関東大震災は、東京の都市整備にどのような影響を与えたか。 11 昭和戦前期 1・借地法等改正 1 正当事由制度は、なぜ導入されたか。 12 昭和戦前期 2・正当事由制度のその後の展開 13 昭和戦前期 3・ 14 まとめ	
テキスト、参考文献		評価方法	
稲本洋之助＝小柳春一郎＝周藤利一『日本の土地法[第2版]』成文堂（第2版は、2009年3月末刊行予定）		期末の試験を中心にする。出席も加味する。 教室のスペースに余裕があり、公正な実施が可能な場合には中間試験も実施する。	

08～09 律・国・総 03～07 律・国	日本近代法史／*****／日本近代法史 日本近代法史／*****	担当者	小柳 春一郎
講義目的、講義概要		授業計画	
近代日本は、土地法制においてもダイナミックな変化を体験している。講義の目的は、明治初年から昭和の時代までの日本の土地法制について歴史的な理解を与えることである。 講義は、明治初年における私的土地所有権の付与に始まり、最近の一連の土地対策までの土地法制の変化を公法、私法の枠にとらわれることなく検討することにより、現在の土地法・土地秩序が歴史の積み重ねであることを示す。 講義では、近代日本の土地法制を、大きく2つに区分する。春学期においては、第二次世界大戦前に（明治、大正、昭和の3時期）について論ずるが、秋学期では秋学期においては、戦後及び昭和30年代の高度経済成長期以後の土地法制について論ずる。昭和30年代、40年代、石油ショックから昭和55年まで、その後のバブル期、更に経済低迷期という時代区分をする。その上で、各期の重要な法律を取り上げ、立法理由、法の主な内容、その後の法律改正、主な裁判例について解説する。		1 戦後復興期 1・農地改革・財産税 土地所有細分化がなぜおこったか。 2 戦後復興期 2・憲法制定は、土地法にどのような影響を与えたか。 3 戦後復興期 3・建築基準法 新たに設けられた建築基準法の特徴は何か？ 4 経済回復期 1・首都圏整備法 グリーンベルト構想 5 経済回復期 2・日本住宅公団法 公的住宅供給にはどのようなものがあるか。 6 高度成長期 1・都市計画法 市街化区域と市街化調整区域の線引きはどのような意味を持つか。 7 高度成長期 2・農振法 高度成長は、農地所有権にどのような影響を与えたか。 8 高度成長期 3・都市再開発法 駅前シリーズと呼ばれる市街地再開発事業の特徴と限界は何か。 9 高度成長期 4・開発指導要綱 市町村が土地利用をコントロールする手法はないか。 10 高度成長期 5・地価公示法 土地価格について公的機関はどのような情報を有するか。 11 安定成長期 1・国土利用計画法 土地価格規制 12 安定成長期 2・生産緑地法 13 バブル期・土地基本法 14 バブル期 借地借家法	
テキスト、参考文献		評価方法	
稲本洋之助＝小柳春一郎＝周藤利一『日本の土地法[第2版]』成文堂		期末の試験を中心にする。出席も加味する。 教室のスペースに余裕があり、公正な実施が可能な場合には中間試験も実施する。	

08～09 律・国・総 03～07 律・国	西洋法制史 a／*****／***** 西洋法制史 a／*****	担当者	藤田 貴宏
講義目的、講義概要		授業計画	
古代ローマから 19 世紀のヨーロッパに至る法制度及び法律学の史的変遷を概観します。		1：ガイダンス 2：古代ローマの法（1） 3：古代ローマの法（2） 4：古代ローマの法（3） 5：中世封建社会とゲルマン法（1） 6：中世封建社会とゲルマン法（2） 7：教会法 8：中世ローマ法学 9：ローマ法の継受（1） 10：ローマ法の継受（2） 11：人文主義法学 12：自然法思想 13：法典編纂 14：まとめと補充	
テキスト、参考文献		評価方法	
最初の講義で指示します。		学期末試験	

08～09 律・国・総 03～07 律・国	西洋法制史 b／*****／***** 西洋法制史 b／*****	担当者	藤田 貴宏
講義目的、講義概要		授業計画	
西洋法制史に関する専門的な文献（外国語文献を含む）を輪読検討します。原則として「西洋法制史 a」既習者を対象とします。		ゼミ形式で進めます。	
テキスト、参考文献		評価方法	
配布あるいは指示します。		出席や発言の頻度等の受講態度	

08～09 律・国・総 03～07 律・国	法社会学 a／*****／法社会学 a 法社会学 a／*****	担当者	森 謙二
講義目的、講義概要		授業計画	
近代から現代への法の変化について考えていきたいと思ひます。講義の目標は、現在私たちが生きている「現代」をどのように理解するか、法がどのような役割を果たすか、という問題を念頭におきながら、社会と法の仕組みについて講義をしていきたいと思ひます。 今、法のあり方が大きく変動しようとしています。一つは、法化社会ということばに代表されるように、社会(特に企業)に対して法令遵守 (compliance) が求められ、個人に対しては法的素養が求められるようになってきました。法化社会がこれからどのように展開するか、まだはっきりしておりませんが、法や法学教育のあり方に大きな変化を与えることになるでしょう。 この講義の対象となる領域は、「市民社会」と「家族」です。これからの不確実なリスク社会の中で、法がどのような役割を果たすべきなのか、そのような問題についても言及できればと考えています。 なお、講義に関する資料は、毎回「講義支援システム」のなかにファイルでおきますので、それを参考にしてください。		授業計画、 I 法社会学はどのような学問か？ 法社会学と他の社会諸科学 II 市民社会と法 1.近代市民法の構造 2.市民的公共性の成立と世論 3.市民的公共性の崩壊 4.社会法の形成と福祉国家論 5.福祉国家の危機とリスク社会の展開 6.リスク社会と法 III 家族と法 1.近代家族の成立 2.家族機能の解除—家族と公共的親密圏 3.「家族の個人化」現象	
テキスト、参考文献		評価方法	
エールリッヒ『法社会学の基礎理論』みすず書房・ヴェーバー『法社会学』創文社・ハーバーマス『公共性の構造転換』未来社、その他の文献は講義中に指示します。		試験・小レポート・出席などを総合的に見て、評価します。成績のつける上での配分は、テスト＝ 70%、出席・授業態度＝30% です。	

08～09 律・国・総 03～07 律・国	法社会学 b／*****／法社会学 b 法社会学 b／*****	担当者	森 謙二
講義目的、講義概要		授業計画	
日本社会はどのような社会なのか、近代から現代までの変化を中心に講義を進めていきます。 日本における近代法の展開といっても、実定法の形成を念頭に置いているのではなく、近代天皇制を支える社会構造がどのように形成されたのか、ヨーロッパ型の近代社会とどこに違いがあったのか、について考えていきます。 戦後の日本においては、戦前と戦後がどのように繋がり、どのように断絶していたかという問題から、20 世紀末以降に「日本型」と呼ばれる社会システムがどのように壊れていったのかについて考えていきます。 なお、講義に関する資料は、毎回「講義支援システム」のなかにファイルでおきますので、それを参考にしてください。		I.日本社会と法・・・問題の視座 II 明治国家の中の日本 1.近代法の受容の条件 2.近代天皇制と国家神道 3.明治国家と家—祖先祭祀の意味 4.日本型近代家族の成立 5.近代家族—ヨーロッパと日本 6.年功序列と終身雇用制（戦前と戦後の連続性） III 戦後日本の法体制とその変動 1.冷戦構造の確立と戦後改革 2.高度成長と日本型福祉国家の形成 3.冷戦構造の崩壊—日本の安保体制の変化 4.戦後日本家族の展開—「日本型近代家族」の崩壊 5.ポスト冷戦後の日本社会と法 —— リスク社会と法	
テキスト、参考文献		評価方法	
水林彪他編『法社会学史』（山川出版社）・清水・森・岩上・山田編『家族革命』（弘文堂）・森謙二『墓と葬送の現代』東京堂出版、その他の文献は講義中に指示します。		試験・小レポート・出席などを総合的に見て、評価します。成績のつける上での配分は、テスト＝70%、出席、授業態度＝30% です。	

08～09 律・国・総 03～07 律・国	法心理学 a／*****／***** 法心理学 a／*****	担当者	小林 寿一
講義目的、講義概要		授業計画	
法心理学は、司法過程に関わる人間行動に心理学的知識を応用する学問領域である。この講義では、隣接領域である犯罪心理学の知見も盛り込みながら、少年非行の原因と対策について、実証的な知見に基づきながら検討を行う。全 14 回の講義では、前半で基礎的な側面を、後半で実践的な側面を扱う。 前半では、少年非行が発生するプロセス等について、心理学を中心としながらも社会学や生物学等の最新知見も盛り込んで、学際的なアプローチで解説を行っていく予定である。 後半では、非行防止や非行少年の処遇の実践において、心理学等の行動科学の知識や技能がどのように活用されているかについて講義する予定である。		1 はじめに 2 少年非行の定義と動向 3 少年非行の原因と説明理論（１） 4 少年非行の原因と説明理論（２） 5 凶悪・粗暴な非行の前兆と背景 6 少年非行の諸相（１） 7 少年非行の諸相（２） 8 非行を未然に防止する活動 9 少年事件の法的手続（１） 10 少年事件の法的手続（２） 11 非行少年の処遇（１） 12 非行少年の処遇（２） 13 非行少年の処遇（３） 14 まとめ	
テキスト、参考文献		評価方法	
小林寿一編著『少年非行の行動科学—学際的アプローチと実践への応用』北大路書房 2008 年		授業への出席状況、試験の成績による	

08～09 律・国・総 03～07 律・国	*****／*****／***** *****／*****	担当者	*****
講義目的、講義概要		授業『計画	
テキスト、参考文献		評価方法	

08～09 律・国・総 03～07 律・国	*****／*****／***** *****／*****	担当者	*****
講義目的、講義概要		授業計画	
テキスト、参考文献		評価方法	

08～09 律・国・総 03～07 律・国	法心理学 b／*****／***** 法心理学 b／*****	担当者	渡辺 昭一
講義目的、講義概要		授業計画	
法心理学は、民事および刑事司法システムへの心理学的知見の提示と応用に関連する学問領域である。この講義では、法執行過程におけるさまざまな心理学的問題について、最近の研究と具体的な事例を紹介し、法心理学への理解を深めることを目的とする。 秋学期は、目撃者の証言、捜査面接、虚偽検出検査（ポリグラフ検査）、犯罪者プロファイリング、犯罪予防、犯罪被害者支援などについて、具体的な事例を交えながら講義する予定である。		1. はじめに 2. 目撃者の証言（１）：目撃者の記憶 3. 目撃者の証言（２）：顔の識別と再構成 4. 捜査面接（１）：目撃者・被害者の面接 5. 捜査面接（２）：取調べと自白 6. ポリグラフ検査（１）：検査の方法と妥当性 7. ポリグラフ検査（２）：法的諸問題 8. 犯罪情報分析（１） 9. 犯罪情報分析（２） 10. 犯罪者プロファイリング（１） 11. 犯罪者プロファイリング（２） 12. 犯罪予防（１） 13. 犯罪予防（２） 14. 犯罪被害者支援	
テキスト、参考文献		評価方法	
渡辺昭一編『捜査心理学』（北大路書房、2005 年）		授業への参加状況および期末定期試験の結果による。	

08～09 律・国・総 03～07 律・国	外国法講読Ⅰ／外国法講読Ⅰ／外国書講読Ⅰ 外国法講読Ⅰ／外国法講読Ⅰ	担当者	磯部 哲
講義目的、講義概要		授業計画	
フランス語文法の正確な理解と、それを元に法律学の専門書を読む力（の少なくとも基礎）を身につけることが、本講義の目的である。努力する覚悟さえあれば、初心者でも歓迎する。 今のところ、フランス行政法の基本書を1つ選び、そのうち読みやすい箇所を選ぶつもりであるが、医事法・生命倫理領域にも素材を求める可能性はある（昨年度は結局、医師の職業倫理上の義務に関連して、患者への説明のあり方を解説する文書を読んだ）。いずれにせよ、初回の授業で参加者と相談するつもりである。 スタイルとしては、毎回とくに担当者を決めることなく受講者に和訳してもらうこととなるだろう。和訳を吟味しながら、必要に応じて文法の解説のほか、日本法との比較検討なども行っていきたい。		第1回 授業の進め方、テキスト選定等について相談。 手始めに短い文章を読んでみる（辞書持参のこと）。 第2回～第14回 テキストの講読 ◇ 随時、受講者の関心や読解力等を考慮の上、テキストや授業の進め方を調整する。	
テキスト、参考文献		評価方法	
・テキストはこちらで準備をする。 ・仏和辞書は必須（ロワイヤル仏和中辞典、プチ・ロワイヤル、ディコ、クラウンなどどれでもかまわない）		出席のほか、毎回の準備の程度、質疑における発言等、授業に対する参加貢献度を総合的に判断する。無断欠席は、それ以降の本授業への出席を認めない。	

08～09 律・国・総 03～07 律・国	*****／*****／***** *****／*****	担当者	*****
講義目的、講義概要		授業計画	
テキスト、参考文献		評価方法	

08～09 律・国・総 03～07 律・国	外国法講読Ⅰ／外国法講読Ⅰ／外国書講読Ⅰ 外国法講読Ⅰ／外国法講読Ⅰ	担当者	田島 裕
講義目的、講義概要		授業計画	
外国の法律文書を読むために必要な基本的知識を教える。教材は、受講生と相談のうえ、決めることにする。英米の法律制度を一通り理解できるように、できるだけ古典的な文献を読むことにしたい。外国の法文化と伝統を理解し、幅広い国際的な視野を身につけさせたい。量よりも質を重んじることにしたい。受講生に割り当てて、外書を順に読んでゆく。積極的に全員が講読の負担をおってくれることを期待している。		外書講読のテキストを決定した後に具体的な計画を説明する。基本的には、選択したテキストの核心部分を前から順に読んで行く。	
テキスト、参考文献		評価方法	
第 1 回の講義のときにいくつかの文献を紹介し、受講生と相談のうえ、テキストを決定する。		受講生が多い場合には定期試験。比較的少なければレポート。平常点（授業への貢献度）を加味する。	

08～09 律・国・総 03～07 律・国	*****／*****／***** *****／*****	担当者	*****
講義目的、講義概要		授業計画	
テキスト、参考文献		評価方法	

08～09 律・国・総 03～07 律・国	*****／*****／***** *****／*****	担当者	*****
講義目的、講義概要		授業計画	
テキスト、参考文献		評価方法	

08～09 律・国・総 03～07 律・国	外国法講読Ⅱ／外国法講読Ⅱ／外国書講読Ⅱ 外国法講読Ⅱ／外国法講読Ⅱ	担当者	堅田 剛
講義目的、講義概要		授業計画	
英語文献の講読をつうじて、法の基礎理論の理解を目指します。私の専門は法哲学および法思想史ですので、教材として採用する文献は、どうしても法哲学や法思想史に関連したものになってしまいます。ただ実際に目的とするのは法の基礎理論ですから、学科やコースに関わりなく、法学部の学生であるならば、言葉の壁はともかくとしても、容易に理解できる内容の文献を選びました。 下記のテキストはけっして新しいものではないのですが、内容の平易さという点では、これを越えるものはなかなか見あたりません。著者の J・B・ホワイトは、もともとは言語学や文学の研究者なのですが、その視点から法的言語の修辞的および詩的性格について貴重な業績を残しています。本書は論文集ですが、全体として法を「論理」ではなく一種の「詩」として捉える、きわめて興味深い試みといえるでしょう。 授業の具体的な進め方は、受講者の顔ぶれを見てから決定します。少人数の授業になるものと予想されますので、それなりの積極的な取り組みが必要です。外国語の文献講読には、少なくとも「音読」と「読解」と「解説」の三つの要素が不可欠と思われますが、受講者には、このうち声を出して文章を読み、その意味を解釈する（単なる英文和訳ではありません）ことをやってもらいます。それだけで終わっては物足りないので、そのうえで私が簡単な解説を加えることにより、理解を確実なものにします。		下記のテキストのうち、chapter 2: Rhetoric and Law, The Arts of Cultural and Communal Life を講読します。 1. (Introduction) 2. The Nature of modern Law and Rhetoric 3. Law as a Branch of the Rhetoric 4. What is usually meant by “Rhetoric” 5. A somewhat different Way of conceiving of Law 6. The Lawyer’s Work has a second essential Element 7. The Law is culture-specific 8. What we can mean by “Rhetoric” 9. Rhetoric invents not out of Nothing but out of Something 10. What would be the Effects of thinking of Law in this rhetorical Way? 11. The Point of View of the Nonlawyer 12. Rhetoric can be seen in a somewhat different Light 13. The Criticism of judicial Opinions 14. The Practice and Teaching of Rhetoric	
テキスト、参考文献		評価方法	
James Boyd White: <i>Heracles’ Bow, Essays on the Rhetoric and Poetics of the Law</i> , The University of Wisconsin Press, 1985 (コピーを用意します。)		出席状況を重視します。英語の能力そのものよりも、授業への真摯な関わりを重視して、いわゆる平常点で、総合的に評価します。	

08～09 律・国・総 03～07 律・国	*****／*****／***** *****／*****	担当者	*****
講義目的、講義概要		授業計画	
テキスト、参考文献		評価方法	

08～09 律・国・総 03～07 律・国	外国法講読Ⅱ／外国法講読Ⅱ／外国書講読Ⅱ 外国法講読Ⅱ／外国法講読Ⅱ	担当者	木藤 茂
講義目的、講義概要		授業計画	
ドイツ語・ドイツ文法の基礎的知識のある学生を対象に、ドイツの法律学に関するドイツ語の文献を講読することにより、ドイツ法についての理解を深めることを目的とします。 具体的な文献としては、ドイツの法学部生向けの入門書や憲法・行政法の分野の教科書・論文の一部をコピーして配布することを考えています。いずれにしても、教員の専門分野からして、ドイツ公法の分野の実定法に関する基礎的な文献が中心になると思います。 ※ この講義は、ドイツの法律学に関するドイツ語の文献を講読するものです。 したがって、ドイツ語未修者などドイツ語の基礎文法を一通り終えていない方には、受講を認めません。 また、この講義は、語学としてのドイツ語の文法や会話に関する講義ではないので、ドイツ語の能力の向上のみを目的とする方は、受講をご遠慮ください。 他方、語学としてのドイツ語の能力がいくら優れている場合であっても、出席や輪読等の講義への参加が不十分と認められる場合には、単位は認定しませんので、この点も併せて留意してください。		受講者による輪読の形式とします。	
テキスト、参考文献		評価方法	
開講時に、文献を紹介の上、コピーを配布します。		出席を重視した上で、輪読の際の発表の内容や講義への参加の度合いなども含め、総合的に判断して評価します。	

08～09 律・国・総 03～07 律・国	憲法・統治／憲法・統治／憲法・統治 憲法Ⅲ／憲法Ⅲ	担当者	大藤 紀子
講義目的、講義概要		授業計画	
憲法の統治機構についての理解を深める。憲法総論と密接に関わるため、事前に憲法Ⅰないし憲法入門の講義を履修すること。 論点毎に、講義・教科書・参考文献・判例集を参考に、各自ノート整理をすること。 (テキストの内容を理解し、ノートをまとめる際、参考にすべき文献) <参考文献> ・山内敏弘編『新現代憲法入門』(法律文化社) ・野中俊彦他『憲法Ⅰ』(有斐閣) ・辻村みよ子『憲法』(日本評論社) ・大津浩他『憲法四重奏』(有信堂高文社) <判例集> ・芦部信喜・高橋和之編『憲法判例百選Ⅰ』(有斐閣) ・右崎正博・浦田一郎編『基本判例 憲法』(法学書院) ・植野・佐藤編『憲法判例205』(発行・編集工房球)(発売・学陽書房) <小型六法>(必携)		1. はじめに 2. 国民主権と国民代表制 3. 参政権 4. 選挙制度と政党制 5. 国会の地位・組織・権限 6. 衆議院の解散 7. 国会議員 8. 行政権と内閣 9. 議院内閣制 10. 司法の概念・限界 11. 裁判所の組織と権限 12. " 13. 財政・地方自治 14. まとめ (多少の変更がありうる)	
テキスト、参考文献		評価方法	
・芦部信喜(高橋和之補訂)『憲法』(岩波書店)		試験期間中の論述試験の結果による評価。	

08～09 律・国・総 03～07 律・国	憲法・発展／憲法・発展／憲法・発展 *****／*****	担当者	大藤 紀子
講義目的、講義概要		授業計画	
日本国憲法の成立経緯や天皇の地位と権限、平和主義を学ぶ。歴史的に日本国憲法が担ってきた意味や役割を勉強する。また、日本国憲法の改正にまつわる理論や、国際法の位置づけを通じて、「憲法の未来」について、検討する。 論点毎に、講義・教科書・参考文献・判例集を参考に、各自ノート整理をすること。 (テキストの内容を理解し、ノートをまとめる際、参考にすべき文献) <参考文献> ・山内敏弘編『新現代憲法入門』(法律文化社) ・野中俊彦他『憲法Ⅰ』(有斐閣) ・辻村みよ子『憲法』(日本評論社) ・大津浩他『憲法四重奏』(有信堂高文社) <判例集> ・芦部・高橋編『憲法判例百選Ⅰ』第5版(有斐閣) ・右崎正博・浦田一郎編『基本判例 憲法』(法学書院) ・植野・佐藤編『憲法判例205』(発行・編集工房球)(発売・学陽書房) <小型六法>(必携)		1. はじめに 2. 日本国憲法の成立経緯① 3. 日本国憲法の成立経緯② 4. 天皇の地位と権限① 5. 天皇の地位と権限② 6. 平和主義の原理① 7. 平和主義の原理② 8. 憲法の保障と違憲審査制① 9. 憲法の保障と違憲審査制② 10. 憲法改正と国民投票① 11. 憲法改正と国民投票② 12. 国際法の遵守① 13. 国際法の遵守② 14. まとめ (多少の変更がありうる)	
テキスト、参考文献		評価方法	
・芦部信喜(高橋和之補訂)『憲法』(岩波書店)		試験期間中の論述試験の結果による評価。	

08～09 律・国・総 03～07 律・国	行政法Ⅰ／行政法Ⅰ／行政法Ⅰ 行政法Ⅰ／行政法Ⅰ	担当者	木藤 茂
講義目的、講義概要		授業計画	
本学では、2008年度から、「行政法Ⅰ～Ⅲ」について、新たな進め方で講義を行っています。 これまでは、伝統的な教科書の流れに沿って、「行政法Ⅰ・Ⅱ」で行政法総論を、「行政法Ⅲ」で行政救済法を、それぞれ扱っていましたが、2008年度からは、「行政法Ⅰ」で行政法総論と行政救済法の全体を概観した後、「行政法Ⅱ」「行政法Ⅲ」でそれぞれ行政法総論及び行政救済法をより深く学んでもらう、という体系になっています。 このような前提の下で、春学期の「行政法Ⅰ」では、行政法の全体像を理解し基礎的な知識を得ることを目的に、特に重要な概念・論点や基本的な制度の概要についての重点的かつ概括的な説明を行います。そして、それらをもとに「行政法Ⅱ」「行政法Ⅲ」までを通して受講してはじめて、行政法の一通りの学習が完結することになります。 さらに、この講義では、単なる丸暗記ではなく、自分の頭で理解し自分の言葉で表現するという、高校までとは違う大学での勉強というものを実践してもらうことも重視しますので、この点を予め自覚の上で履修してください。 なお、行政法をより良く理解するためには、憲法や民法の基礎的な知識が不可欠ですので、原則として、それらの講義を履修済または履修中の方を対象とします。		1. ガイダンス、行政法の全体像 2. 行政と私たちとの間の法的関係①（具体例①） 3. 行政と私たちとの間の法的関係②（具体例②） 4. 行政主体・機関と様々な行為形式（具体例の整理） 5. 行政法学の意義と役割（公法と私法） 6. 行政法の基本原理 7. 行政法の法源、行政立法（概念・分類） 8. 行政行為①（概念・分類） 9. 行政行為②（裁量、手続） 10. 行政行為③（効力） 11. 行政行為④（瑕疵） 12. 行政上の実効性確保（概観） 13. 行政救済法概論①（概観、行政不服審査法） 14. 行政救済法概論②（行政事件訴訟法、国家補償法） ※ 講義は、教科書のページに沿って順次進める形ではなく、教員が配布するレジュメ・資料と板書を中心に行います。 他方、左記のように、講義では重点的かつ概括的な説明にとどまることとなりますので、受講生各自の予・復習が不可欠になります。「テキスト」の欄の2冊の教科書は、そのような趣旨から相応しいものとして掲げてあります。	
テキスト、参考文献		評価方法	
予・復習のための教科書として、北村和生＝佐伯彰洋＝佐藤英世＝高橋明男『行政法の基本〔第3版〕』（法律文化社、2006年）、曾和俊文＝山田洋＝亘理格『現代行政法入門』（有斐閣、2007年）を挙げておきますが、その趣旨等の詳細は開講時に説明します。		学期末の筆記試験によることとします。	

08～09 律・国・総 03～07 律・国	行政法Ⅱ／行政法Ⅱ／行政法Ⅱ 行政法Ⅱ／行政法Ⅱ	担当者	木藤 茂
講義目的、講義概要		授業計画	
「行政法Ⅰ」の欄に記載したとおり、本学では、2008年度から、「行政法Ⅰ～Ⅲ」について、新たな進め方で講義を行っています。 その考え方に基づいて、秋学期の「行政法Ⅱ」では、春学期の「行政法Ⅰ」で得られた行政法全般にわたる基礎的な知識を土台として、行政法総論（行政作用法総論）の部分についてより体系的な知識を修得することを目的に、更に詳細な補足説明や「行政法Ⅰ」では十分に触れられなかった項目・論点についての解説を行うこととなります。 特に講義の前半の項目には「行政法Ⅰ」と重複するように見える箇所もありますが、これは、春学期の基礎的な知識を再確認していただくとともに、それらを踏まえた上でより詳細かつ応用的な論点について理解を深めてもらうという、言わば重層的な学習効果を意図したものです。 「行政法Ⅱ」では、自分の頭で理解し自分の言葉で表現するという大学での勉強の方法がより一層要求されますので、この点を予め自覚して講義に臨んでください。 なお、行政法をより良く理解するためには、憲法や民法の基礎的な知識が不可欠ですので、原則として、それらの講義を履修済または履修中で春学期の「行政法Ⅰ」（又はこれに相当する講義）を履修した方を対象とします。		1. 春学期の復習－秋学期への導入を兼ねて 2. 行政行為・詳論①（裁量） 3. 行政行為・詳論②（行政手続法と処分手続） 4. 行政行為・詳論③（取消し・撤回、附款） 5. 行政立法・詳論（法の拘束と行政立法手続） 6. 行政計画・詳論（概念・分類、法の拘束） 7. 行政契約・詳論（概念・分類、法の拘束） 8. 行政指導・詳論（概念・分類と行政指導手続） 9. 行政上の実効性確保・詳論①（強制執行、行政罰） 10. 行政上の実効性確保・詳論②（即時強制） 11. 行政情報の収集（行政文書と行政情報、行政調査） 12. 行政情報の管理と利用①（情報公開） 13. 行政情報の管理と利用②（個人情報保護） 14. 総復習－行政過程における私たちの地位と役割 ※ 講義では、「テキスト」の欄の教科書等により受講生各自で予・復習をしていただくことを前提に、教科書のページに沿って順次進める形ではなく、教員が配布するレジュメ・資料と板書を中心に、詳細かつ応用的な論点についての説明を行います。	
テキスト、参考文献		評価方法	
予・復習のための教科書として、北村和生＝佐伯彰洋＝佐藤英世＝高橋明男『行政法の基本〔第3版〕』（法律文化社、2006年）、曾和俊文＝山田洋＝亘理格『現代行政法入門』（有斐閣、2007年）を挙げておきますが、その趣旨等の詳細は開講時に説明します。		学期末の筆記試験によることとします。	

08～09 律・国・総 03～07 律・国	教育法 a／*****／教育法 a 教育法 a／*****	担当者	市川 須美子
講義目的、講義概要		授業計画	
教育法は、教育の場で生じるさまざまな問題を、法的視点から、つまり、権利・義務関係の視点から整理して、教育問題の分析・解決を提起してゆく法分野です。現在、学校でも、家庭でも、子どもに対する人権侵害が多発しています。教師の体罰で子どもが心身に重大な被害を受ける事例もあとを絶たないし、統計的には減少しているとされていたいじめも、むしろ、学校では常態化しており、いじめ裁判は増加しています。この講義では、学校での子どもの人権侵害についての具体的な裁判事例を、体罰、いじめ、生活指導、校則、学校教育措置、教育情報に分類して、法的に分析し、教育法の考え方と現時点での理論的到達点を入門的に解説します。		1 学校における子どもの人権侵害——問題化の経緯と分類 2 体罰裁判とその特徴——体罰裁判の判例動向 3 体罰裁判の新しい展開 4 生活指導とその法的限界 5 いじめと裁判——中野富士見中事件といわき小川中事件 6 いじめ自殺と予見可能性——津久井町立中野中いじめ自殺事件 7 いじめ調査・報告義務訴訟 8 丸刈り校則裁判 9 修徳高校パーマ校則裁判 10 都立高校原級留置き訴訟 11 信教の自由と学校教育——エホバの証人退学事件 12 内申書・指導要録開示訴訟 13 教育情報公開訴訟——学力テスト結果公開請求事件 14 まとめ	
テキスト、参考文献		評価方法	
テキストは指定しませんが、講義時に教育関係の小六法を携行してください。		試験	

08～09 律・国・総 03～07 律・国	教育法 b／*****／教育法 b 教育法 b／*****	担当者	市川 須美子
講義目的、講義概要		授業計画	
教育法の現代的問題状況の把握(教育法 a)を前提に、教育法のより体系的な理解のために、自主性擁護的教育裁判を通じての教育法学形成と教育と国家との基本的な関係のあり方を検討します。次に、教育法の基礎概念である教育人権、子どもの学習権、親の教育権、教師の教育の自由、住民の教育権を、教育裁判を素材に解説します。最後に、2006 年教育基本法改正とその後の教育法状況を分析します。		1 戦後教育改革と憲法・教育基本法法制 2 逆コースの教育改革 3 教科書裁判（１） 4 教科書裁判（２） 5 最高裁学テ判決 6 障害児の学習権——特殊学級入級処分取消訴訟 7 子どもの市民的自由——内申書裁判 8 親の教育権——日曜日訴訟 9 親の教育権——七尾養護学校事件 10 教師の教育の自由——伝習館高校事件 11 教師の教育の自由と日の丸・君が代 12 住民の教育権——教育委員会制度と教育 13 教育基本法改正と教育法制 14 まとめ	
テキスト、参考文献		評価方法	
テキストは指定しませんが、講義時に教育関係の小六法を携行してください		試験	

08～09 律・国・総 03～07 律・国	*****／*****／***** *****／*****	担当者	*****
講義目的、講義概要		授業計画	
テキスト、参考文献		評価方法	

08～09 律・国・総 03～07 律・国	民法Ⅰ（代理・時効・物権総論）（3学科共通） *****／*****	担当者	常岡 史子
講義目的、講義概要		授業計画	
本講義では、民法第一編から代理・時効を、第二編から物権総論を扱う。代理は、本人以外の者（代理人）のなした法律行為の効果を本人に帰属させるための制度であり、法律行為の拡張という点で重要性を有する。また、時効は、意思表示によらない権利変動の代表的なものである。さらに、これらとあわせて物権法の基本的概念及び物権変動を学ぶことにより、私権の変動とは何かということについて根幹的な知識を習得することをねらいとする。 各回の授業について、受講者全員が教科書を読み予習済みであることを前提に講義を進める。受講者数の多寡にかかわらず、授業時間中に指名して質問することがあるので、準備の上出席されたい。		1 はじめに－法律行為概論－ 2 代理(1)：代理権 3 代理(2)：代理行為 4 代理(3)：無権代理 5 代理(4)：表見代理 6 時効(1)：消滅時効 7 時効(2)：取得時効 8 時効(3)：時効の中断・停止 9 物権的請求権 10 物権変動：意思主義と対抗要件主義 11 不動産物権変動と登記 12 登記・第三者をめぐる議論 13 動産物権変動と占有 14 即時取得	
テキスト、参考文献		評価方法	
内田貴『民法Ⅰ 総則・物権総論』東京大学出版会 3360円		基本として、学期末に行う定期試験の成績をもとに評価する。授業時間中に自ら進んで質問に答えた者については、その発言回数・内容を成績評価に際して加味する。	

08～09 律・国・総 03～07 律・国	民法Ⅱ（債権各論）（3 学科共通） *****／*****	担当者	藤田 貴宏
講義目的、講義概要		授業計画	
契約法および不法行為法の基本的論点について講義します。		1：ガイダンス 2：売買(1) 3：売買(2) 4：売買(3) 5：賃貸借(1) 6：賃貸借(2) 7：消費貸借 8：過失(1) 9：過失(2)、責任能力 10：因果関係、共同不法行為 11：損害賠償、過失相殺 12：使用者責任 13：工作物責任 14：まとめと補充	
テキスト、参考文献		評価方法	
大村敦志『基本民法Ⅱ』（有斐閣） 潮見佳男『入門民法（全）』（有斐閣）		学期末試験	

08～09 律・国・総 03～07 律・国	民法Ⅲ（担保物権・債権総論）（3 学科共通） *****／*****	担当者	藤田 貴宏
講義目的、講義概要		授業計画	
担保物権法および債権法総論の基本的論点について講義します。		1：ガイダンス 2：弁済 3：相殺 4：債権譲渡 5：債務不履行 6：責任財産の保全 7：保証(1) 8：保証(2) 9：留置権・先取特権・質権 10：抵当権(1) 11：抵当権(2) 12：抵当権(3) 13：非典型担保 14：まとめと補充	
テキスト、参考文献		評価方法	
大村敦志『基本民法Ⅲ』（有斐閣） 潮見佳男『入門民法（全）』（有斐閣）		学期末試験	

08～09 律・国・総 03～07 律・国	民法Ⅳ（親族法）／*****／民法Ⅳ（親族法） 民法Ⅴ／*****	担当者	常岡 史子
講義目的、講義概要		授業計画	
民法第四編「親族」を中心に扱う。具体的には、法律上の夫婦を形成するための制度である婚姻、その解消としての離婚、家族関係の拡大の中での親子等に関する問題を取り上げ、民法の条文の背景にある法原理と判例に現れた解釈を交差させながら、家族法の基本的論点について講義する。そこでは、日本の法形成に影響を及ぼしうする諸外国の立法制度についてもあわせて言及する。 また、家族の中の高齢者にかかわる問題としての成年後見制度や、家事事件の処理に重要な役割を果たす家庭裁判所の実務等についても必要に応じて言及する。		1 家族とは何か 2 婚姻の成立と婚約 3 婚姻の効力（１）－身分上の効力－ 4 婚姻の効力（２）－財産上の効力－ 5 離婚（１）－協議離婚－ 6 離婚（２）－裁判離婚－ 7 離婚の効果（１）－財産関係－ 8 離婚の効果（２）－未成年子の養育－ 9 実親子（１）－嫡出性に関する問題－ 10 実親子（２）－認知に関する問題－ 11 養子縁組 12 親権 13 家族をめぐる諸問題 14 まとめ	
テキスト、参考文献		評価方法	
常岡史子編『はじめての家族法』（成文堂、2008年）		基本として、学期末に行う定期試験の成績をもとに評価する。授業時間中に自ら進んで質問に答えた者については、その発言回数・内容を成績評価に際して加味する。	

08～09 律・国・総 03～07 律・国	民法Ⅴ（相続法）／*****／民法Ⅴ（相続法） 法律学特講（相続法）／*****	担当者	常岡 史子
講義目的、講義概要		授業計画	
民法第五編「相続」を扱う。わが国の民法は、法定相続と遺言の２つを柱として構成されている。そこで講義では、まず法定相続制度の概要について説明する。その後、被相続人の私的自治の実現としての遺言制度、さらに両者のほがまにあつて、私的生活保障と意思の尊重という一見相容れがたい要請に応えようとする遺留分制度について検討する。また、必要に応じて諸外国の相続制度にも言及し、日本法のあり方について考えを深める契機とする。		1 相続とは何か 2 相続人と相続分 3 相続欠格と廃除 4 相続財産の範囲 5 共同相続と遺産共有 6 特別受益と寄与分 7 相続の承認と放棄 8 遺産分割 9 遺言の方式 10 遺言の効力 11 遺留分（１） 12 遺留分（２） 13 相続紛争と家庭裁判所の役割 14 まとめ	
テキスト、参考文献		評価方法	
常岡史子編『はじめての家族法』（成文堂、2008年）		基本として、学期末に行う定期試験の成績をもとに評価する。授業時間中に自ら進んで質問に答えた者については、その発言回数・内容を成績評価に際して加味する。	

08～09 律・国・総 03～07 律・国	会社法Ⅰ／会社法Ⅰ／会社法Ⅰ 会社法／会社法	担当者	明田川 昌幸
講義目的、講義概要		授業計画	
講義目的 会社、特に株式会社についての法規制と裁判例の理解。 講義概要 会社法Ⅰでは、株式会社の機関（株主総会、取締役、取締役会、代表取締役、監査役等）と株式会社の計算を中心に、会社法による法規制と会社法に関する裁判例の解説を行う。		1 会社法総論 2 株式会社総説 3 株式会社の機関 4 株主総会その1 5 株主総会その2 6 取締役その1 7 取締役その2 8 取締役会 9 代表取締役 10 監査役、会計監査人 11 委員会設置会社 12 役員等の責任、株主代表訴訟 13 株式会社の計算その1 14 株式会社の計算その2 （概ね上記の順番に従って講義を進めていく予定であるが、採用するテキストや講義の進行状況等により、各項目の内容や順番に若干のずれが生じることがある）	
テキスト、参考文献		評価方法	
六法。 テキストについては、追って指示する。		期末試験の成績、小テスト、出席などから評価を行う。	

08～09 律・国・総 03～07 律・国	会社法Ⅱ／会社法Ⅱ／会社法Ⅱ 会社法／会社法	担当者	明田川 昌幸
講義目的、講義概要		授業計画	
講義目的 会社、特に株式会社についての法規制と裁判例の理解。 講義概要 会社法Ⅱでは、株式会社の設立、株式、募集株式の発行、新株予約権、会社の組織再編等を中心に、会社法による法規制と会社法に関する裁判例の解説を行う。		1 株式会社の設立 発起人、定款、出資 2 株式会社の設立 機関、調査、設立無効 3 株式 株主の権利・義務 4 株式の種類 5 株券、株式の譲渡、株主名簿 6 自己株式と株式の相互保有 7 株式の分割・併合・消却 8 募集株式の発行その1 9 募集株式の発行その2 10 新株予約権その1 11 新株予約権その2 12 会社の組織再編その1 13 会社の組織再編その2 14 会社の組織再編その3 （概ね上記の順番に従って講義を進めていく予定であるが、採用するテキストや講義の進行状況等により、各項目の内容や順番に若干のずれが生じることがある）	
テキスト、参考文献		評価方法	
六法。 テキストについては、追って指示する。		期末試験の成績、小テスト、出席などから評価を行う。	

08～09 律・国・総 03～07 律・国	会社法Ⅰ／会社法Ⅰ／会社法Ⅰ 会社法／会社法	担当者	梅田 武敏
講義目的、講義概要		授業計画	
講義目的 所謂新会社法は、平成 17 年に制定され、同 18 年 5 月から施行されました。「理解し難い」といわれる会社法を、具体的な例をもって理解しやすく平易にレベルを落とすことなく講義することを目的とします。 講義概要 新会社法最大の特色は、条文が口語体になったことです。だが、当然のことですが、内容的に易しくなったわけではありません。むしろ、複雑になったといえます。「理解しやすい会社法」を目指すのはこうした事情を踏まえ考慮したものです。 講義は会社の機関に関することから行います。具体的には、株主総会、取締役、代表取締役等々について講義し、しばしば報道される会社をめぐる発生している各種事件の法的構造が把握できるようにしたいと考えております。そして、友人等に、発生した事件を解説できる程度のレベルまで理解の程度を高めることも考えております。		1 近代社会と会社及び会社法の歴史 2 会社の経済的機能と法的性質 3 各種会社と株式会社 4 商法典と新会社法典 5 会社法と会社の機関－その法的構造 6 株式会社の機関 －その 1 7 同 －その 2 8 同 －その 3 9 同 －その 4 10 同 －その 5 11 同 －その 6 12 取締役の責任 －その 1 13 同 －その 2 14 公開会社と非公開会社その異同 以上が春学期の予定です。	
テキスト、参考文献		評価方法	
最初の講義の際に、プリントを配布します。講義はこのプリントにそって行います。		期末テストの成績によります。	

08～09 律・国・総 03～07 律・国	会社法Ⅱ／会社法Ⅱ／会社法Ⅱ 会社法／会社法	担当者	梅田 武敏
講義目的、講義概要		授業計画	
講義目的 春学期を引き継いだ講義ですので、春学期同様に、具体的な例を示しつつ、理解しやすい株式会社法を目指す予定です。 講義概要 株式会社の形態とその機関設計との関係を明らかにし、そこにおける法的構造の差異を理解できるようにします。 会社の機関に関する講義が終わった後は、株式会社の設立について講義を行います。設立に関する講義の後には、株式をめぐる法的考察を行う予定です。		1 株式会社の種類と機関設計 －その 1 2 同 －その 2 3 発起人と会社の設立 4 会社設立の 2 形態 5 会社の設立をめぐる諸問題 6 株主、株式、機関 －その 1 7 同 －その 2 8 会社はだれのものか 9 無額面式株式と株券不発行制度 10 新株と新株予約権 11 株式の概念 12 株式の発行と権利概念 13 利益供与と総会屋対策 14 粉飾決算－タコ配当 以上が秋学期の予定です。	
テキスト、参考文献		評価方法	
春学期の最初に配布したプリントを使用します。		期末テストの成績によります。	

08～09 律・国・総 03～07 律・国	刑法総論Ⅰ／刑法総論Ⅰ／刑法総論Ⅰ 刑法総論Ⅰ／刑法総論Ⅰ	担当者	内山 良雄
講義目的、講義概要		授業計画	
人は、犯罪を行うと刑罰を科せられます。刑法は、犯罪と刑罰の内容と相互関係を規定する法律です。本講義と「刑法総論Ⅱ」は、犯罪の成立要件を解明する「犯罪論」と、刑罰の目的や役割を解明する「刑罰論」を対象とします。犯罪論の課題は、殺人罪や窃盗罪といった個別の犯罪に特徴的な要素を解明する「刑法各論」と異なり、「すべての犯罪に共通する最大公約数的な要素は何か、犯罪というからには最低限備えていなければならない要素は何か」を明らかにすることにあります。犯罪とは、①構成要件に該当し②違法で③有責な行為と定義されますが、本講義では①と、②の前半を扱います。 刑罰は、法的制裁の中で一番厳しいものですから、刑罰を科す前提として犯罪が成立しているか否かという問題は、きわめて重要な意義をもっています。犯罪の成否に関する問題は、刑罰権の発動と直結していますから、場当たりの感情的な議論をするのではダメで、論理の一貫性が強く求められるのです。本講義では、刑法の議論に必要な論理的思考能力を身につけることを目標とします。		1. 刑法および刑法学の意義・目的・機能 2. 罪刑法定主義 3. 刑法の理論（犯罪論・刑罰論と学派の争い） 4. 犯罪概念と犯罪論体系 5. 行為論と行為の概念・態様 6. 構成要件の意義と機能 7. 構成要件の要素 8. 因果関係（1） 9. 因果関係（2） 10. 違法性の実質（1） 11. 違法性の実質（2） 12. 正当防衛と緊急避難 13. 正当防衛（1） 14. 正当防衛（2） ＊ 受講生の理解度に応じて進度を調整するので、このとおりに進まないことがあります。進度が遅れた場合、補講を行うことがあります。あらかじめご了承ください。	
テキスト、参考文献		評価方法	
曾根威彦『刑法総論 [第4版]』弘文堂 参考書は、第1回の講義で紹介します。		定期試験の答案に自分の考えを論理的で説得力ある論旨で主張できているか、を重視して評価します。	

08～09 律・国・総 03～07 律・国	刑法総論Ⅱ／刑法総論Ⅱ／刑法総論Ⅱ 刑法総論Ⅱ／刑法総論Ⅱ	担当者	内山 良雄
講義目的、講義概要		授業計画	
本講義は、「刑法総論Ⅰ」を受講した学生（受講してさえいれば、単位の取得は必要ありません）が履修することを前提に、犯罪の成立要件の②の後半と③を扱います。時間に余裕があれば、不作為犯、未遂犯といった犯罪論の残された問題も対象とします。 刑罰は最も厳しい法的制裁ですから、犯罪が成立してさえいれば科してよいというものではなく、刑罰の意味・目的からはずれた処罰は慎まなければなりません。そこで、刑罰の目的や機能を解明する「刑罰論」での議論が犯罪論の議論に及ぼす影響についても言及する予定です。本講義においても、刑法の議論に求められる論理的思考能力の修得を目標とすること等、基本的なスタンスは、「刑法総論Ⅰ」と変わりません。 【履修上の注意事項】 「刑法総論Ⅰ」の講義を受けていないと、本講義の内容を理解することは到底できません。必ず「刑法総論Ⅰ」を受講してから、本講義に臨んでください。		1. 緊急避難（1） 2. 緊急避難（2） 3. 法令行為・正当業務行為 4. 被害者の承諾 5. 安楽死・尊厳死 6. 責任の概念 7. 責任能力と原因において自由な行為 8. 違法性の意識 9. 故意論 10. 過失論 11. 事実の錯誤（1） 12. 事実の錯誤（2） 13. 違法性の錯誤（1） 14. 違法性の錯誤（2） ＊ 受講生の理解度に応じて進度を調整するので、このとおりに進まないことがあります。進度が遅れた場合、補講を行うことがあります。あらかじめご了承ください。	
テキスト、参考文献		評価方法	
曾根威彦『刑法総論 [第4版]』弘文堂 参考書は、第1回の講義で紹介します。		定期試験の答案に自分の考えを論理的で説得力ある論旨で主張できているか、を重視して評価します。	

08～09 律・国・総 03～07 律・国	刑法総論Ⅰ／刑法総論Ⅰ／刑法総論Ⅰ 刑法総論Ⅰ／刑法総論Ⅰ	担当者	若尾 岳志
講義目的、講義概要		授業計画	
目的 「犯罪が成立するかどうか」、法的な思考に乗せて、考え、結論が出せるようになってほしいと思います。 刑法総論Ⅰ・Ⅱ、刑法各論Ⅰ・Ⅱと学んでいけば、きっとできるようになります。 概要 「刑法」は、犯罪と刑罰、およびその両者の関係を規定した法律（「実質的意義における刑法」）です。「刑法総論」では、①そもそも「刑法」ってなんだろうか、という基本的な事柄（「刑法の基礎」）、②犯罪とはなんだろうか、という「犯罪論」、③刑罰とはなんだろうか、という「刑罰論」からなります。 この刑法総論Ⅰの授業では、①「刑法の基礎」を中心に、②「犯罪論」の半ばまで進みたいと思います。③「刑罰論」については、折に触れて授業の中で、お話する機会を作ります。 刑法は論理性が強く求められます。さらに、刑法総論は非常に抽象的な話になります。馴染むまでに少し時間がかかるとは思いますが、一度馴染むと楽しめます。楽しめるレベルに到達できるよう、願っています。		1. イントロダクション（授業と刑法の） 2. 刑法の機能（法益保護機能） 3. 刑法の機能（人権保障機能・・・罪刑法定主義1） 4. 刑法の機能（人権保障機能・・・罪刑法定主義2） 5. 刑罰の目的 6. 犯罪論体系 7. 構成要件総説 8. 因果関係（条件関係） 9. 因果関係（相当性判断） 10. 実行行為・不作為犯 11. 違法論総説 12. 法令行為・正当業務行為 13. 正当防衛（対物防衛） 14. 正当防衛（偶然防衛） ※授業計画は目安です。	
テキスト、参考文献		評価方法	
曾根威彦『刑法総論（第4版）』（弘文堂） 教科書は、学生自身が予習・復習のために使うものです。		論述式の定期試験となります。しっかり論述ができているかどうか、を評価します。なお、レポート・小テストなども考えていますが、授業の中でお知らせします。	

08～09 律・国・総 03～07 律・国	刑法総論Ⅱ／刑法総論Ⅱ／刑法総論Ⅱ 刑法総論Ⅱ／刑法総論Ⅱ	担当者	若尾 岳志
講義目的、講義概要		授業計画	
目的 「犯罪が成立するかどうか」、法的な思考に乗せて、考え、結論が出せるようになってほしいと思います。 刑法総論Ⅰ・Ⅱ、刑法各論Ⅰ・Ⅱと学んでいけば、きっとできるようになります。 概要 刑法総論Ⅱでは、刑法総論の内容のうち、刑法総論Ⅰで終えることのできなかったことをやっていきます。つまり、②「犯罪論」の残りの部分をやっていきます。 ですので、刑法総論Ⅰを受講しておくことが望ましいと考えています。刑法総論Ⅰを理解した上で、この刑法総論Ⅱを受講してください。 ②「犯罪論」は、(i) 構成要件該当性、(ii) 違法性、(iii) 有責性の三つに分けられますが、刑法総論Ⅰでは②(i)と(ii)の半ばまで終えているはずで、そこで、刑法総論Ⅱでは、②(ii)の途中からと(iii)を講義します。それに共犯論を加えることができればと思っています。 刑法は論理性が強く求められます。さらに、刑法総論は非常に抽象的な話になります。馴染むまでに少し時間がかかるとは思いますが、一度馴染むと楽しめます。楽しめるレベルに到達できるよう、願っています。		1. イントロダクション（刑法総論Ⅰの復習） 2. 緊急避難1 3. 緊急避難2 4. 被害者の同意 5. 安楽死 6. 責任論総説 7. 責任能力 8. 原因において自由な行為 9. 故意・過失 10. 錯誤論（事実の錯誤1） 11. 錯誤論（事実の錯誤2） 12. 錯誤論（事実の錯誤3） 13. 違法性の錯誤・期待可能性 14. 共犯論 ※授業計画は目安です。	
テキスト、参考文献		評価方法	
曾根威彦『刑法総論（第4版）』（弘文堂） 教科書は、学生自身が予習・復習のために使うものです。		論述式の定期試験となります。しっかり論述ができているかどうか、を評価します。なお、レポート・小テストなども考えていますが、授業の中でお知らせします。	

08～09 律・国・総 03～07 律・国	刑法各論Ⅰ／刑法各論Ⅰ／刑法各論Ⅰ 刑法各論／刑法各論	担当者	内山 良雄
講義目的、講義概要		授業計画	
人は、犯罪を行うと刑罰を科せられます。刑法は、犯罪と刑罰の内容と相互関係を規定する法律です。本講義は、「刑法各論」を取り扱います。すべての犯罪に共通する要素や原理・原則を解明する「刑法総論」と異なり、刑法各論は、殺人罪や傷害罪といった個別犯罪に特有の成立要件や、類似する他の犯罪との異同・限界を明らかにすることを課題とします。本講義は、個人的法益に対する罪、とくに人身犯罪と、財産犯に関する導入を取り扱います。 それぞれの犯罪の成立要件を正しく理解し、法益を侵害する行為について、その具体的態様に着目し、刑法上、何罪が成立するかを、刑法各本条の解釈を通じて論理的に結論づけられるようになることが、本講義の目標です。 【履修上の注意事項】 「刑法各論Ⅰ・Ⅱ」は、「刑法入門」や「刑法総論Ⅰ・Ⅱ」を受講してから履修することを、強く推奨します。		1. 刑法各論の意義と任務 2. 人の始期・終期、殺人罪(1) 3. 殺人罪(2)、同意殺人罪 4. 自殺関与罪 5. 傷害罪と暴行罪 6. 危険運転致死傷罪、過失致死傷罪 7. 遺棄罪 8. 逮捕・監禁罪 9. 脅迫罪・強要罪 10. 強制わいせつ罪、強姦罪 11. 名誉毀損罪 12. 財産罪総論(1) 13. 財産罪総論(2) 14. 窃盗罪 ＊ 受講生の理解度に応じて進度を調整するので、このとおりに進まないことがあります。その場合、補講を行うことがあります。あらかじめ、ご了承ください。	
テキスト、参考文献		評価方法	
曾根威彦『刑法各論 [第4版]』弘文堂 参考書は、第1回の講義で紹介します。		期末試験の答案に基づいて評価します。	

08～09 律・国・総 03～07 律・国	刑法各論Ⅱ／刑法各論Ⅱ／刑法各論Ⅱ 刑法各論／刑法各論	担当者	内山 良雄
講義目的、講義概要		授業計画	
本講義は、「刑法各論Ⅰ」を受講した学生（受講してさえいれば、単位の取得は必要ありません）が履修することを前提に、個々の財産罪と社会的法益に対する罪、国家的法益に対する罪を取り扱います。それぞれの犯罪の成立要件を正しく理解し、法益を侵害する行為について、その具体的態様に着目し、刑法上、何罪が成立するかを、刑法各本条の解釈を通じて論理的に結論づけられるようになることを目標とすること等、基本的なスタンスは、「刑法各論Ⅰ」と変わりません。 【履修上の注意事項】 「刑法各論の意義・方法」や、個々の財産罪に関する解釈の前提となる「財産罪総論」は「刑法各論Ⅰ」で取り扱う予定です。「刑法各論Ⅰ」を受講してから本講義を履修することを、強く推奨します。		1. 強盗罪 2. 強盗致死傷罪 3. 詐欺罪 4. 恐喝罪 5. 横領罪 6. 背任罪 7. 盗品等に関する罪 8. 騒乱罪 9. 放火罪 10. 文書偽造罪 11. コンピュータ犯罪 12. 公務執行妨害罪 13. 偽証罪 14. 収賄罪 ＊ 受講生の理解度に応じて進度を調整するので、このとおりに進まないことがあります。その場合、補講を行うことがあります。あらかじめ、ご了承ください。	
テキスト、参考文献		評価方法	
曾根威彦『刑法各論 [第4版]』弘文堂 参考書は、第1回の講義で紹介します。		期末試験の答案に基づいて評価します。	

08～09 律・国・総 03～07 律・国	刑法各論Ⅰ／刑法各論Ⅰ／刑法各論Ⅰ 刑法各論／刑法各論	担当者	中空 壽雅
講義目的、講義概要		授業計画	
刑法各論では、すべての犯罪が共通してもつ性質を解明し犯罪の成立要件を追求する刑法総論とは異なり、各犯罪類型の意味範囲・処罰の射程を学習します。その意味では、それぞれの犯罪類型の個性を解明するといってもよいでしょう。しかしながら、その個性に迫るアプローチはすべての犯罪類型において同じです。そこに条文の解釈方法・刑法的思考方法があらわれています。したがって、授業では、各犯罪類型のもつ個性の理解と共に刑法的思考方法の体得も目指したいと考えています。 刑法各論Ⅰでは、個人的法益に対する罪のうち、生命・身体に対する罪、自由に対する罪、名誉に対する罪を中心に学習します。 講義を受ける時の注意点は、第1回目に説明します。		1 刑法各論とは何か、刑法各論の学び方 2 殺人罪をめぐる諸問題 3 殺人罪をめぐる諸問題 4 傷害罪・暴行罪をめぐる諸問題 5 危険運転致死傷罪・過失致死傷罪 6 遺棄罪 7 身体的自由に対する罪 8 性的自由に対する罪 9 私生活の平穏に対する罪 10 名誉毀損罪 11 信用・業務に対する罪 12 財産罪総論 13 窃盗罪をめぐる諸問題 14 窃盗罪をめぐる諸問題	
テキスト、参考文献		評価方法	
大谷實「刑法各論（第3版）」		定期テストで評価します。	

08～09 律・国・総 03～07 律・国	刑法各論Ⅱ／刑法各論Ⅱ／刑法各論Ⅱ 刑法各論／刑法各論	担当者	中空 壽雅
講義目的、講義概要		授業計画	
刑法各論では、すべての犯罪が共通してもつ性質を解明し犯罪の成立要件を追求する刑法総論とは異なり、各犯罪類型の意味範囲・処罰の射程を学習します。その意味では、それぞれの犯罪類型の個性を解明するといってもよいでしょう。しかしながら、その個性に迫るアプローチはすべての犯罪類型において同じです。そこに条文の解釈方法・刑法的思考方法があらわれています。したがって、授業では、各犯罪類型のもつ個性の理解と共に刑法的思考方法の体得も目指したいと考えています。 刑法各論Ⅱでは、個人的法益に対する罪のうち、財産に対する罪、放火罪その他の社会的法益に対する罪、公務執行罪その他の国家的法益に対する罪を中心に学習します。		1 強盗罪をめぐる諸問題 2 準強盗罪・強盗致死傷罪 3 詐欺罪をめぐる諸問題 4 詐欺罪をめぐる諸問題 5 恐喝罪・毀棄隠匿罪 6 横領罪・背任罪 7 盗品に関する罪 8 社会的法益に対する罪－放火罪・失火罪 9 社会的法益に対する罪－偽造罪<1> 10 社会的法益に対する罪－偽造罪<2> 11 社会的法益に対する罪－わいせつ罪 12 国家的法益に対する罪－公務執行妨害罪など 13 国家的法益に対する罪－偽証罪・犯人蔵匿罪など 14 国家的法益に対する罪－賄賂罪など	
テキスト、参考文献		評価方法	
大谷實「刑法各論（第3版）」		定期テストで評価します。	

08～09 律・国・総 03～07 律・国	労働法 a／*****／労働法 a 労働法 a／*****	担当者	石井 保雄
講義目的、講義概要		授業計画	
人は多様な社会関係なかで生活を送っている。この講義では、そのうちで「労働者」としての生活関係＝雇用をめぐる、どのような法的問題が提起されるのか、またそこでのトラブルや紛争の解決のあり方を示したい。なお講義科目名として「労働法」となっている。従来は、労基法などに関する「労働法保護法」「個別的労使関係法」を中心に進めた。最近の労働法に関連する立法動向や裁判例の多くは、これに関するものであり、それらを反映して議論も主に保護法についてのものが多い。しかし今年からは、労組法に関わる「集团的労資関係法」についても言及したいと思う。 春学期は、労働＝雇用関係、すなわち労働契約の成立・展開・終了について、関連立法がいかなる規制を行なっているか、また人が「労働者」として働くにあたって、その労働条件や待遇内容はどのような法的仕組みのなかで決定されるのか、その基本的枠組みを示したいと思う。 講義に際しては、レジュメや資料を配布する。		1 「労働法」とは何か？ ——イントロダクション—— 2 雇用関係の成立と法による規制＝「契約の自由」とその制限 3 労働の場における男女平等と差別の禁止 4 職場におけるハラスメント（いじめ・いやがらせ）問題と法的対応 5 労働関係の成立－募集・採用内定と試用期間 6 就業規則－使用者による労働条件・職場規律＝ルールの設定・変更－ 7 「労働組合」の存在意義——労働条件の集团的規制を目指して—— 8 労使自治－労働条件等をめぐる集团的取引（１）団体交渉 9 労使自治－労働条件等をめぐる集团的取引（２）労働協約 10 労働「契約」関係における権利と義務 11 人事異動－配置転換と出向 12 企業秩序と懲戒制度 13 雇用＝労働契約関係の終了（１）解雇 14 雇用＝労働契約関係の終了（２）辞職・定年退職	
テキスト、参考文献		評価方法	
角田国重・毛塚勝利・脇田滋〔編〕『新現代労働法入門〔第4版〕』（法律文化社・２００９予定）		定期試験の「結果」如何が基本である。ただしレポートの提出を２，３度求め、それも最終評価に際し参考とすることも考慮している。	

08～09 律・国・総 03～07 律・国	労働法 b／*****／労働法 b 労働法 b／*****	担当者	石井 保雄
講義目的、講義概要		授業計画	
講義の内容として、秋学期は、人が「労働者」として使用者の指揮命令のもとに働くに際して、その労働条件や待遇の内容について、現行法では、いかなる規制がなされているかについて論じる。 具体的には、まず、労働条件の典型である、賃金について、現行法上の規制内容についてふれる。次に広い意味での労働時間について、労基法はどのような規制を行ない、とくに短縮と産業構造や働き方の変化に対応しようとしているのかについて検討する。さらに人は働くなかで「仕事」に関連して負傷したり、病気になることもありえる。そこで職場における安全衛生体制とはどのようなものとなっているのかについて触れ、さらには不幸にして労働災害が発生したときの事後的救済のありかた、通勤途上の災害、さらには最近関心を呼んでいる過労死・自殺問題なども考察したいと考えている。そして最後に、秋学期のみならず、春学期も含め、労働法講義の締めくくりとして、わが国の紛争解決システム、とくに２００６年４月から施行される「労働審判制度」について言及したいと考えている。 講義に際しては、レジュメや資料を配布するので、詳細は、それらを参照。		1 「労働者」とは誰か？——イントロダクション—— 2 労働条件・待遇の決定に関する法的仕組みとその相互関係 3 賃金（１）——最低賃金・支払い方法の規制 4 賃金（２）——賞与・退職金 5 昇格・昇進・降格・降職と人事考課 6 労働時間（１）労基法改正・１週４０時間１日８時間労働制・規制の弾力化 7 労働時間（２）変形労働時間制 8 労働時間（３）時間外・休日労働、休憩時間として休日 9 労働時間（４）年次有給休暇 10 職場の安全衛生——労働災害発生の防止 11 労働災害補償制度——労災の事後的処理 12 労働災害における業務上外認定と通勤途上災害 13 過労死と過労自殺 14 労使紛争の解決システム——労働審判制度を中心に——	
テキスト、参考文献		評価方法	
角田国重・毛塚勝利・脇田滋〔編〕『新現代労働法入門〔第4版〕』（法律文化社・２００９予定）		定期試験の「結果」如何が基本である。ただしレポートの提出を２，３度求め、それも最終評価に際し参考とすることも考慮している。	

08～09 律・国・総 03～07 律・国	環境法 a／*****／環境法 a 環境法 a／*****	担当者	一之瀬 高博
講義目的、講義概要		授業計画	
〔講義目的〕 環境に関わる紛争や立法・政策を素材に、発展途上にある環境法の現段階を明らかにしてゆくとともに、法律学が環境保全にどのような機能を果たし得るかを考察する。 〔講義概要〕 公害・環境問題の性質・歴史およびそれに対する環境法の発展を概観した上で、主として、環境紛争の法的解決の手法を素材に、環境法の救済法としての側面を検討する。		1 講義の概要 2 公害・環境問題の性質と法律学の関わり 3 公害・環境法制度の発展過程① 4 公害・環境法制度の発展過程② 5 公害民事賠償の理論と裁判例① 6 公害民事賠償の理論と裁判例② 7 環境問題と国家賠償① 8 環境問題と国家賠償② 9 民事差止めの理論と裁判例① 10 民事差止めの理論と裁判例② 11 環境行政訴訟をめぐる諸問題① 12 環境行政訴訟をめぐる諸問題② 13 被害者救済および紛争処理制度 14 まとめ	
テキスト、参考文献		評価方法	
テキストは開講時に指示する。参考文献： 阿部・淡路編『環境法』第3版補訂版有斐閣 2006年 『環境法判例百選』有斐閣 2004年		期末試験の成績を重視し、出席・小テスト・レポートも評価の対象にする。	

08～09 律・国・総 03～07 律・国	環境法 b／*****／環境法 b 環境法 b／*****	担当者	一之瀬 高博
講義目的、講義概要		授業計画	
〔講義目標〕 環境に関わる紛争や立法・政策を素材に、発展途上にある環境法の現段階を明らかにしてゆくとともに、法律学が環境保全にどのような機能を果たしているかを考察する。 〔講義概要〕 環境法の原則、手法、考え方などその基礎的な構造を検討するとともに、最近増加している個別的な環境保全の法制度の内容と機能を分析する。		1 講義の概要 2 環境権、自然の権利 3 環境基本法・環境基本計画 4 環境保全の法的手法 5 環境影響評価 6 公害・環境規制法① 7 公害・環境規制法② 8 化学物質管理法 9 廃棄物・リサイクル法制① 10 廃棄物・リサイクル法制② 11 自然環境保全① 12 自然環境保全② 13 国際環境法の国内実施 14 まとめ	
テキスト、参考文献		評価方法	
テキストは開講時に指示する。参考文献： 阿部・淡路編『環境法』第3版補訂版有斐閣 2004年 『三訂ベーシック環境六法』第一法規 2008年		期末試験の成績を重視し、出席・小テスト・レポートも評価の対象にする。	

08～09 律・国・総 03～07 律・国	刑事訴訟法 a／*****／刑事訴訟法 a 刑事訴訟法 a／*****	担当者	田口 守一
講義目的、講義概要		授業計画	
刑事訴訟においては、真実の発見と基本的人権の保障がともに実現されなければならない。しかし、真相究明には人権侵害が伴うおそれがあり、人権保障からは真相究明が困難になるおそれもある。両者の実現は容易ではない。講義では、刑訴法の条文解釈や判例紹介だけでなく、このような刑事訴訟の基本問題をつねに意識するようにしたい。 何より、刑事裁判は、今、変革の時代にある。戦後 60 年の間に定着してきた日本の刑事裁判のスタイルが大きく変わろうとしている。それだけではない。明治時代から形成されてきた「刑事事件の処理は国家の任務」という伝統も、130 年目にして変わろうとしている。裁判員制度の導入により「刑事事件の処理に市民が参加する」という時代を迎えている。裁判員法施行の年である 2009 年は長く日本の歴史に残る年となろう。刑事訴訟法を学ぶ絶好の時代である。今刑事訴訟法の世界で何が起きようとしているのか、それは何を意味しているのかという「時代の問題」も取り入れた講義としたい。 春学期の「刑事訴訟法 a」では、刑事訴訟法の序論、捜査および公訴までを扱う。公判以降は、秋学期で取り上げる。		1. 本講義の目的、刑事訴訟法の意義 2. 序論①：西洋刑訴法の歴史、糾問主義と弾劾主義 3. 序論②：日本刑訴法の歴史、戦後改革と平成の刑事司法改革 4. 序論③：刑訴法の目的と構造、真実主義と適正手続、職権主義と当事者主義 5. 捜査①：捜査の原則、任意と強制 6. 捜査②：捜査の端緒、職務質問、所持品検査 7. 捜査③：被疑者の身柄拘束①；逮捕と勾留 8. 捜査④：被疑者の身柄拘束②；別件逮捕勾留等 9. 捜査⑤：証拠収集①；捜索・差押え、令状主義 10. 捜査⑥：証拠収集②；科学的捜査（通信傍受等） 11. 捜査⑦：被疑者の取調べ、黙秘権 12. 捜査⑧：被疑者の防御権；弁護権、接見交通権 13. 公訴①：公訴の原則、検察官の権限 14. 公訴②：公訴提起（起訴状、訴因制度等）	
テキスト、参考文献		評価方法	
テキスト：田口守一『刑事訴訟法〔第 5 版〕』（弘文堂、2009 年 4 月予定）。参考書：田口守一ほか『目で見える刑事訴訟法教材〔改訂版〕』（有斐閣、2009 年 4 月予定）		期末定期試験による。	

08～09 律・国・総 03～07 律・国	刑事訴訟法 b／*****／刑事訴訟法 b 刑事訴訟法 b／*****	担当者	田口 守一
講義目的、講義概要		授業計画	
刑事訴訟においては、真実の発見と基本的人権の保障がともに実現されなければならない。しかし、真相究明には人権侵害が伴うおそれがあり、人権保障からは真相究明が困難になるおそれもある。両者の実現は容易ではない。講義では、刑訴法の条文解釈や判例紹介だけでなく、このような刑事訴訟の基本問題をつねに意識するようにしたい。 何より、刑事裁判は、今、変革の時代にある。戦後 60 年の間に定着してきた日本の刑事裁判のスタイルが大きく変わろうとしている。それだけではない。明治時代から形成されてきた「刑事事件の処理は国家の任務」という伝統も、130 年目にして変わろうとしている。裁判員制度の導入により「刑事事件の処理に市民が参加する」という時代を迎えている。裁判員法施行の年である 2009 年は長く日本の歴史に残る年となろう。刑事訴訟法を学ぶ絶好の時代である。今刑事訴訟法の世界で何が起きようとしているのか、それは何を意味しているのかという「時代の問題」も取り入れた講義としたい。 秋学期の「刑事訴訟法 b」では、刑事訴訟法の公判、証拠、裁判および救済手続を扱う。捜査以前は、春学期で取り上げる。		1. 公判①：裁判機関、公判の原則、裁判員制度 2. 公判②：公判準備手続、公判前整理手続、証拠開示 3. 公判③：公判手続、証拠調べ手続、裁判員裁判手続 4. 公判④：審判対象論①；訴因と公訴事実、訴因変更の要否 5. 公判⑤：審判対象論②；訴因変更の可否、訴因変更の許可、訴因変更命令 6. 証拠①：証拠裁判主義、証拠の許容性；証拠の関連性、科学的証拠、違法収集証拠の排除法則 7. 証拠②：自白法則①；自白の証拠能力 8. 証拠③：自白法則②；自白の証明力 9. 証拠④：伝聞法則①；伝聞証拠の意義 10. 証拠⑤：伝聞法則②；伝聞例外① 11. 証拠⑥：伝聞法則③；伝聞例外② 12. 裁判①：裁判の意義、裁判の内容 13. 裁判②：裁判の効力；内容的効力、一事不再理の効力 14. 救済手続：上訴、再審	
テキスト、参考文献		評価方法	
テキスト：田口守一『刑事訴訟法〔第 5 版〕』（弘文堂、2009 年 4 月予定）。参考書：田口守一ほか『目で見える刑事訴訟法教材〔改訂版〕』（有斐閣、2009 年 4 月予定）		期末定期試験による。	

08～09 律・国・総 03～07 律・国	国際法Ⅰ／国際法Ⅰ／国際法Ⅰ 国際法Ⅰ／国際法Ⅰ	担当者	鈴木 淳一
講義目的、講義概要		授業計画	
〔講義目的〕 本講義は、国際社会を国際法の視点から分析するために不可欠である国際法の基礎的知識を提供することを目的とします。 〔講義概要〕 国際社会は、国内社会とは違って身近に感ずることは困難かもしれません。また、世界政府が存在しない状況下で、国際社会に「法」が果たして存在しうるのか疑問に感ずるかもしれません。本講義では、国際法をなるべく身近に感じてもらえるように、多くの事例をあげながら具体的に説明したいと考えています。 具体的には、国際法の法源、国際法の主体、国際法と国内法の関係、国家管轄権、外交関係、国家承認等を扱います。 また、この講義では、教室で行う通常の授業を補うため、授業レポート・システムや講義支援システム等を活用して、オンラインでの資料配布や質問の受付等を個別に行い、教員とのコミュニケーションを図ります。		1 はじめに 2 国際法の意義 3 国際法と国内法 4 国際法の法源 5 条約法① 6 条約法② 7 国際法の主体 8 国家管轄権 9 外交関係 10 領事関係 11 主権免除 12 国家承認・政府承認 13 国家承継・政府承継 14 まとめ	
テキスト、参考文献		評価方法	
松井ほか『国際法（第5版）』（有斐閣） 『国際条約集 2009』（有斐閣）		主として出席と学期末に実施する試験とにより評価します。	

08～09 律・国・総 03～07 律・国	国際法Ⅱ／国際法Ⅱ／国際法Ⅱ 国際法Ⅱ／国際法Ⅱ	担当者	鈴木 淳一
講義目的、講義概要		授業計画	
〔講義目的〕 本講義は、国際法Ⅰを受けつつ、領域に関する国際法の基礎的知識を提供することを目的とします。 〔講義概要〕 本講義では、領域の問題（国家領域、海洋法、宇宙法、南極を含む）を扱います。 本講義では、国際法の重要性を領土・海洋・宇宙・南極などを例としながら論じたいと思います。この講義を通じて、国際法の空間的広がりを実感して下さい。 本講義を受講するにあたっては、国際法Ⅰを履修していることが望ましいのですが、国際法Ⅱだけを履修することも可能です。 また、この講義では、教室で行う通常の授業を補うため、授業レポート・システムや講義支援システム等を活用して、オンラインでの資料配布や質問の受付等を個別に行い、教員とのコミュニケーションを図ります。		1 はじめに 2 国家領域 3 領域権原の取得 4 国際運河と国際河川 5 内水・領海 6 国際海峡 7 公海 8 排他的経済水域 9 大陸棚 10 深海底 11 空 12 宇宙 13 南極と北極 14 まとめ	
テキスト、参考文献		評価方法	
松井ほか『国際法（第5版）』（有斐閣） 『国際条約集 2009』（有斐閣）		主として出席と学期末に実施する試験とにより評価します。	

08～09 律・国・総 03～07 律・国	国際政治学 a／国際政治学 a／国際政治学 a 国際政治学 a／国際政治学 a	担当者	星野 昭吉
講義目的、講義概要		授業計画	
国際政治（世界政治）の現在は著しく日常化し、我々の生存は国際政治の在り方に大きく依存している。我々は、核を中心とする大量破壊兵器問題をはじめ、民族・宗教紛争の激化、南北問題の深化、環境破壊の拡大、人口・食糧・エネルギー問題、人権抑圧問題、エイズ・麻薬問題、などの地球的規模の問題群に直面している。この巨大で、複雑で、流動的で、日常化した国際政治の危機構造の本質、その特徴、変容過程などをグローバルな安全保障、経済、文化、地球環境破壊などの実態や問題を地球環境財という視点から検討していく。		1 国際政治学の基本的課題ーグローバル政治の構造ー 2 国際政治の構造的変動ー冷戦構造崩壊の意味ー 3 現代国際政治の新しい枠組みー湾岸危機・戦争ー（1） 4 現代国際政治の新しい枠組みー湾岸危機・戦争ー（2） 5 現代国際政治の新しい枠組みーソ連邦の崩壊ー（1） 6 現代国際政治の新しい枠組みーソ連邦の崩壊ー（2） 7 グローバル政治の形成と意義 8 世界政治と平和財 9 世界政治と安全保障財 10 世界政治と人権保障財 11 世界政治と貧困・不平等・不正義 12 世界政治と環境保全財 13 知識財 14 グローバル政治の中の日本	
テキスト、参考文献		評価方法	
星野昭吉『世界政治と地球公共財』同文館（テキスト）		試験、レポート（書評）、出欠状況による総合評価。	

08～09 律・国・総 03～07 律・国	国際政治学 b／国際政治学 b／国際政治学 b 国際政治学 b／国際政治学 b	担当者	星野 昭吉
講義目的、講義概要		授業計画	
今日の我々の生存と日常生活は地球的規模の問題群におおわれているため、巨大で、複雑で、流動的な国際政治（世界政治）の危機構造の本質、特徴、また変革の可能性と必要性などの検討が要求されている。そうした国際政治の形成・維持・展開・変容・変革の過程が現状維持志向勢力と現状変革志向勢力との弁証法的運動によって規定されている。それらの勢力を構成する特質的諸力、政治権力、知識（理論）体系、制度、倫理などから国際政治（世界政治）の弁証法的運動をみていく。		1 戦後国際政治の現実の基本的枠組みと理論 2 事例ー戦後日米関係の展開過程ー（1） 3 事例ー戦後日米関係の展開過程ー（2） 4 事例ー戦後日米関係の展開過程ー（3） 5 事例ー戦後日米関係の展開過程ー（4） 6 世界政治における物質的諸力ー（1） 7 世界政治における物質的諸力ー（2） 8 世界政治における権力ー（1） 9 世界政治における権力ー（2） 10 世界政治における知識（理論）体系ー（1） 11 世界政治における知識（理論）体系ー（2） 12 世界政治における制度 13 世界政治における倫理	
テキスト、参考文献		評価方法	
星野昭吉『世界政治の弁証法』（亜細亜大学購部ブックセンター）		試験、出欠状況、レポート（任意）による総合評価。	

08～09 律・国・総 03～07 律・国	日本政治外交史 a／日本政治外交史 a／日本政治外交史 a 日本政治外交史 a／日本政治外交史 a	担当者	福永 文夫
講義目的、講義概要		授業計画	
21 世紀に入っても、日本政治は混迷の淵から抜け出せないでいる。私たちは、出口を求めてさまよっていると言えよう。いずれにせよ、未来の選択は、過去の経験と現在の選択においてしか開かれない。 本講義では、戦後日本の政治と外交を論ずることで、この国の来し方を考えてみたい。敗戦を経て、どのようにして戦後日本がつくられたかを、アメリカの日本占領政策をたどり、それに日本の諸政治勢力とくに諸政党がどう対応していったかを考えてみたい。その際、日本国憲法によって生み出された体制がどのようなものであったか、占領期に行われた改革が戦後日本にどのような影響を与えたかを見してみる。		1. はじめに一戦後日本と国際環境― 2. 日米戦争への道 3. 米国の占領政策（1）―ローズベルト政権 4. 米国の占領政策（2）―国務省知日派の闘い 5. 米国の占領政策（3）―ヤルタからポツダムへ 6. 敗戦 7. 占領の開始 8. 政党の復活―戦前と戦後 9. 新憲法の誕生（1） 10. 新憲法の誕生（2） 11. 占領改革 12. 戦後日本の出発―政党政治の復活 13. 中道政権の形成と崩壊―改革から復興へ― 14. おわりに	
テキスト、参考文献		評価方法	
【テキスト】福永文夫『戦後日本の再生―1945～1964 年』丸善。【参考文献】福永文夫『大平正芳―戦後保守とは何か』中公新書。		講義中に行う平常試験（50 点）と年度末の定期試験（50 点）によって判定する。詳細は講義中に指示する。	

08～09 律・国・総 03～07 律・国	日本政治外交史 b／日本政治外交史 b／日本政治外交史 b 日本政治外交史 b／日本政治外交史 b	担当者	福永 文夫
講義目的、講義概要		授業計画	
21 世紀に入っても、日本政治は混迷の淵から抜け出せないでいる。私たちは、出口を求めてさまよっていると言えよう。いずれにせよ、未来の選択は、過去の経験と現在の選択においてしか開かれない。 本講義では、戦後日本の政治と外交を論ずることで、この国の来し方を考えてみたい。敗戦を経て、どのようにして戦後日本がつくられたかを、サンフランシスコにおける講和・独立から 55 年体制を経て 70 年代に至る日本の政治外交のあり方をたどり、それに日本の諸政治勢力とくに諸政党がどう対応していったかを考えてみたい。		1. はじめに一国際社会と戦後日本― 2. 吉田茂の再登場 3. 講和への胎動 4. 「全面講和論」の展開 5. 講和をめぐる国際関係 6. サンフランシスコ講和 7. 保守勢力の混迷 8. 「55 年体制」の成立―保守合同と社会党の統一 9. 鳩山・岸内閣 10. 60 年安保騒動と政党政治 11. 高度成長期の政治―池田・佐藤政権 12. 混迷の 70 年代（1） 13. 混迷の 70 年代（2） 14. おわりに	
テキスト、参考文献		評価方法	
【テキスト】福永文夫『戦後日本の再生―1945～1964 年』丸善。【参考文献】福永文夫『大平正芳―戦後保守とは何か』中公新書。		講義中に行う平常試験（50 点）と年度末の定期試験（50 点）によって判定する。詳細は講義中に指示する。	

08～09 律・国・総 03～07 律・国	政治学原論 a／政治学原論 a／政治学原論 a 政治学原論 a／政治学原論 a	担当者	柴田 平三郎
講義目的、講義概要		授業計画	
今日、政治はますます混迷の度を深めている。自分たちの国の政治だけでなく、世界の政治においても、政治が複雑で、錯綜し、われわれの眼には不確かな現象になればなるほど、政治とは一体何か、を原理の問題として考えようとする必要があるであろう。 この講義では、そうした視点に立って、単なる制度の細かな説明や、直近の時事問題についての解説ではなく、政治の原理を考えるための基礎的な知識や分析枠組みの習得を目指す。		1 講義の概要 2 政治の概念 (1) 3 同 (2) 4 政治の構造——力・倫理・技術 5 政治と人間 6 政治学の学問的性格 7 政治と権力 (1) 8 同 (2) 9 同 (3) 10 国家の概念 (1) 11 同 (2) 12 民主主義 (1) 13 同 (2) 14 春学期のまとめ	
テキスト、参考文献		評価方法	
とくに指定しない。ただし毎回プリントを配布する。		定期試験で評価する。その間、レポートを課す場合もありうる。	

08～09 律・国・総 03～07 律・国	政治学原論 b／政治学原論 b／政治学原論 b 政治学原論 b／政治学原論 b	担当者	柴田 平三郎
講義目的、講義概要		授業計画	
今日、政治はますます混迷の度を深めている。自分たちの国の政治だけでなく、世界の政治においても、政治が複雑で、錯綜し、われわれの眼には不確かな現象になればなるほど、政治とは一体何か、を原理の問題として考えようとする必要があるであろう。 この講義では、そうした視点に立って、単なる制度の細かな説明や、直近の時事問題についての解説ではなく、政治の原理を考えるための基礎的な知識や分析枠組みの習得を目指す。		1 講義の概要 2 政治の概念 3 国家と社会 (1) 4 同 (2) 5 同 (3) 6 国家と権力 (1) 7 同 (2) 8 同 (3) 9 市民と政治 (1) 10 同 (2) 11 近代のイデオロギー (1) 12 同 (2) 13 同 (3) 14 秋学期のまとめ	
テキスト、参考文献		評価方法	
とくに指定しない。ただし毎回プリントを配布する。		定期試験で評価する。その間、レポートを課す場合もありうる。	

08～09 律・国・総 03～07 律・国	経済原論 a／*****／経済原論 a 経済原論 a／*****	担当者	野村 容康
講義目的、講義概要		授業計画	
講義概要 経済学を初めて学ぶ学生を対象に、現代経済学の基礎的な理論について概説する。前期は、家計と企業に代表される個別経済主体の行動分析に焦点を当て(ミクロ経済分析)、後期は、一国経済全体の視点から国民所得決定の理論、財政・金融政策等について議論する(マクロ経済分析)。 講義目的 身の回りの様々な経済現象がどのように経済理論によって説明されるかを自分なりに考察できるようにするため、まずは経済学の基礎的な「文法」と「用語」を習得することが本講義の目的である。		1. 経済学の目的と方法 2. 家計の行動① 3. 家計の行動② 4. 家計の行動③ 5. 企業の行動① 6. 企業の行動② 7. 企業の行動③ 8. 市場の理論① 9. 市場の理論② 10. 厚生経済学の基本定理 11. 不完全競争市場① 12. 不完全競争市場② 13. 市場の失敗 14. まとめ	
テキスト、参考文献		評価方法	
特に指定しない。参考文献については、初回の講義にて指示する。		原則として定期試験の成績で評価する。	

08～09 律・国・総 03～07 律・国	経済原論 b／*****／経済原論 b 経済原論 b／*****	担当者	野村 容康
講義目的、講義概要		授業計画	
講義概要 経済学を初めて学ぶ学生を対象に、現代経済学の基礎的な理論について概説する。前期は、家計と企業に代表される個別経済主体の行動分析に焦点を当て(ミクロ経済分析)、後期は、一国経済全体の視点から国民所得決定の理論、財政・金融政策等について議論する(マクロ経済分析)。 講義目的 身の回りの様々な経済現象がどのように経済理論によって説明されるかを自分なりに考察できるようにするため、まずは経済学の基礎的な「文法」と「用語」を習得することが本講義の目的である。		1. マクロ経済学の体系 2. 国民所得の諸概念 3. 消費と貯蓄の理論 4. 投資の理論 5. 国民所得決定の理論 6. 生産物市場の分析 7. 金融市場の分析 8. IS-LM 分析① 9. IS-LM 分析② 10. インフレとデフレ 11. 政府債務と財政赤字 12. 経済成長論 13. 開放マクロ経済 14. まとめ	
テキスト、参考文献		評価方法	
特に指定しない。参考文献については、初回の講義にて指示する。		原則として定期試験の成績で評価する。	

08～09 律・国・総 03～07 律・国	法政総合講座 「企業の法務－企業活動とその社会的責任－」（3 学科共通）	担当者	常岡 史子
講義目的、講義概要		授業計画	
本講座は、企業活動と法に関わりについて、複数の視点や実例から様々な問題を取り上げ、具体的な企業活動に関して法律がどのように関わり、規制し、また保護しているのかを考察し、学習するものである。 企業の第一線で活躍してきた経験を持つ講師陣の講義を聴くことにより、学生諸君が、理論のみでは把握できない企業活動の現場について意識と関心を高めることをねらいとする。		1 はじめに－企業法務の役割と実践－ 2 企業の社会的責任とコーポレートガバナンス 3 株式会社の仕組み・運営を考える 4 独占禁止法と企業経営 5 製造物責任（PL）法と企業の責任 6 医療事故と訴訟の問題 7 著作権ビジネスと法規制 8 資源循環型社会に向けての法整備とビジネスの現状 9 知的財産権と企業経営 10 会社更生法と企業の再生 11 企業における人事・労務政策 12 海外への技術移転 13 模倣品天国中国市場での法務戦略 14 インド経済の発展と企業活動の拡大	
テキスト、参考文献		評価方法	
適宜資料等を配付する。		毎回の講義につき各 800 字程度のレポートを提出してもらう。提出状況・内容によって成績を評価する。	

08～09 律・国・総 03～07 律・国	*****／*****／***** *****／*****	担当者	*****
講義目的、講義概要		授業計画	
テキスト、参考文献		評価方法	

08～09 律・国・総 03～07 律・国	*****／*****／***** *****／*****	担当者	*****
講義目的、講義概要		授業計画	
テキスト、参考文献		評価方法	

08～09 律・国・総 03～07 律・国	法政総合講座「経済活動と法」 (3 学科共通)	担当者	宗田 貴行
講義目的、講義概要		授業計画	
本講座は、法学、政治学に関して、実務に携わる方から実務の経験を踏まえた講義をして頂くことにより、学生の知見を広め、大学での勉学に対するインセンティブを高めるとともに、将来の自分の仕事を考える際の手がかりを提供すること等のために開講されています。 今回のテーマは、「経済活動と法」ということで、市民生活における経済活動と法の関係について、各方面の行政、実務家、民間企業の方を講師としてお招きして、講義して頂きます。		第 1 回目は、コーディネーターである宗田が担当し、この講座の概要を説明します。 第 2 回目から第 13 回目までは、原則として、外部の講師をお招きして講演をしてもらう予定です。 その講師およびテーマは、例えば、内閣府関係（消費者団体訴訟制度等）、総務省関係（迷惑メール規制等）、アジア経済研究所（FTA 等）等を予定しています。 第 14 回目は、コーディネーターである宗田が総括を行ないます。	
テキスト、参考文献		評価方法	
各回での配布資料。		成績は、レポートで決めます。しかし、出席していないとちゃんと書けませんので、しっかり出席するように。	

08～09 律・国・総 03～07 律・国	*****／*****／***** *****／*****	担当者	*****
講義目的、講義概要		授業計画	
テキスト、参考文献		評価方法	

08～09 律・国・総 03～07 律・国	*****／比較法史／***** *****／*****	担当者	田島 裕
講義目的、講義概要		授業計画	
昨年までの「比較法」の講義の中で「縦の比較法（歴史的比較法研究）」と呼んでいた部分を分離して独立させ、より体系のととのった歴史研究を講義する。現在の世界の法律は、ローマ法を基礎として発展してきたものと理解することができる。そこで、どのような歴史的発展のプロセスを経て、今日のような法律（フランス法、ドイツ法、イギリス法、アメリカ法など）が出来上がっているか、思想史的にたどってみたい。		1 「比較法史」の方法論 2 ローマ法の形成 3 イスラム法の起源 4 ヨーロッパ社会の形成と中世自然法論—ボローニア大学の役割 5 合理主義と啓蒙思想 6 イギリス経験主義 7 ドイツ観念論と大陸法 8 功利主義の比較法 9 歴史法学の比較法 10 法実証主義の比較法 11 アメリカの民主主義—ジャクソニアン・デモクラシー 12 アメリカのリアリズム法学 13 ポストモダン時代の比較法 14 残された研究課題と将来展望	
テキスト、参考文献		評価方法	
適当な教科書がないので、随時講義の中で参考文献を紹介する。		受講生が多ければ定期試験、少なければレポート。平常点を加味する。	

08～09 律・国・総 03～07 律・国	****／比較法概論 a／**** ****／比較法概論 a	担当者	田島 裕
講義目的、講義概要		授業計画	
比較法学は、世界の諸外国の法律を理解することにより、国際平和に資することを目的としている。第一に、その総論として、比較法の方法論を講義する。従来、世界の諸国の法律を大陸法系と英米法系に分けて講義がなされていたが、この講義ではもう少しきめの細かい法系論を展開したい。また、「横の比較法と縦の比較法」という方法論を導入し、実用法学に役立つ比較法研究を展開したいと考えている。		1 序説（比較法とは何か） 2 比較法学の目的と機能 3 大陸法と英米法 4 横の比較法と縦の比較法 5 理想的な法の探求（法思想の比較） 6 ヨーロッパ法の特徴 7 英米法系諸国の法律 8 フランス法・ドイツ法系諸国の法律 9 イスラム法系諸国の法律 10 アジア法系諸国の法律 11 オセアニア法系諸国の法律 12 ラテン・アメリカ法系諸国の法律 13 アフリカ法系諸国の法律 14 前半（総論）のまとめ	
テキスト、参考文献		評価方法	
田島裕『比較法の方法』（信山社、1998 年） その他、随時講義のなかで文献を紹介する。		定期試験	

08～09 律・国・総 03～07 律・国	****／比較法概論 b／**** ****／比較法概論 b	担当者	田島 裕
講義目的、講義概要		授業計画	
比較法学は、世界の諸外国の法律を理解することにより、国際平和に資することを目的としている。春学期の総論に続き、比較法の各論を講義する。各国別の外国法研究、研究領域別（憲法、民法、刑法、行政法など）の比較法研究の主だったものを紹介し、検討する。後半の部分では、「実用法学」のための比較法として、（１）立法のための比較法、（２）法解釈（主に裁判）のための比較法、（３）企業実務のための比較法、（４）国際問題を解決するための比較法について講義し、問題点を論じたい。最後に、新しい国際法と国内法の融合（例えば、ヨーロッパ連合法）の展望などについても論究したい。		1 外国法と比較法 2 国際私法（主に国際婚姻法）と比較法 3 ヨーロッパ諸国の法（フランス、ドイツ、イギリスなど） 4 アジア諸国の法（中国、韓国など） 5 中近東諸国の法 6 北米・中米・南米の法 7 オセアニアおよび太平洋諸国の法 8 アフリカ諸国の法 9 立法のための比較法 10 法律解釈のための比較法 11 国際取引のための比較法 12 国際公法の領域の比較法 13 学問としての比較法 14 全体のまとめ	
テキスト、参考文献		評価方法	
田島裕『比較法の方法』（信山社、1998 年） その他、随時講義の中で文献を紹介する。		定期試験	

08～09 律・国・総 03～07 律・国	****／国際組織法-1／**** ****／国際組織法-1	担当者	鈴木 淳一
講義目的、講義概要		授業計画	
〔講義目的〕 本講義の目的は、国際社会が抱える地球規模の問題（たとえば、安全保障、テロ、世界規模の感染症等）とそれへの国際社会（特に国際組織）の取り組みについて理解することです。 〔講義概要〕 国際社会には世界政府は存在しません。しかし、多様な国際組織が、国家とともに、国際社会の共通利益の実現のために重要な役割を担っています。本講義では、これら国際組織の様々な活動分野をとりあげて、国際組織が各分野で果たしている機能を具体的に説明します。 本講義の履修にあたっては、国際法の知識は必ずしも必要ではありませんが、講義の中では主に国際法の視点から分析を行うため、一連の講義に先立ち、国際社会と国際法についての簡単なレクチャーを行います。 この講義では、教室で行う通常の授業を補うため、授業レポート・システムや講義支援システム等を活用して、オンラインでの資料配布や質問の受付等を個別に行い、教員とのコミュニケーションを図ります。		- はじめに - 国際組織と国際法 - 紛争の平和的解決に関わる国際組織（１） - 紛争の平和的解決に関わる国際組織（２） - 安全保障に関わる国際組織（１） - 安全保障に関わる国際組織（２） - 軍備管理・軍縮・不拡散に関わる国際組織 - 人権・人道・難民問題に関わる国際組織 - 国際貿易・国際金融に関わる国際組織 - 開発援助と南北問題に関わる国際組織 - 教育・文化に関わる国際組織 - 国際保健に関わる国際組織 - 海洋に関わる国際組織 - まとめ	
テキスト、参考文献		評価方法	
大森正仁編著『よくわかる国際法』（ミネルヴァ書房）		主として学期末に実施する試験と出席により評価します。	

08～09 律・国・総 03～07 律・国	****／国際組織法-2／**** ****／国際組織法-2	担当者	鈴木 淳一
講義目的、講義概要		授業計画	
〔講義目的〕 本講義は、国際連合を中心とする国際組織を規律している法に関する知識を提供することを目的とします。 〔講義概要〕 今日、国際連合をはじめとした多くの国際組織が活動し、多くの人々がいわゆる「国際公務員」として活躍しています。しかし、これらの活動は、国際組織の設立条約や地位協定、職員規則などのルールに従っています。本講義は、国際組織や国際公務員の活動を規律しているルールについて、主に国際連合を例として分析を行います。 本講義では、履修者が国際法の知識を有することを前提とはしませんが、主に国際法の視点から国際組織の分析を行うため、全学共通授業科目の国際法や法学部の国際法も同時に受講することを奨励します。 また、この講義では、教室で行う通常の授業を補うため、授業レポート・システムや講義支援システム等を活用して、オンラインでの資料配布や質問の受付等を個別に行い、教員とのコミュニケーションを図ります。		- はじめに - 国際組織の概念と歴史 - 国際法の基礎知識 - 国際組織の設立と解散 - 国際組織の国際法上の地位 - 国際組織の国内法上の地位 - 国際組織と加盟国 - 国際組織間の連携・協力 - 国際組織と NGO（民間団体） - 国際公務員 - 国際組織の意思決定 - 国際組織と財政・分担金・運営上の諸問題 - 国際組織に関する事例研究 - まとめ	
テキスト、参考文献		評価方法	
横田洋三編著『新国際機構論 上』（国際書院）		主として学期末に実施する試験と出席により評価します。	

08～09 律・国・総 03～07 律・国	****／国際人権法 a／国際人権法 a ****／国際人権法 a	担当者	谷口 洋幸
講義目的、講義概要		授業計画	
「すべての人間は、生れながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である」。世界人権宣言第 1 条にかかげられたフレーズです。本講義ではこの条文の意味を考えていきます。 前半は国際人権法の基礎知識として、歴史と変遷、国際的人権保障システムの構造と特徴、NGO の役割を学びます。後半は個別のテーマに即して、国際人権法がどのように展開してきたのか、日本の状況も含めて検証していきます。 本講義は国際人権法 b と密接に関連性を持ちます。両講義を受講することで、国際人権法の全体像を理解し、それを批判的に読み解く力を身につけて下さい。		1. 国際法と人権 2. 国際人権法の歴史 3. 国連・国際機関と人権 4. 地域的国際機関と人権 5. 人権 NGO の役割 6. 国際人権章典の法的地位 7. 国際人権法と日本 8. 中間まとめ：国際人権法の現代的意義 9. 生命に対する権利、死刑制度 10. 拷問禁止条約と日本 11. 少数者の人権 12. 先住民族の人権 13. 難民条約と日本 14. 国内避難民、移住労働者	
テキスト、参考文献		評価方法	
テキスト： 横田洋三編著『国際人権入門』（法律文化社・2008、ISBN978-4589030771）		出席・平常点（30%）、期末試験（70%）	

08～09 律・国・総 03～07 律・国	****／国際人権法 b／国際人権法 b ****／国際人権法 b	担当者	谷口 洋幸
講義目的、講義概要		授業計画	
「すべての人間は、生れながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である」。世界人権宣言第 1 条にかかげられたフレーズです。本講義ではこの条文の意味を考えていきます。 前半は人々の属性に注目し、性別、性別自認、性的指向、年齢、障がいに関する国際人権法の展開を学びます。後半は国境を越えた活動や国際紛争に焦点をあて、国際法分野における人権の主流化の意義と限界を考えていきます。 本講義は国際人権法 a と密接に関連性を持ちます。両講義を受講することで、国際人権法の全体像を理解し、それを批判的に読み解く力を身につけて下さい。		1. 国際人権と女性 2. 国連におけるジェンダー主流化 3. 国際人権と性別自認、トランスジェンダー 4. 国際人権と性的指向、同性愛 5. 性の国際人権保障と日本 6. 子どもの権利条約 7. 障がい者の権利条約 8. 中間まとめ：人権の分類を問う 9. 企業活動と国際人権 10. 国際人道法の成立と展開 11. 国際人権法と国際人道法の交錯 12. テロと人権 13. 文化と人権 14. 総括：人権の普遍性を問う	
テキスト、参考文献		評価方法	
テキスト： 横田洋三編著『国際人権入門』（法律文化社・2008、ISBN978-4589030771）		出席・平常点（30%）、期末試験（70%）	

08～09 律・国・総 03～07 律・国	****／国際関係論 a／**** ****／国際関係論 a	担当者	天野 拓
講義目的、講義概要		授業計画	
現代社会では、グローバリゼーションの急速な進展にともない、ヒト、モノ、カネ、情報などの国境を越えた移動が、ますます活発化している。また、貧困問題や地球環境問題のような、一国レベルでは解決できない、グローバルな対応を必要とする諸問題が新たに浮上するとともに、非政府組織（NGO）や多国籍企業など、国家とは異なる様々なアクターが登場している。現代の国際関係は、もはや従来までのような、主権国家のみに焦点を当てた枠組みによっては、とらえることができなくなっているのである。春学期は、こうしたグローバリゼーションの進展にともなう国際関係の変容について、具体的な事例・問題を取り上げつつ、考察することにする。		1 講義についての説明 2 グローバリゼーションと反グローバリゼーション① 3 グローバリゼーションと反グローバリゼーション② 4 国際貿易と経済 5 グローバリゼーションと貧困問題 6 地球環境問題 7 グローバリゼーションと文化① 8 グローバリゼーションと文化② 9 移民をめぐる問題 10 グローバル化と医療 11 国連とグローバル・ガバナンス 12 NGO の役割 13 地域主義の台頭 14 まとめ ※変更あり。	
テキスト、参考文献		評価方法	
講義の際に指示する。		基本的には定期試験と出席によるが、受講者の人数等を勘案して決定する。	

08～09 律・国・総 03～07 律・国	****／国際関係論 b／**** ****／国際関係論 b	担当者	天野 拓
講義目的、講義概要		授業計画	
秋学期では、主に冷戦期以降の国際政治・国際秩序について、アメリカ合衆国に焦点を当てつつ考察する。第二次世界大戦以降の東西冷戦は、1989年の共産主義体制の崩壊により終焉を迎え、国際政治はあらたにポスト冷戦期に突入した。そのなかで、よかれ悪しかれ、アメリカが中心的な役割を果たしてきた点是否定できない。軍事的・経済的な超大国であるアメリカの外交政策は、国際政治全体の動向に、決定的な影響を及ぼしてきたのである。ではアメリカは、とりわけ冷戦以後の国際政治において、どのような外交政策をとり、そのパワーをどのようなかたちで、行使してきたのだろうか。また、いかなる国際秩序の実現を、目標としてきたのだろうか。本講義では、以上の点を検討することにより、現代の国際政治・国際秩序についての、総合的な理解をはかりたい。		1 講義についての説明 2 国際政治とアメリカ外交① 3 国際政治とアメリカ外交② 4 冷戦構造とその終焉① 5 冷戦構造とその終焉② 6 湾岸戦争と新世界秩序の模索 7 「民主主義による平和」と多国間主義 8 9.11 と「新たな戦争」① 9 9.11 と「新たな戦争」② 10 アメリカと国際政治の今後① 11 アメリカと国際政治の今後② 12 アメリカと国際政治の今後③ 13 アメリカと国際政治の今後④ 14 まとめ ※変更あり。	
テキスト、参考文献		評価方法	
講義の際に指示する。		基本的には定期試験と出席によるが、受講者の人数等を勘案して決定する。	

08～09 律・国・総 03～07 律・国	*****／現代経済論 a／***** *****／現代経済論 a	担当者	阿部 正浩
講義目的、講義概要		授業計画	
この講義では、現実の経済社会を概観しながら、ツールとしての経済学を学習します。 経済学は社会学の女王とよばれています。経済学を用いた議論は論理的厳密性が要求されます。その一方で、経済学は実社会の問題を解決しようとしてきました。この講義では経済学の基本的な考え方と、その応用について考えていきます。		1. この授業の概要（オリエンテーション） 2. 経済学で何を学ぶか 3. 豊かさの誕生とその背景（その１） 4. 豊かさの誕生とその背景（その２） 5. マーケットの仕組み（その１） 6. マーケットの仕組み（その２） 7. 働くとは（その１） 8. 働くとは（その２） 9. 消費の仕組み（その１） 10. 消費の仕組み（その２） 11. 企業の仕組み（その１） 12. 企業の仕組み（その２） 13. マーケットの失敗（その１） 14. マーケットの失敗	
テキスト、参考文献		評価方法	
授業中に指示します。		レポートと期末テスト。	

08～09 律・国・総 03～07 律・国	*****／現代経済論 b／***** *****／現代経済論 b	担当者	阿部 正浩
講義目的、講義概要		授業計画	
現代経済論 a を参照してください。 なお、現代経済論 a を既修していることが望ましいですが、既習していなくとも履修することはできます。		1. この授業の概要（オリエンテーション） 2. 三つのマーケット 3. 経済の大きさ（その１） 4. 経済の大きさ（その２） 5. 経済が成長する理由（その１） 6. 経済が成長する理由（その２） 7. 経済が変動する理由（その１） 8. 経済が変動する理由（その２） 9. 物価の動きとその背景（その１） 10. 物価の動きとその背景（その２） 11. 失業問題（その１） 12. 失業問題（その２） 13. 政府の政策（その１） 14. 政府の政策（その２）	
テキスト、参考文献		評価方法	
授業中に指示します。		レポートと期末テスト。	

08～09 律・国・総 03～07 律・国	****／国際関係法講読Ⅰ／**** ****／国際関係法講読Ⅰ	担当者	土屋 弘三
講義目的、講義概要		授業計画	
〔講義の目的〕 世界経済のグローバル化が進展するなかで、企業の国際取引契約は増大し、その契約書は多くの場合英文で作成される。この講義の主要な目的は、 ① 「英文契約書の読み方」の入門と位置付け、英文契約(書)についての基礎的な知識を習得する、 ② 国際取引契約の契約類型である販売店契約をテキストにして、契約の英文を学びながら、国際販売店契約の概要を理解する、 ③ 契約準拠法に英米法が多用される現実から、英米法の法理を理解する、とする。 〔講義概要〕 ① 右の授業計画の項目に従った講義メモを配布して、簡単な説明を加えていく。 ② 配布する英文講読テキスト「Distributorship Agreement」を用いて毎回講読する。 ③ 受講生の参加型の授業とするために、毎回英文の和訳をする。(添削のうえで返却の予定) 講義は実践的なものを目指しています。将来企業等で国際取引業務に携わることを志す方は、春学期と秋学期を併せて受講されることを希望します。		1. 販売店契約(Distributorship Agreement)とは 2. 販売権の許諾、独占・非独占 3. 販売店契約と独禁法 4. 販売店の義務 5. 代金決済 6. 商標等の知的財産権の取扱い 7. 表明と保証 (Representation & Warranty) 8. 製品の瑕疵担保責任 9. 明示の保証、黙示の保証 10. 損害賠償責任 11. 契約解除とそれに付随する権利・義務 12. 販売店契約と製造物責任 13. 紛争解決手段 14. 一般契約条項	
テキスト、参考文献		評価方法	
英文講読テキスト及び講義メモを配布する。 参考文献：向 高男著 『英文販売店契約の常識とリスク』 (同文館出版)		出席は 10 回以上を前提に、授業での成績 (20%) と期末定期試験の成績 (80%) により評価する。	

08～09 律・国・総 03～07 律・国	****／国際関係法講読Ⅱ／**** ****／国際関係法講読Ⅱ	担当者	土屋 弘三
講義目的、講義概要		授業計画	
〔講義の目的〕 製造技術の高度化、生産拠点の世界的展開、資源国家のモノ・カルチャーからの脱却等を背景として、大規模な生産設備・施設の建設を対象としてプラント建設契約が増加している。 プラント建設契約は、契約額が多額であり、建設期間も長期に亘り、またプラントに付随して技術取引をも対象とする特徴を有するリスクの多い取引である。そのようなプラント建設を対象として、英文の「Construction Contract」を講読する。 プラント建設契約の特徴と主要な点を、単純な物品売買と比較対照しながら検討し、同契約におけるリスクを大きさをもあわせ検討する。 〔講義概要〕 ① 右の授業計画の項目に従った講義メモを配布し、簡単な説明を加えていく。 ② 配布する英文講読テキスト「Construction Contract」を用いて毎回講読する。 ③ 受講生の参加型の授業とするために、毎回英文の和訳をする。(添削のうえで返却の予定) ④ 契約とは、一定条件下でのリスクの引き受けであるという理解から、契約条項を法的リスク・マネジメントの観点からも検討する。		1. プラント建設(Construction Contract)とは 2. 契約当事者とその構成 3. 入札制度と契約締結 4. 契約履行保証書・その他の保証書 5. 契約代金 6. 履行の着手と完成 7. 建設工事契約の内容と範囲の特定、変更 8. 不可抗力 9. 工事の中断 10. 性能保証試験および引渡し (検収) 11. 予定損害賠償 12. 契約解除 13. 瑕疵担保責任 14. クレームへの対応と紛争予防	
テキスト、参考文献		評価方法	
英文講読テキスト及び講義メモを配布する。 参考文献：花水・三浦・土屋著 『企業取引法の実務』 (商事法務)		出席は 10 回以上を前提に、授業での成績 (20%) と期末定期試験の成績 (80%) により評価する。	

08～09 律・国・総 03～07 律・国	*****／国際政治講読Ⅰ／***** *****／国際政治講読Ⅰ	担当者	津田 由美子
講義目的、講義概要		授業計画	
この授業では、英文で書かれた政治経済についての記事や論文を読み、その内容を理解して参加者と議論する能力を養う。英語を読むことはもちろんだが、内容について自分の知識に基づいてどのように考えるか、それを相手にわかりやすく伝えることが大切である。 取り上げる内容については、北米・ヨーロッパの政治社会の問題を中心とする。内容の要約を踏まえて、日本との比較を含めて参加者の意見を聞き、議論しながら授業を進めていく。現在のところアメリカの政治問題やヨーロッパの社会問題についての新聞記事、国際政治に関する中編の雑誌論文を扱う予定である。 出席は必須なので、受講者は留意されたい。		1. 講義の概要 2. 新聞記事から (1) 3. 新聞記事から (2) 4. 新聞記事から (3) 5. 新聞記事から (4) 6. 新聞記事から (5) 7. 雑誌論文 (1) 8. 雑誌論文 (2) 9. 雑誌論文 (3) 10. 雑誌論文 (4) 11. 雑誌論文 (5) 12. 雑誌論文 (6) 13. 雑誌論文 (7) 14. 講義のまとめ	
テキスト、参考文献		評価方法	
授業時にコピーを配布する		出席 80%、最終レポート 20%	

08～09 律・国・総 03～07 律・国	*****／*****／***** *****／*****	担当者	*****
講義目的、講義概要		授業計画	
テキスト、参考文献		評価方法	

08～09 律・国・総 03～07 律・国	*****／***** *****／*****	担当者	*****
講義目的、講義概要		授業計画	
テキスト、参考文献		評価方法	

08～09 律・国・総 03～07 律・国	*****／国際政治講読Ⅱ／***** *****／国際政治講読Ⅱ	担当者	星野 昭吉
講義目的、講義概要		授業計画	
現代のグローバル化した国際関係（世界政治）は、これまでの国家中心の国際関係の枠組みを大きく変容させている。新しい枠組みを構成しているグローバリゼーションはじめ、国際関係を動かしている多様な原理および国際関係の変容を、英語のテキストを使用して解明していく。		1 Globalizing Framework of International Relations — (1) 2 Globalizing Framework of International Relations — (2) 3 Globalization and Global Economy — (1) 4 Globalization and Global Economy — (2) 5 Globalization and Regionalism — (1) 6 Globalization and Regionalism — (2) 7 Globalization and Nationalism — (1) 8 Globalization and Nationalism — (2) 9 Globalization and Transnationalism — (1) 10 Globalization and Transnationalism — (2) 11 Globalization and Governance — (1) 12 Globalization and Governance — (2) 13 Globalization and Global Civil Society — (1) 14 Globalization and Global Civil Society — (2)	
テキスト、参考文献		評価方法	
Akiyoshi Hoshino, <i>Deconstruction of International Politics and Reconstruction of World Politics</i> (Tokyo : Teihan, 2003)		テスト、発表、出席率で総合評価	

08～09 律・国・総 03～07 律・国	****／地域政治史／地域政治論 a ****／****	担当者	雨宮 昭一
講義目的、講義概要		授業計画	
受講生が、地域に存在する問題を戦略的に解決する、すなわち、長期的全体的な視野で問題を解決するためには、地域の需要を政策と課題に変換することが必要である。そのための基礎的な知見を得るために地域政治の歴史、構造、課題、主体、各政策を講義する。		1 講義の概要 2 } 3 } 大都市、地方都市、純農村地帯 4 } 5 } 6 } 地域政治と日本近代 7 } 一町内会 8 } 9 } 戦時体制と地域政治 10 } 一軍事、工業化、福祉 11 } 12 } 13 } 地域政治と産業構造・産業政策 14 }	
テキスト、参考文献		評価方法	
雨宮昭一『戦時戦後体制論』岩波書店 雨宮昭一『総力戦体制と地域自治』青木書店		平常のテストと期末試験	

08～09 律・国・総 03～07 律・国	****／****／地域政治論 b ****／****	担当者	雨宮 昭一
講義目的、講義概要		授業計画	
受講生が、地域に存在する問題を戦略的に解決する、すなわち、長期的全体的な視野で問題を解決するためには、地域の需要を政策と課題に変換することが必要である。そのための基礎的な知見を得るために地域政治の歴史、構造、課題、主体、各政策を講義する。		1 } 2 } 県レベルの政治（茨城・東京・山梨） 3 } 4 } 5 } 1955 年体制と地域 6 } 一工業化、補助金、雇用 7 } 8 } 9 } 脱戦後体制と地域 10 } 一グローバル化、高齢化、成熟化 11 } 12 } 13 } ポストベッドタウンシステムと地域 14 }	
テキスト、参考文献		評価方法	
雨宮昭一『戦時戦後体制論』岩波書店 雨宮昭一『総力戦体制と地域自治』青木書店 雨宮昭一『占領と改革』岩波書店 GIAC『ポストベッドタウン事業報告書』		平常のテストと期末試験	

08～09 律・国・総 03～07 律・国	*****/*****/まちづくり特論 *****/*****	担当者	小口 進一
講義目的、講義概要		授業計画	
街づくりは、平常時の計画のみならず、震災や風水害といった異常時にも安心・安全な都市空間の創出が求められている。くわえて今日、少子高齢化社会の本格化による街のバリアフリー化や利便性を求めた都心回帰の思考に対応した再開発、さらには地球環境の温暖化防止に向けての自然環境の保全と都市緑化、グローバル社会における産業基盤の整備をめざした空港や港湾などの整備が政治の日程にあがっている。 本講義では、現在自治体で実践されている街づくり諸政策を基調に、その課題を明確化しつつ明日の「人間環境都市」のあり方を探ってみたい。		1, 今、ベッドタウンは 2, 地域開発と環境保全 3, 迷惑施設の整備と住民 4, 市街地再開発の現状 5, 市民による防災都市づくり 6, 街並みの保全と整備 7, 地域生活環境指標と自治体計画 8, まちづくり条例・要綱と市民 9, 市民参加と行政手続き 10, 少子高齢化社会の街づくり 11, 広域行政と一部事務組合 12, 既存ストックの活用と街づくり 13, 国際化・行政の文化化 14, 講義のまとめ	
テキスト、参考文献		評価方法	
講義中に必要に応じて紹介		期末定期試験とレポートなどによって評価	

08～09 律・国・総 03～07 律・国	*****/*****/***** *****/*****	担当者	*****
講義目的、講義概要		授業計画	
テキスト、参考文献		評価方法	

08～09 律・国・総 03～07 律・国	****／****／行政過程論 法律学特講（行政過程論）／****	担当者	木藤 茂
講義目的、講義概要		授業計画	
「行政過程論」という用語は、近年の行政法の教科書でも時折目にしますが、その位置付けや方法論は論者によって必ずしも様ではないように思われます。 他方、そこには、伝統的な行政法学が基礎としてきた「私人と行政とが対立する二元的図式」の見直しや「行政活動の動態的な分析」の必要性といった、ある程度共通した視点・認識を見出すことはできるでしょう。 本講義は、こうした行政過程論の体系的な解説を行うものでも、あるべき政策の姿を模索する公共政策学の講義でもありません。憲法・行政法の知識を基礎に、行政過程における「法」の役割や機能についての理解を深めることを主眼にしています。具体的には、現実の行政過程において「法」がどのように機能しているのかということを、具体的な素材を取り上げつつ、多角的な視点から受講者自身に主体的に考えてもらうような講義をイメージしています。 したがって、「憲法Ⅰ・Ⅱ」「行政法Ⅰ・Ⅱ」を聴講済であることを履修の要件とし、その上で行政学や公共政策学等にも関心がある３年生以上の方を対象とします。 以上のような趣旨から、教員による一方的な説明ではなく、受講生の主体的・積極的な参加や議論を求める進め方になりますので、十分に留意の上で履修をしてください。		- 導入①－憲法・行政法の基礎知識の確認（テスト①） - 導入②－憲法・行政法の基礎知識の確認（テスト②） - 行政活動と法の交錯（総論） - 行政活動と法の交錯の諸局面①（行政立法①） - 行政活動と法の交錯の諸局面②（行政立法②） - 行政活動と法の交錯の諸局面③（行政計画①） - 行政活動と法の交錯の諸局面④（行政計画②） - 行政活動と法の交錯の諸局面⑤（行政行為①） - 行政活動と法の交錯の諸局面⑥（行政行為②） - 行政活動と法の交錯の諸局面⑦（法律の留保①） - 行政活動と法の交錯の諸局面⑧（法律の留保②） - 行政活動と法の交錯の諸局面⑨（行政と私人①） - 行政活動と法の交錯の諸局面⑩（行政と私人②） - まとめ ※ 講義の前提となる基礎的な理解が十分であるかを受講生自身に自覚してもらうため、第１回・第２回の講義時間中にテスト形式の素材をもとに議論を行います。 この段階で基礎的な理解が不十分であると確認できた場合には、形式的に履修登録をした場合であっても、その後の参加・課題レポートの提出を認めませんので、予め留意してください。	
テキスト、参考文献		評価方法	
毎回、予め文献を指定又は資料等を配布します。 ただし、小型の六法は、各自毎回持参してください。		出席自体は成績評価の対象ではありませんが、成績評価のための学期末試験の受験又は課題レポート提出の前提として、ある程度の回数の出席と講義時間中の積極的な参加を要件とします。	

08～09 律・国・総 03～07 律・国	****／****／**** ****／****	担当者	****
講義目的、講義概要		授業計画	
テキスト、参考文献		評価方法	

08～09 律・国・総 03～07 律・国	*****／*****／***** *****／*****	担当者	*****
講義目的、講義概要		授業計画	
テキスト、参考文献		評価方法	

08～09 律・国・総 03～07 律・国	*****／*****／政策過程論 *****／*****	担当者	福永 文夫
講義目的、講義概要		授業計画	
政策過程論は、政治学における新しい分野です。その意味で、政策過程論がどういう学問か直ちにわかる人は少ないでしょう。 本講義では、さまざまな政策分野を実証的に研究することで、実際の政治がどのように動いているかを考えていきたいと考えています。したがって、本講義では、できるだけわかりやすい身近なところに題材を求め、自ら学び自ら考えることで、最終的に政府の公共政策の政策過程の事例研究を受講者ができるところまで指導します。同時に、事例研究を行うに当たって必要な日本の政治制度や、分析の枠組みも学んでいきます。 講義には、受講生の積極的な参加が求められます。		1. はじめに 2. 政策課題、情報の流れ 3. 市民社会と政策形成（1） 4. 市民社会と政策形成（2） 5. 地方分権時代の政策形成（1） 6. 地方分権時代の政策形成（2） 7. 官僚機構と政策形成（1） 8. 官僚機構と政策形成（2） 9. 立法過程（1） 10. 立法過程（2） 11. 政策の実施・評価・フィードバック（1） 12. 政策の実施・評価・フィードバック（2） 13. 日本政治分析の現状と課題 14. おわりに	
テキスト、参考文献		評価方法	
早川純貴・大山礼子ほか『政策過程論』学陽書房		講義中に行うテストおよびレポートで評価する。	

08～09 律・国・総 03～07 律・国	****／****／経済政策 a ****／****	担当者	阿部 正浩
講義目的、講義概要		授業計画	
平成 14 年 4 月から『行政機関が行う政策の評価に関する法律』が施行された。この法律では、行政機関が行う政策評価に関する基本的事項が定められ、客観的で厳格な政策評価の実施を政策当局に求めていると同時に、その評価結果の政策への適切なフィードバックについても求めている。この授業では、このように近年重要になっている政策評価の手法について講義する。		1 この講義の概要（オリエンテーション） 2 『行政機関が行う政策の評価に関する法律』について 3 政策評価と統計（その 1） 4 政策評価と統計（その 2） 5 政策評価と実証経済学（その 1） 6 政策評価と実証経済学（その 2） 7 政策評価と実証経済学（その 3） 8 政策評価と実証経済学（その 4） 9 識別問題 10 因果関係 11 ケース・スタディー 1（その 1） 12 ケース・スタディー 1（その 2） 13 ケース・スタディー 2（その 1） 14 ケース・スタディー 2（その 2）	
テキスト、参考文献		評価方法	
授業中に指示します。		レポートおよび期末テストの成績。	

08～09 律・国・総 03～07 律・国	****／****／経済政策 b ****／****	担当者	阿部 正浩
講義目的、講義概要		授業計画	
この講義では、経済政策決定の過程を経済学的視点から分析する。 一般に経済政策が議論されるとき、その多くは「市場 対 政府」という対立軸の下でなされる。資源配分を市場に任せると失敗することが多く、市場の失敗を正すために政府があるのだという立場を取る人々がいる一方で、市場はそれなりに機能しており、政府に資源配分を任せるのは問題が多いという立場を取る人々もいる。しかし、現実をみると、市場が失敗することも多々あるし、それと同じくらい政府が非効率的であることも事実である。つまり、市場も政府もどちらも不完全なシステムであり、それぞれが影響し合って機能しているというのが現実である。この講義では、こうした現実の市場と政府の関係について、取引費用の観点から分析していく。		1 この講義の概要（オリエンテーション） 2 政策分析の基本的考え方（その 1） 3 政策分析の基本的考え方（その 2） 4 政策分析の基本的考え方（その 3） 5 政策分析の基本的考え方（その 4） 6 取引費用分析の枠組み（その 1） 7 取引費用分析の枠組み（その 2） 8 取引費用分析の枠組み（その 3） 9 取引費用分析の枠組み（その 4） 10 ケース・スタディー 1（その 1） 11 ケース・スタディー 1（その 2） 12 ケース・スタディー 2（その 1） 13 ケース・スタディー 2（その 2） 14 まとめ	
テキスト、参考文献		評価方法	
授業中で指示します。		レポートおよび期末テストの成績。	

08～09 律・国・総 03～07 律・国	*****/*****/環境政策 a *****/*****/	担当者	塩田 尚樹
講義目的、講義概要		授業計画	
地球温暖化問題のしくみと政策現場での議論について概観し、環境問題の自発的解決の困難さと公的機関による政策の必要性について経済学的に解説します。 まず代表的な環境問題の一つである地球温暖化を取り上げ、環境問題についての具体的なイメージを深めます。本年度は京都議定書以降の温暖化対策にも焦点を当てる予定です。 その後、多くの環境問題に共通する構造を抽象化し、非協力ゲーム理論を使って分析します。「われわれ一人ひとりにとって望ましい行動が、社会にとって望ましい行動と一致しないため、自発的解決が期待できず、政策を講じる必要がある」という環境問題の特徴が、よく理解できると思います。 本学で開講されている「ミクロ経済学」、「公共経済学」、「環境経済学」などの科目を合わせて履修すると、相互に理解が深まると思います。強制ではありませんが、履修選択の際の参考にしてください。 なお、「各人の授業を受ける権利」は「他の人の授業を受ける権利」を侵害しない範囲内で行使されるべきだと考えますので、授業態度のよくない人は退出してもらいます。		1 授業のねらいと方針 2 地球温暖化のメカニズム 3 地球環境の歴史 4 化石燃料消費の歴史 5 温暖化対策の歴史 6 気候変動枠組条約 7 京都議定書 8 京都メカニズム 9 第1約束期間以降の環境政策 10 環境問題のモデル化 11 個人の最適性と社会的最適性 12 『共有地の悲劇』 13 自発的協力の可能性 14 まとめ	
参考文献		評価方法	
環境省ホームページの地球環境・国際環境協力の温暖化にあげられている行政資料が有用です。		定期試験で評価します。なお、講義中の私語などの迷惑行為で減点する場合があります。	

08～09 律・国・総 03～07 律・国	*****/*****/環境政策 b *****/*****/	担当者	塩田 尚樹
講義目的、講義概要		授業計画	
環境政策の手段の有効性について、ミクロ経済学の立場から考察します。環境問題の具体的なトピックとしては、主として地球温暖化問題を取り上げます。 環境税や排出量取引制度のような「経済的」手段が、固定的排出量割当などの「非経済的」手段と比べてどう優れているのが主要論点です。ミクロ経済学で学ぶ「資源配分の効率性」という概念が基礎になります。 まず、経済学で環境問題を取り扱う際に必ず登場する「ピグー税」と呼ばれる課税ルールのしくみとその限界について解説します。その後、実際の環境政策の現場で「経済的」な政策手段が支持される最大の根拠の一つとなっている汚染削減費用の最小化特性について検討します。 本学で開講されている「ミクロ経済学」、「公共経済学」、「環境経済学」などの科目を合わせて履修すると、相互に理解が深まると思います。強制ではありませんが、履修選択の際の参考にしてください。 なお、「各人の授業を受ける権利」は「他の人の授業を受ける権利」を侵害しない範囲内で行使されるべきだと考えますので、授業態度のよくない人は退出してもらいます。		1 授業のねらいと方針 2 環境問題の経済学的把握 3 利潤とその平均変化率 4 企業行動：利潤最大化 5 環境汚染の社会的費用とその平均変化率 6 市場均衡と社会的最適汚染量 7 単位税の企業行動への影響 8 ピグー税による社会的最適性の回復 9 ピグー税の難点 10 汚染削減費用とその最小化 11 ボーモル・オーツ税 12 排出量取引制度（1） 13 排出量取引制度（2） 14 まとめ	
テキスト		評価方法	
塩田尚樹「環境税の経済学的基礎」（講義支援システムにより配布予定）		定期試験で評価します。なお、講義中の私語などの迷惑行為で減点する場合があります。	

08～09 律・国・総 03～07 律・国	*****／*****／都市政策 a *****／*****	担当者	倉橋 透
講義目的、講義概要		授業計画	
【講義目的】 個人がアパートを借りたり住宅を買ったりする、企業が自分の会社のオフィスを証券化する、地方公共団体が寂れた中心市街地の活性化を図るなど都市に係る話題は我々の周りにあふれている。この講義は、こうした都市をめぐる諸問題の最新の状況を述べるとともに、ミクロ経済学を応用し分析することを目的とする。 【講義概要】 春学期は身近なところで交通問題（主に交通渋滞）、土地、住宅、都市環境問題について述べる。		1. 講義の概要 2. 交通問題（道路の混雑料金） 3. 交通問題（道路建設のメリットと費用） 4. 交通問題（新駅建設による地価上昇の恩恵はだれが受けるべきか） 5. 土地市場（地代の決まり方） 6. 土地市場（地価の決まり方、その1） 7. 土地市場（地価の決まり方、その2） 8. 不動産の証券化と J-REIT 9. 不動産金融工学（その1） 10. 不動産金融工学（その2） 11. 住宅ローンの現状 12. 住宅ローンの証券化 13. サブプライムローン問題 14. 都市環境問題（都市環境の価値をどう図るか、よりよい環境をどう実現するのか）	
テキスト、参考文献		評価方法	
プリントを配布する。参考文献は宮尾尊弘『現代都市経済学』第2版（日本評論社）、金本良嗣『都市経済学』（東洋経済新報社）、倉橋透・小林正宏『サブプライム問題の正しい考え方』（中公新書）とする。		定期試験による。	

08～09 律・国・総 03～07 律・国	*****／*****／都市政策 b *****／*****	担当者	倉橋 透
講義目的、講義概要		授業計画	
【講義目的】 個人がアパートを借りたり住宅を買ったりする、企業が自分の会社のオフィスを証券化する、地方公共団体が寂れた中心市街地の活性化を図るなど都市に係る話題は我々の周りにあふれている。この講義は、こうした都市をめぐる諸問題の最新の状況を述べるとともに、ミクロ経済学を応用し分析することを目的とする。 【講義概要】 秋学期は都市全体を対象に、その発生、発展、土地利用決定等を述べる。		1. 講義の概要 2. 都市と都市問題（都市の定義） 3. 都市と都市問題（都市の成立要因） 4. 都市と都市問題（市場の失敗と都市問題の発生原因） 5. 都市の発展段階（都市の発展段階） 6. 都市の発展段階（シャッター商店街の現状と対策） 7. 都市の発展段階（ケーススタディ：鳥取市） 8. 都市と土地利用（住宅の立地決定メカニズム） 9. 都市と土地利用（オフィスの立地決定メカニズム） 10. 都市と土地利用（土地利用規制とその経済的影響） 11. 都市と財政（まちづくり交付金） 12. 最適都市規模 13. 道州制 14. 草加のまちづくり	
テキスト、参考文献		評価方法	
プリントを配布する。参考文献は宮尾尊弘『現代都市経済学』第2版（日本評論社）、金本良嗣『都市経済学』（東洋経済新報社）とする。		定期試験による。	

08～09 律・国・総 03～07 律・国	*****/*****/高齢化社会論 a *****/*****/	担当者	奥山 正司
講義目的、講義概要		授業計画	
この講義では、人口高齢化がもたらす社会的インパクトや老年期における高齢者の社会生活の変化及び老人福祉、老後保障の内容及び動向などについて、理解を深めることを目的とする。 具体的には、日本における人口高齢化、高齢化の地域的偏在、平均寿命、健康寿命、エイジズム、家族、居住形態、ライフ・サイクル、就業など高齢者の客観的な生活の様相について、諸外国との対比をふまえながら講義し、高齢（化）社会の全体像を明らかにする。		1. 授業の進め方と授業内容 2. ジェロントロジとは 3. 離脱理論、活動理論 4. 人口高齢化と高齢化社会 5. エイジング(加齢、Aging)平均余命、長寿社会 6. 敬老支配とエイジズム 7. 高齢者と家族、老親子の居住形態 8. ライフ・サイクル、家族周期と老年期 9. ライフ・サイクルの過程及び高齢者の生活 10. 高齢者と都市・農村 11. 高齢者と生計及び経済状況 12. 高齢者世帯の所得水準、所得構造、消費水準 13. 高齢者の社会活動 14. 諸外国の高齢者生活	
テキスト、参考文献		評価方法	
小笠原祐次・橋本泰子・浅野仁編『高齢者福祉』（新版）有斐閣 参考文献は、授業の中で指示する。		受講条件：bを必ず履修すること。筆記試験（80%）を基礎にして、レポート（10%），出席（10%）等を加味して総合的に評価する。	

08～09 律・国・総 03～07 律・国	*****/*****/高齢化社会論 b *****/*****/	担当者	奥山 正司
講義目的、講義概要		授業計画	
この講義では、老人福祉法及び介護保険法、老人保健法等をふまえ、老人福祉サービスの居宅サービス及び施設サービス、老後保障の動向などについて、理解を深めることを目的とする。 具体的には、老人福祉、老後保障、介護保険などの法的側面及び制度についてと福祉先進国であるスウェーデン、デンマーク及び自立自助の米国と比較しながら日本の高齢者福祉はどのような点に特徴がみられるのか、を講義し、高齢（化）社会の全体像を明らかにする。		1. 老人福祉法、社会福祉法 2. ゴールドプラン、新ゴールドプラン 3. 介護保険法(1) 4. 介護保険法(2) 5. 在宅福祉サービス (1) 6. 在宅福祉サービス (2) 7. 在宅福祉サービス (3) 8. 施設福祉サービス (1) 9. 施設福祉サービス (2) 10. 施設福祉サービス (3) 11. 施設福祉サービス (4) 12. 老齢保障 (1) 社会保障、財政支出 13. 老齢保障 (2) 年金保険、医療保険 14. 諸外国の高齢者福祉	
テキスト、参考文献		評価方法	
小笠原祐次・橋本泰子・浅野仁編『高齢者福祉』（新版）有斐閣 参考文献は、授業の中で指示する。		受講条件：aを必ず履修すること。筆記試験（80%）を基礎にして、レポート（10%），出席（10%）等を加味して総合的に評価する。	

08～09 律・国・総 03～07 律・国	*****／*****／財政学 a *****／*****	担当者	野村 容康
講義目的、講義概要		授業計画	
講義目的 本講義では、財政赤字、税制改革、年金改革、公共事業といったわが国の財政問題を考えていく際の手掛かりとなるように財政学の基礎的事項について概説する。本講の受講を通じて、財政の基礎的な制度とその機能について理解を深め、現実の財政問題について自分なりに考える力を身につけてほしい。		1. 財政とは何か 2. 財政学とその変遷 3. 資源配分の調整機能 4. 財政と所得再分配① 5. 財政と所得再分配② 6. 財政政策の理論① 7. 財政政策の理論② 8. 公共財の理論① 9. 公共財の理論② 10. 補助金の効果 11. わが国財政の現状 12. 公債の制度と理論 13. 公的高齢年金① 14. 公的高齢年金②	
講義概要 前期は、どちらかと言えば政府の支出活動面に重点を置きながら、財政の機能とわが国財政の現状、公共支出に関する理論、政府債務の問題、公的年金問題等について解説する。後期は、政府収入の中で最も重要な租税に関する議論（租税理論、制度、税制改革論等）に焦点を絞って授業を進める。			
受講者への要望 受講生は新聞などを通じてできるだけ財政制度改革、税制改正の動向についてフォローし、わが国の財政に関する問題意識を高めてほしい。なお、受講のためにはミクロ経済学の基礎的知識を習得していることが望ましい。			
テキスト、参考文献		評価方法	
テキスト 里中恆志・八巻節夫『新財政学』文眞堂 参考書 『図説日本の財政』、『図説日本の税制』		定期試験の成績で評価する。 出席は考慮しない。	

08～09 律・国・総 03～07 律・国	*****／*****／財政学 b *****／*****	担当者	野村 容康
講義目的、講義概要		授業計画	
(財政学 a 参照)		1. 租税の意義と根拠 2. 租税の基礎的概念 3. 課税の公平性 4. 課税の中立性 5. 租税の転嫁と帰着 6. 包括的所得税論 7. 支出税と最適課税の考え方 8. 二元的所得税の考え方 9. 日本の租税体系 10. 個人所得課税 11. 法人所得課税 12. 間接消費課税 13. 資産課税 14. グローバル化と課税	
テキスト、参考文献		評価方法	
(財政学 a 参照)		(財政学 a 参照)	

08～09 律・国・総 03～07 律・国	****／****／日本文化論 a ****／****	担当者	崔 世廣
講義目的、講義概要		授業計画	
文化とは、「ある特定の人間集団が生活をし、それを維持するために必要と考える心の動きが形として表れたもの」の総体を指す。決して優れた美術作品や代表的な建築のみをいうのではない。また、言うまでもなく、文化は単純で直線的な、いわば教科書記述的な歴史を持っているわけでもない。 この講義では、日本文化の特徴を「歴史的な重層性と内在的統一性」ととらえ、歴史形成論と形態論という両手法を使って日本文化を探究する。具体的には、古代から近代までの日本文化史を整理し、そのうえで、風土と日本文化、感受性と美意識、振舞いと倫理感覚、暮らしと死生観、日本文化と世界文化などの諸分野を概観し、具体例を示して講義していく。		1 オリエンテーション・導入 2 日本文化の歴史的な重層性と内在的統一性 3 「日本」の成立と日本文化の原型 4 大陸文化の輸入と律令国家の成立 5 国風文化の興隆及びその意味 6 鎌倉文化と仏教の日本化 7 近世社会・文化をどう捉えるべきか 8 近代化と近代日本文化の変容 9 風土と日本社会・文化 10 日本人の感受性と美意識 11 日本人の振舞いと倫理感覚 12 日本人の暮らしと死生観 13 日本文化は特殊かー比較文化論の視点から 14 まとめ	
テキスト、参考文献		評価方法	
【参考文献】日本史年表と国語便覧（大学受験程度の内容、どこの出版社のものでも可、できれば図版を多く載せるもの、世界史との対照ができるもの）。		学期末試験（論述式）の成績による。	

08～09 律・国・総 03～07 律・国	****／****／**** ****／****	担当者	****
講義目的、講義概要		授業計画	
テキスト、参考文献		評価方法	

08～09 律・国・総 03～07 律・国	*****／*****／***** *****／*****	担当者	*****
講義目的、講義概要		授業計画	
テキスト、参考文献		評価方法	

08～09 律・国・総 03～07 律・国	*****／*****／地域文化 *****／*****	担当者	長野 隆之
講義目的、講義概要		授業計画	
正月には神社に参拝をし、盆に寺で死者供養を行ない、クリスマスイベント化している日本人の姿は、成立宗教をあつく信仰している人びとに奇異なものとして映じているであろう。しかし、仏教を帰化させ、さまざまな仏を「神」として信仰してきた日本人にとっては、そういった信仰のあり方はむしろアタリマエなのであり、「神」という語から想起されるイメージも一様ではない。 本講義では、そうした信仰のあり方の表象として儀礼・芸能を捉え、それらを通して日本人の信仰の在り方を把握することを目的として、文献や音声・映像などの具体的資料を用いて、日本の民間信仰を、それが伝承されている地域との関わりから把握し、検討したい。		1 ガイダンス 2 祭り・儀礼・芸能の概念と構造 3 神懸かりと巫女神楽 4 山伏神楽と修験道 5 宗教者と芸能 6 予祝儀礼①—小正月の訪問者 7 予祝儀礼②—モノマネ・モノヅクリ 8 田植え儀礼 9 災厄防除儀礼／鎮送呪術 10 収穫祭と田の神送り 11 宴会と芸能 12 特定小地域での祭り・儀礼・芸能の在り方 13 まとめ 14 授業時試験	
テキスト、参考文献		評価方法	
授業時に指示		試験によって評価：授業の理解度(80%)＋考察(20%) ただし、授業の1/3を欠席した者には、受験資格を与えない。	

08～09 律・国・総 03～07 律・国	*****／*****／***** *****／*****	担当者	*****
講義目的、講義概要		授業計画	
テキスト、参考文献		評価方法	

08～09 律・国・総 03～07 律・国	*****／*****／多文化共生論 *****／*****	担当者	田房 由起子
講義目的、講義概要		授業計画	
本講義の目的は、日本社会で生活する外国人の状況を知ることにより、国際移動によって「異文化」の中で生活する人々の抱える問題やアイデンティティについて理解を深めることである。いくつかのエスニック集団を紹介し、特に子ども達が直面する問題について取り上げたい。また、受け入れ社会側の人々が、国際移動してきた人々についてどのように認識し対応しているかといった点についても検討したい。そして、かれらの状況について理解するために、人の国際移動や、人種、エスニシティに関する理論について紹介する。 なお、本講義では受講者が講義内容を理解しやすいように、新聞記事、テレビ番組などの教材を使用する予定である。		1. ガイダンス 2. 日本における外国人の概況 3. 人の国際移動と日本 4. 人種とエスニシティ 5. オールドカマーの社会的状況 6. ニューカマーの受け入れ状況 (1) 7. ニューカマーの受け入れ状況 (2) 8. エスニシティと階層 9. 難民の受け入れ 10. 日本で生活する外国人の子どもたち 11. 国際移動とアイデンティティ 12. 差別と「多文化共生」(1) 13. 差別と「多文化共生」(2) 14. 総括	
テキスト、参考文献		評価方法	
テキストは特になし。必要に応じてプリントを配布する。参考文献は授業時に紹介する。		出席状況 (2/3 以上、20%)、授業内でのレポート (40%)、期末試験 (40%) により評価。	

08～09 律・国・総 03～07 律・国	*****／*****／***** *****／*****	担当者	*****
講義目的、講義概要		授業計画	
テキスト、参考文献		評価方法	

08～09 律・国・総 03～07 律・国	*****／*****／***** 民法法入門／民法法入門	担当者	小川 佳子
講義目的、講義概要		授業計画	
私人間を規律する法律～実体法及び手続法～は多数存在する。本講義では、民事法を中心である民法および民事訴訟法を中心として学習する。なお、周辺の法律についても可能な限り言及したい。また具体的な民事裁判手続についても解説する。 限られた講義回数であるが、民法について、一通りの知識を得られるように授業を計画した。ただし、じっくりと論点について講義する時間がとれないので、受講生は基本書を読むなど、各自理解を深める努力をしていただきたい。 なお、講義内容は一応右のとおりとしたが、受講生の希望により変更を加える場合もある。		1 民法とは何か。 2 民法の構造：基本原理 3 民法の構造：契約 4 民法の構造：不法行為 5 民法の構造：親族法 6 民法の構造：相続法 7 民法関連法：借地借家法、利息制限法ほか 8 会社法、手形小切手法 8 民事訴訟（１）訴えの提起 9 民事訴訟（２）判決の効力 10 民事訴訟（３）執行 11 民事訴訟（４）保全 12 倒産法 13 まとめ（１） 14 まとめ（２）	
テキスト、参考文献		評価方法	
特に指定しない。定評のある教科書を各自用意していただきたい。		原則として期末試験で評価する。ただし特段の事情のある場合は平常点も加味する。	

08～09 律・国・総 03～07 律・国	****／****／**** 政治学入門／政治学入門	担当者	星野 昭吉
講義目的、講義概要		授業計画	
今日、われわれの生存や日常生活の在り方は政治世界の在り方に大きく依存している。われわれが好むと好まざるにかかわらず、無条件に政治がわれわれの社会生活に浸透し、それを自由に左右している。政治の世界がますます巨大化し、複雑化し、その不確実性を高めると同時に、一層その魔力性を高めている。それだけに、政治世界を形成し、動かしていくメカニズム、存在意義、そして政治世界に内在する課題を体系的に見定めていかねばならない。その上で、好ましい政治世界の創造のための方向と条件を検討していく必要がある。政治世界を描き、説明し、その動きを予測し、そして変革していくに不可欠な基本的枠組みを理論的観点から模索していく。そして、最後に、現代の日本政治に内存する諸問題を検討する。		1 はじめに ー政治世界への理論的アプローチと現代政治世界の課題ー 2 政治的概念の歴史性(1):全体の枠組み 3 政治的概念の歴史性(2):日本と中国の政治概念の比較検討 4 政治的概念の歴史性(3):古代ギリシャ世界 5 政治的概念の歴史性(4):近代世界 6 政治的概念の歴史性(5):現代世界 7 政治文化 8 国家と国民(1) 9 国家と国民(2) 10 政治権力(1) 11 政治権力(2) 12 議会政治と民主主義(1) 13 議会政治と民主主義(2) 14 現代日本政治における諸問題	
テキスト、参考文献		評価方法	
開講後に参考文献リストを配布する。		試験、レポート（書評）、出欠状況による総合評価	

08～09 律・国・総 03～07 律・国	****／****／**** ****／****	担当者	****
講義目的、講義概要		授業計画	
テキスト、参考文献		評価方法	

08～09 律・国・総 03～07 律・国	****／****／**** 英米法 a／英米法 a	担当者	田島 裕
講義目的、講義概要		授業計画	
英米法の総論を講義する。コモン・ローの形成の歴史を概説し、英米法は判例法主義をとっているため、裁判所および法律家に注目することが重要であることを説明する。また、コモン・ローとエクイティの関係を説明する。長い歴史の中で生まれてきた判例法の体系が、近代の議会民主制により修正されたことを説明する。議会による立法の意義を説明する。そして、このようにして成長したイギリス法が、アメリカ合衆国において、どのように継受されたかを概説する。		1 英米法研究の意義 2 イギリス法の歴史性—英米法の本質 3 王の平和とコモン・ロー 4 エクイティの形成 5 英米の法律家（主に裁判官） 6 裁判所制度 7 陪審制 8 先例拘束性の原理 9 イギリス憲法—法の支配 10 国会の法律の解釈 11 アメリカにおけるコモン・ローの継受 12 アメリカ合衆国憲法—二元的法律制度（連邦と州） 13 違憲立法審査権と裁判所の役割 14 前半（総論）のまとめ	
テキスト、参考文献		評価方法	
田島裕『イギリス法入門』（信山社、2001 年） その他、随時関連文献を講義の中で紹介する。		定期試験	

08～09 律・国・総 03～07 律・国	****／****／**** 英米法 b／英米法 b	担当者	田島 裕
講義目的、講義概要		授業計画	
英米法各論を講義する。法理論の形成の歴史的順序に従って、主要な法領域の諸理論を説明する。第一は、土地法・家族法である。第二は、契約法である。第三は、不法行為法（とくに過失責任の理論）・刑法である。第四に、契約法の諸原理を説明する。これらの各法領域の概説に続き、アメリカ法に特に注目する。これについては、アメリカで展開された自然法論および憲法理論を説明する。アメリカ法が生んだプラグマティズム・リアリズムの法理論を説明する。物品売買契約（UCC など）および消費者保護の問題にも言及したい。最後に、イギリス法のアメリカ法は分離するモニュメントをもっているため、「国際社会における英米法」として将来の展望についてふれ、本年度の全体の講義をまとめることにしたい。		1 英米法各論の形成（主に中世トレスパス法理） 2 土地法 3 信託法・家族法 4 契約法 5 不法行為法（主に過失責任） 6 刑法 7 アメリカ憲法（自然法論） 8 自由競争社会の法（ソーシャル・ダーウィニズム） 9 プラグマティズムの法理論 10 平等保護条項とデュープロセス条項 11 国際通商条項の解釈 12 アメリカとの契約（UCC）—企業取引のためのアメリカ法 13 学問としての英米法（合理主義） 14 全体のまとめ	
テキスト、参考文献		評価方法	
田島裕『アメリカ憲法』（2004 年）の外、随時関連文献を講義の中で紹介する。		定期試験	

08～09 律・国・総 03～07 律・国	****／****／**** ドイツ法 a／ドイツ法 a	担当者	市川 須美子
講義目的、講義概要		授業計画	
ドイツ法 a では、ドイツ法の基礎知識として、ドイツ法資料へのアクセスのしかたを学びながら、基本法の構成・特徴を学びます。その後、ドイツと日本で共通の問題点を抱えている各法領域を、それぞれの解決方向の共通性と相違点を比較しながら、分析してみたいと考えています。基本的には公法領域が中心となりますが、教育法や社会保障法・福祉法など社会法療育も視野に入れていきたいと思っています。		1 講義の進め方とスケジュール 2 ドイツ基本法を手に入れよう 3 ドイツ基本法の特徴 4 ドイツ基本法の構造（1） 5 ドイツ基本法の構造（2） 6 ドイツ行政法と日本行政法 7 ドイツの地方自治 8 ドイツの裁判制度 9 ドイツ教育制度と教育改革 10 ドイツ教育裁判 11 ドイツの児童福祉法 12 ドイツの介護保険制度 13 ドイツの成年後見制度 14 まとめ	
テキスト、参考文献		評価方法	
指定しませんが、ドイツ語辞書は必要です。		試験またはレポート	

08～09 律・国・総 03～07 律・国	****／****／**** ****／****	担当者	*****
講義目的、講義概要		授業計画	
テキスト、参考文献		評価方法	

08～09 律・国・総 03～07 律・国	*****／*****／***** *****／*****	担当者	*****
講義目的、講義概要		授業計画	
テキスト、参考文献		評価方法	

08～09 律・国・総 03～07 律・国	*****／*****／***** ドイツ法 b／ドイツ法 b	担当者	宗田 貴行
講義目的、講義概要		授業計画	
経済の持続的発展のために、企業の経済活動をどのように律すべきか。この問題は、消費者と企業との取引に関連して、我々消費者の身近なところに存在します。 例えば、将来皆さんが、民間企業のある商品メーカーに勤めた場合にも、消費者として日用品を買ったり、趣向品を買ったりしますよね。このように、企業活動と消費者行動とは、同じコインの裏表の関係にあり、切っても切り離せないものなのです。ですから、企業活動をどのように律すべきかと言う問題は、消費者の利益をどのように確保すべきかと言う問題でもあるのです。 今日では、企業の社会的責任（CSR）として、環境、消費者の安全、法令順守に配慮した企業活動が、各企業に求められているところです。 そこで、本講義では、将来多くの皆さんが就職する民間企業が、こういった観点のもとで、どのような企業活動を行なうことが、消費者の利益を損なわず、法律に違反しないことであるのかについて、知識を提供し理解を深めます。 そのために、本講義では、経済の持続的発展を目標としている欧州連合（EU）の中心的存在であるドイツの消費者法を検討することになります。 また、ドイツの消費者法を学びつつ、我が国の消費者法はどうなっているのかについても、関心を高めてもらいたいと思っています。		1 消費者法とは 2 割引法・景品規則 3 誤認惹起広告、比較広告に対する規制 4 訪問販売、DM に対する規制 5 電話勧誘、FAX 広告に対する規制 6 電子メール広告に対する規制 7 製造者責任、製造物責任法等 8 約款規制 1 9 約款規制 2、訪問販売と撤回権 10 通信販売・電子商取引と情報提供義務 11 エンフォースメント① 12 エンフォースメント② 13 近時の展開 14 まとめ （順序等、変更の可能性あり）	
テキスト、参考文献		評価方法	
宗田貴行 迷惑メール規制法概説 レクシスネクシスジャパン 2006 年		成績はレポートで決めます。しかし、出席していないと、ちゃんと書けないレポートですので、出席をちゃんとするように。	

08～09 律・国・総 03～07 律・国	****／****／**** フランス法 a／フランス法 a	担当者	小柳 春一郎
講義目的、講義概要		授業計画	
フランス法は、ドイツ法と並んで大陸法を代表する外国法であり、日本の近代法の形成にも大きな影響を与えてきた。本講義の目的は、日本法を考える場合にも参考になるような視点に配慮しながらフランス法の特徴を明らかにすることにある。本講義では、フランス法の歴史的・全体的な特徴を明らかにした後に、いくつかの具体的制度を取り上げて、生きたフランス法の姿を明らかにしたい。 春学期では、フランス公法の制度的特質を概論的に明らかにする。具体的には、現在のフランス第5共和制の大統領制の特質等を示した後に、大革命を出発点にするフランス近代公法・私法の歴史的形成を論ずる。単純な歴史順よりも、現在を出発点とした方が関心が深まるからである。 講義に当たっては、日本法との比較を行うとともに、TV 放送録画・映画などを積極的に利用し、学生諸君がフランス法のイメージを得られるようにする。		1 フランス第5共和制の成立 2 大統領 1 大統領選挙 3 大統領 2 大統領の権限 4 内閣 1 内閣の組織 5 内閣 2 内閣の権限 6 議会 1 二院制と選挙制度 7 議会 2 政党の役割 8 憲法院 違憲審査の特質 9 司法裁判所 1 裁判所の組織・権限 10 司法裁判所 2 法学教育と裁判所 11 地方制度 12 フランス法の歴史 13 日本法への影響 14 講義のまとめ	
テキスト、参考文献		評価方法	
講義でレジメを配布する。		期末試験を中心にする。 出席について点数化し、評価に加算する（約 20%程度）。	

08～09 律・国・総 03～07 律・国	****／****／**** フランス法 b／フランス法 b	担当者	小柳 春一郎
講義目的、講義概要		授業計画	
フランス法は、ドイツ法と並んで大陸法を代表する外国法であり、日本の近代法の形成にも大きな影響を与えてきた。本講義の目的は、日本法を考える場合にも参考になるような視点に配慮しながらフランス法の特徴を明らかにすることにある。本講義では、フランス法の歴史的・全体的な特徴を明らかにした後に、いくつかの具体的制度を取り上げて、生きたフランス法の姿を明らかにしたい。 秋学期では、家族法を取り上げ、日本との比較に注意しながら検討する。例えば、婚姻の成立一つを取り上げても、儀式が法律上は意味を持たない日本民法に比べて、儀式においてフランス民法の条文を朗読することを規定しているフランス民法とでは大きな相違がある。相違の由来する理由についても検討する。 講義に当たっては、日本法との比較を行うとともに、TV 放送録画・映画などを積極的に利用し、学生諸君がフランス法のイメージを得られるようにする。		1 婚姻の成立 1 儀式の意義 2 婚姻の成立 2 婚姻意思を欠く場合 3 婚姻の効果 4 夫婦の財産関係 5 離婚手続 1 協議に基づく離婚 6 離婚手続 2 協議に基づかない離婚 7 離婚の効果 8 内縁・パックス 1 パックス法と婚姻 9 内縁・パックス 2 パックスの効果 10 氏・名 11 親子 1 嫡出子 12 親子 2 非嫡出子 13 親子 3 養子制度の特徴は何か。 14 親子 親権制度	
テキスト、参考文献		評価方法	
講義でレジメを配布する。		期末試験を中心にする。 出席について点数化し、評価に加算する（約 20%程度）。	

08～09 律・国・総 03～07 律・国	****／****／**** 地域共同体法 a／地域共同体法 a	担当者	大藤 紀子
講義目的、講義概要		授業計画	
ヨーロッパは、近代以降、いわゆる「国民国家」を基礎に栄えてきたと言えるが、各国の主権を制限する、これまでとは異なる独自の地域的国際法として発展してきたのが、EC（欧州共同体）／EU（欧州連合）法である。 授業では、EC／EU 法発展の歴史、EC／EU の組織や政策決定過程を概観する。 <参考文献> ・庄司克宏『欧州連合』（岩波新書） ・須網隆夫著『ヨーロッパ経済法』（新世社） ・田中俊郎著『EU の政治』（岩波書店） その他、教室で紹介する。 条約の条文に関しては、 ・山手・香西・松井編集代表『ベーシック条約集』東信堂などを参照のこと。		1. はじめに 2. EC／EU 法発展の歴史 3. 主要機関① 4. 主要機関② 5. EC 法の国内法に対する優位性 6. EC 法の直接効果 7. EC 指令の水平的直接効果の否定 8. 小まとめ 9. 国内法のEC 法の適合解釈義務 10. 実効的救済の保障 11. 構成国のEC 条約違反行為の損害賠償責任 12. リスボン条約 13. 欧州基本権憲章 14. まとめ （多少の変更がありうる）	
テキスト、参考文献		評価方法	
・中村民雄・須網隆夫編『EU 法基本判例集』（日本評論社） ・庄司克宏著『EU 法 基礎編』（岩波書店）		試験期間中の論述試験の結果による評価。随時小テストを行う。	

08～09 律・国・総 03～07 律・国	****／****／**** 地域共同体法 b／地域共同体法 b	担当者	大藤 紀子
講義目的、講義概要		授業計画	
2004 年5 月に10 カ国、2007 年1 月に2 カ国の東欧・南欧諸国が新規に加盟したことにより、EU は、現在では27 の加盟国を擁する。 この27 カ国内においては、モノ・人・サービス・資本の自由移動が実現し、通商などの経済分野を中心とするさまざまなルール、関税、行政手続等が統一化される（EC 法分野）。また、警察・刑事司法分野、外交安全保障分野でも加盟国間の法の接近、相互承認、政府間協力が推進されている。 授業では、判例集、教科書を用いながら、具体例の検討などを通じ、主としてEC／EU 法と加盟国法との関係について検討したい。 <参考文献> ・庄司克宏『欧州連合』（岩波新書） ・須網隆夫著『ヨーロッパ経済法』（新世社） ・田中俊郎著『EU の政治』（岩波書店） ・山手・香西・松井編集代表『ベーシック条約集』東信堂などを参照のこと。		1. はじめに 2. 共同市場と域内市場 3. モノの自由移動① 4. モノの自由移動② 5. 人の自由移動① 6. 人の自由移動② 7. EU 市民権の基本的地位 8. 小まとめ 9. 資本の自由移動 10. 競争法 11. 経済政策／社会政策 12. 警察・刑事司法協力 13. 対外関係 14. まとめ （多少の変更がありうる）	
テキスト、参考文献		評価方法	
・中村民雄・須網隆夫編『EU 法基本判例集』（日本評論社） ・庄司克宏著『EU 法 政策編』（岩波書店）		試験期間中の論述試験の結果による評価。随時小テストを行う。	

08～09 律・国・総 03～07 律・国	****／****／**** 行政法Ⅲ／****	担当者	磯部 哲
講義目的、講義概要		授業計画	
行政は、法のもとに、法の命じるところに従って活動せねばならないが、行政過程の様々な活動に起因して不可避免的に、行政と私人との間に紛争（多くは、行政の活動に対する私人の不服）が生じる。この紛争が発生したとき、つまり、私人の権利利益が侵害されたとき又はされそうになったときに、いかに私人を救済できるかが問題となる。これにかかる法が、行政救済法である。 本講義では、行政救済法のしくみとして、行政活動に伴って国民に生じた損失・損害を填補する国家補償制度（損失補償制度、国家賠償制度）と、違法又は不当な行政活動の是正を通じて国民の権利を保護する行政争訟制度（行政不服申立制度、行政訴訟制度）を取り上げる。 受講者は、すでに行政法Ⅰ・Ⅱを履修し、「行政法総論」について基礎的な知識を修得していることがのぞましい。 近時の重要な判例等、具体的な素材を多く用いることに留意したい。 参考書・判例集については初回に紹介する。		1. ガイダンス、行政救済法の体系 損失補償 1（概念、補償の可否） 2. 損失補償 2（補償の内容） 3. 国家賠償 1（制度の沿革、意義等） 4. 国家賠償 2（国賠法 1 条の諸要件、規制権限不行使） 5. 国家賠償 3（国賠法 2 条の諸要件、水害訴訟など） 6. その他の問題点（予防接種禍、薬害など） 7. 行政不服申立て 1（沿革、種類、対象等） 8. 行政不服申立て 2（審査権の範囲・手続、特別な制度） 9. 行政訴訟 1（行政訴訟の概念、司法権と行政権） 10. 行政訴訟 2（訴訟類型） 11. 行政訴訟 3（取消訴訟の訴訟要件） 12. 行政訴訟 4（取消訴訟の審理手続、判決、執行停止等） 13. 行政訴訟 5（取消訴訟以外の抗告訴訟） 14. 行政訴訟 6（当事者訴訟）	
テキスト、参考文献		評価方法	
前年度の行政法Ⅰ・Ⅱで指定されたテキスト。従って今年度は、北村=佐藤=佐伯=高橋『行政法の基本〔第 3 版〕』（法律文化社、2006 年）又は曾和=山田=亘理『現代行政法入門』（有斐閣、2007 年）である。		原則として学期末の試験による。ただし、レポート点を加味する可能性もある。	

08～09 律・国・総 03～07 律・国	****／****／**** 法律学特講（医事法）／****	担当者	磯部 哲
講義目的、講義概要		授業計画	
本講義は、医療過誤を訴える民事訴訟のように、法と医療が交錯する典型的な問題にとどまらず、ふつうの日常的な医療や介護の場面にも潜んでいる様々な法的問題を取り上げるほか、先端生命科学の発達により惹起される倫理的・法的・社会的諸問題を対象として、法律学とくに行政法学の視点から考察を加えようとするものである。 具体的な内容は、授業計画（予定）の項を参照のこと。		1. ガイダンス、医事法学を学ぶ意義 医療に関する法的責任（民事、刑事、行政） 2. 医療過誤訴訟をめぐる諸問題（IC、医療水準論他） 3. 医療事故の調査及び補償の仕組み 4. 医師の行為に関する法と制度（医師法、保助看法等の資格と業務の規制法） 5. 「医行為」概念の再検討（救急医療、たん吸引等） 6. 医療と法と生命倫理（生命倫理の基本原則）、法令・ガイドライン・学会等による自主規制の異同等 7. 医学研究をめぐる諸問題、被験者保護の法 8. クローン技術規制法、ヒト胚の操作・研究利用の是非、幹細胞研究の現在 9. 人工妊娠中絶をめぐる諸問題 10. 生殖補助医療技術、着床前・出生前診断と障害児の「生まれる権利」 11. 脳死、臓器移植Ⅰ 12. 脳死、臓器移植Ⅱ 13. 終末期医療の諸問題 14. ヒト由来試料の利用（遺伝子解析研究、バンク、コホート等）	
テキスト、参考文献		評価方法	
テキストは特に指定せず、プリント資料を配布する。参考文献はテーマに応じて適宜紹介をする。		原則として学期末の試験による。ただし、レポート点を加味する可能性もある。	

08～09 律・国・総 03～07 律・国	*****/*****/*****/ *****/*****/	担当者	*****
講義目的、講義概要		授業計画	
テキスト、参考文献		評価方法	

08～09 律・国・総 03～07 律・国	*****/*****/*****/ 比較公法／比較公法	担当者	榎澤 幸広
講義目的、講義概要		授業計画	
このシラバスを読んでいる皆さんは、アフリカ大陸というどのようなイメージを持つでしょうか？2010 年サッカーW 杯が開催される大陸、治安が世界の中でも悪い所、経済的に貧しい所・・・これ以上、続けると、悲観的なイメージばかり出てきて、読む気をなくす人も出てくるかもしれません。 しかし、アジアにはない地域の人権保障機構（ヨーロッパや南米と同様）が存在しており、そこに参加している国々の中でもとりたてて、南アフリカ共和国がリーダーシップ性を発揮していると聞いたらどうでしょう？また、南アフリカ共和国が、過去のアパルトヘイト政策（人種隔離政策）の傷痕を克服するために、当時の政府関係者が引き起こした人権侵害を記録化し二度と同じ過ちを繰り返させない試み（例えば、真実和解委員会）を行っていると言ったらどうでしょう？ 確かに、アフリカ（本講義は南ア中心）は先述の通り、治安や人権侵害の問題が残っていますが、実際は人々に活気があり、様々な国の憲法を参考にした最新型の憲法を獲得している国が多く、各々が過去を乗り越える努力をしています。 そこで、本講義では主に、日本国憲法と比較する観点から、「南アフリカ共和国の法（特に、憲法）とは何か」を中心に考えていきたいと思います。		1. アフリカに対するイメージ（ガイダンスも含む） 2. アフリカの中の南アフリカ、そして日本との関係 3. 南アフリカの歴史－ヨーロッパ法との関係 4. アパルトヘイト政策と法－白人・黒人・その他の人々に何をもたらしたか 5. アパルトヘイト型憲法から新憲法（1996 年憲法）へ 6. 真実和解委員会の試み－「虹の国」建設のための試み 7. 1996 年憲法の特徴（1）－人権と多文化・多言語主義 8. 1996 年憲法の特徴（2）－統治機構 9. 近年の南アの動向と法（1） 10. 近年の南アの動向と法（2） 11. 総括 *項目の中には、2 回行うものもあります（特に、6・7・8）。	
テキスト、参考文献		評価方法	
特になし。授業中に配布するプリントに記載します。		定期試験期間内のテスト（70%）と小テスト（レポートの場合もあり）（30%）で評価します。但し、人数に応じて変更する場合があります。この点については、受講生と話し合いたいので、必ず初回参加して下さい。	

08～09 律・国・総 03～07 律・国	****／****／**** 地方自治法 a／****	担当者	磯部 哲
講義目的、講義概要		授業計画	
本講義は、地方公共団体の行政活動を規律する法律＝「地方自治法」にまつわる話しが中心ですが、けっしてそういう名前の法律を第1条から読んでいくという類のものではありません。「地方行政」という、私たちの日常生活と密接に関係する素材を対象に、その組織や運営が、いかなる理念の下どのように定められているかを知り、地方行政と市民生活との法的なかわりについて勉強し、地方自治の今後の課題などにも思いをめぐらしてみたい、ということになります。抽象的な理論ばかりでなく、情報公開、放置自転車、子育て支援、道路整備、廃棄物処理、まちづくり、遊漁税等々、具体的な事例を多く用いることを考えています。 地方「行政」を「法」的に考察するわけですから、地方自治法の講義とあわせ、「行政法」も並行して履修するか、あるいは履修済みであることが望ましいです。また、できるだけ秋学期の「地方自治法 b」も続けて履修するようにしてください。 その他、講義の具体的な内容等については、授業計画（予定）を参照してください。		1. 地方行政と住民の生活、地方自治の基礎（地方自治の法的根拠、各国の地方制度の成立過程等） 2. 日本国憲法の地方自治条項（「地方自治の本旨」） 3. わが国の地方制度の歴史、地方分権改革の意義 4. 地方公共団体の意義（要素、種類・区域） 5. 地方公共団体の機関 6. 地方公共団体の事務 7. 国と地方公共団体の関係—国の関与の種類と手続、係争処理の仕組み 8. 地方公共団体の活動とその法形式①—法令の遵守責任と自主解釈権 9. 地方公共団体の活動とその法形式②—条例制定権の範囲と限界 10. 地方公共団体の活動とその法形式③—要綱行政 11. 住民が地方行政を監視するための仕組み—監査、住民訴訟 12. 住民訴訟をめぐる判例 13. 自主財政権—課税権、地方交付税、補助金等 14. 公有財産の利用と管理、指定管理者制度	
テキスト、参考文献		評価方法	
テキスト・参考文献は、初回に指示・紹介をする。		原則として学期末の試験による。ただし、レポートおよび出席点を加味する可能性もある。	

08～09 律・国・総 03～07 律・国	****／****／**** ****／****	担当者	****
講義目的、講義概要		授業計画	
テキスト、参考文献		評価方法	

08～09 律・国・総 03～07 律・国	*****／*****／***** *****／*****	担当者	*****
講義目的、講義概要		授業計画	
テキスト、参考文献		評価方法	

08～09 律・国・総 03～07 律・国	*****／*****／***** 地方自治法 b／*****	担当者	市川 須美子
地方自治体を実際に動かしている公務員についての法制度を概説する。行政機関における公務員の位置付け、相互関係などをみたあとで、公務員関係における法紛争を判例を素材に検討したい。基本的に、公務員のライフサイクルにそって、任用、服務、昇格・転任、派遣、懲戒・分限、離職という順に検討する予定です。		(1) 講義の進め方と概要 (2) 行政機関と公務員 (3) 公務員の任用、臨時職員問題 (4) 外国人の公務員任用・昇格 (5) 公務員の服務 (6) 公務員の昇格・転任 (7) 公務員の懲戒 (8) 公務員の分限 (9) 公務員と職務命令 (10) 公務員と市民的自由 (11) 公務員と労働基本権 (12) 人事委員会 (13) 公務員の離職 (14) まとめ	
テキスト、参考文献		評価方法	
兼子仁「地方公務員法」北樹出版、2006年		受講者の状況をみてレポート・試験などを組み合わせます。	

08～09 律・国・総 03～07 律・国	****／****／**** 民法Ⅰ／民法Ⅰ	担当者	遠藤 研一郎
講義目的、講義概要		授業計画	
【春学期週2回開講】 本講義は、(1)「民法総則」および「物権(担保物権を除く)」に関する諸制度、各条文の理解を深めるとともに、(2)民法の導入科目として、民法の全体像をも理解させることを目的とする。 授業は、以下のとおり、およそ3段階に分けて段階的に進める予定である(ただし、②および③は、組み合わせて実施する)。 ①第1段階(導入)・・・民法の全体構造・基本原理の理解 ②第2段階(基礎)・・・民法「総則」・「物権(担保物権を除く)」の諸制度・各条文の趣旨・要件・効果の基礎的理解 ③第3段階(展開)・・・「民法総則」「物権(担保物権を除く)」に関する基本的論点の検討		1. ガイダンス、民法導入(1) 契約 2. 民法導入(2) 所有権、人 3. 民法導入(3) 債務不履行、強制執行 4. 民法導入(4) 担保 5. 民法導入(5) 相続 6. 総則基礎(1) 自然人① 7. 総則基礎(2) 自然人②、物 8. 総則基礎(3) 法律行為総説、無効・取消 9. 総則基礎(4) 意思表示① 10. 総則基礎(5) 意思表示② 11. 総則展開(1) 総則における諸問題 12. 総則基礎(6) 代理① 13. 総則基礎(7) 代理② 14. 総則展開(2) 総則における諸問題 15. 総則基礎(8) 法人 16. 総則基礎(9) 時効① 17. 総則基礎(10) 時効② 18. 物権基礎(1) 物権の基礎概念 19. 物権基礎(2) 物権変動① 20. 物権基礎(3) 物権変動② 21. 物権展開(1) 物権法上の諸問題 22. 物権基礎(4) 占有権① 23. 物権基礎(5) 占有権② 24. 物権基礎(6) 所有権 25. 物権基礎(7) 用益物権 26. 物権展開(2) 物権法上の諸問題 27. まとめ① 28. まとめ②	
テキスト、参考文献		評価方法	
教科書は指定しない。各自が選定した基本書を使用すること。毎回、プリントを配布する。		期末試験を原則とするが、加対象・任意提出のレポートを受付ける(詳細は、講義の際に説明)。	

08～09 律・国・総 03～07 律・国	****／****／**** ****／****	担当者	****
講義目的、講義概要		授業計画	
テキスト、参考文献		評価方法	

08～09 律・国・総 03～07 律・国	*****／*****／***** *****／*****	担当者	*****
講義目的、講義概要		授業計画	
テキスト、参考文献		評価方法	

08～09 律・国・総 03～07 律・国	*****／*****／***** 民法Ⅱ／民法Ⅱ	担当者	遠藤 研一郎
講義目的、講義概要		授業計画	
担保物権に関する諸制度、各条文の理解を深めることを目的とする。授業は、以下のとおり、およそ２段階に分けて実施する予定である（ただし、基礎→応用と進むのではなく、適宜、組み合わせて実施する）。 ① 第１段階（基礎）・・・担保法の諸制度・各条文の趣旨・要件・効果の基礎的理解 ② 第２段階（展開）・・・基礎的知識を前提とした、担保法上の諸問題に関する検討		① ガイダンス、基礎(1) 担保法とは ② 基礎(2) 留置権 ③ 展開(1) 留置権に関する解釈論上の諸問題 ④ 基礎(3) 先取特権 ⑤ 展開(2) 先取特権に関する解釈論上の諸問題 ⑥ 基礎(4) 質権① ⑦ 基礎(5) 質権② ⑧ 基礎(5) 抵当権① ⑨ 展開(3) 抵当権に関する解釈論上の諸問題① ⑩ 基礎(6) 抵当権② ⑪ 展開(4) 抵当権に関する解釈論上の諸問題② ⑫ 基礎(7) 抵当権③ ⑬ 基礎(8) 譲渡担保 ⑭ 展開(5) 譲渡担保に関する解釈論上の諸問題	
テキスト、参考文献		評価方法	
教科書は指定しない。各自が選定した基本書を使用すること。毎回、プリントを配布する。		期末試験を原則とする（出席調査は一切行わない）。ただし、加点対象・任意提出のレポートを受け付ける。	

08～09 律・国・総 03～07 律・国	*****／*****／***** *****／*****	担当者	*****
講義目的、講義概要		授業計画	
テキスト、参考文献		評価方法	

08～09 律・国・総 03～07 律・国	*****／*****／***** 民法Ⅲ／民法Ⅲ	担当者	亀岡 倫史
講義目的、講義概要		授業計画	
民法のうち債権各論と呼ばれる分野は、契約法を中心としつつ、他に事務管理、不当利得、不法行為を含んでいます。本講義では、これらのうち、契約法について、授業計画に示したようなスケジュールで講義を行います。 講義に際しては、①なぜそのようなルールや制度が設けられているのか（制度趣旨）、②いかなる要件のもとにどのような解決が図られているか（要件・効果）などの基本事項について、具体的な事例にそくして解説します。 講義は、基本的には指定したテキストにそって行います。ただし、授業時間の関係、教育的配慮、近時の判例・学説の動向などを勘案して、若干の取捨選択、順序の入れかえ等を行うこともあり得ます。 法律学の議論の出発点は、法律の条文です。毎回、必ず最新の六法を持参し、条文を参照しながら講義を聴くようにしてください。また、法律の学習には積み重ねが必要です。授業には毎回必ず出席するようにしてください。		1. ガイダンス ー本講義の概要、講義のすすめ方、成績評価の方法、参考文献の紹介など 2. 契約の基礎・契約の成立と交渉 3. 契約の効力 ー含、給付障害法の概要、契約の第三者に対する効力 4. 契約の解除 5. 売買（1） 6. 売買（2） 7. 贈与・交換 8. 貸借型契約総論・賃貸借（1） 9. 賃貸借（2） 10. 賃貸借（3）ー借地借家法 11. 信用供与型契約総論・消費貸借 12. 役務提供型契約総論・請負 13. 雇用・委任 14. その他の典型契約ー寄託・組合・和解・終身定期金 *以上の授業スケジュールは、一応の予定です。場合によっては、若干の内容変更や順序の入れかえがあり得ます。	
テキスト、参考文献		評価方法	
潮見佳男『基本講義債権各論〈1〉契約法・事務管理・不当利得』（新世社、2006年）*出版状況等により、教科書を変更することもあり得ます。その他の参考文献については、授業中に適宜紹介します。		学期末に行う定期試験により成績評価を行います。詳しくは、初回の授業で説明します。	

08～09 律・国・総 03～07 律・国	****／****／**** ****／****	担当者	*****
講義目的、講義概要		授業計画	
テキスト、参考文献		評価方法	

08～09 律・国・総 03～07 律・国	****／****／**** 民法Ⅳ／****	担当者	亀岡 倫史
講義目的、講義概要		授業計画	
民法のうち債権各論と呼ばれる分野は、契約、事務管理、不当利得、不法行為などを対象とするものです。本講義では、これらのうち、不法行為法について、授業計画に示したようなスケジュールで講義を行います。 講義に際しては、①なぜそのようなルールや制度が設けられているのか（制度趣旨）、②いかなる要件のもとにいかなる解決が図られているか（要件・効果）などの基本事項について、具体的な事例にそくして解説します。 講義は、基本的には指定したテキストにそって行います。ただし、授業時間の関係、教育的配慮、近時の判例・学説の動向などを勘案して、若干の取捨選択、順序の入れかえ等を行うこともあり得ます。 法律学の議論の出発点は、法律の条文です。毎回、必ず最新の六法を持参し、条文を参照しながら講義を聴くようにしてください。また、法律の学習には積み重ねが必要です。授業には毎回必ず出席するようにしてください。		1. ガイダンス ー本講義の概要、講義のすすめ方、成績評価の方法、参考文献の紹介など 2. 不法行為法の基礎理論 3. 権利侵害 4. 故意・過失 5. 因果関係 6. 損害 7. 損害賠償請求権の主体 8. 損害賠償請求に対する抗弁（1） ー含、責任無能力者の監督者の責任 9. 損害賠償請求に対する抗弁（2） 10. 使用者の責任・注文者の責任 11. 物による権利侵害 ー工作物責任・動物占有者の責任・営造物責任・製造物責任 12. 共同不法行為・競合的不法行為 13. 差止請求と損害賠償 14. 本講義の総括ー現代不法行為法の課題 *以上の授業スケジュールは、一応の予定です。場合によっては、若干の内容変更や順序の入れかえがあり得ます。	
テキスト、参考文献		評価方法	
潮見佳男『基本講義債権各論〈2〉不法行為法』（新世社、2006年）*出版状況等により、教科書を変更することもあり得ます。その他の参考文献については、授業中に適宜紹介します。		学期末に行う定期試験により成績評価を行います。その詳細は、初回の授業で説明します。	

08～09 律・国・総 03～07 律・国	*****／*****／***** 手形・小切手法／*****	担当者	潘 阿憲
講義目的、講義概要		授業計画	
手形・小切手の法律関係は非常に複雑である。その原因としては、手形・小切手が転々流通するものであるため、多数の関係者が存在すること、また、手形・小切手自体の法律関係と、手形・小切手の振出ないし裏書の原因となる法律関係が重なっていることなどが考えられる。 本講義では、このような手形・小切手をめぐる法律関係をなるべく平易・明快で説明してくように心がける。ただ、手形・小切手は非常に技術制の強い制度であることから、その法律関係を完全に理解するためには、かなりの努力が必要である。したがって、授業前にある程度予習しておくことが望ましい		1 手形・小切手の属性 2 約束手形・総論 3 約束手形・手形行為① 4 約束手形・手形行為② 5 約束手形・手形行為③ 6 約束手形・他人による手形行為① 7 約束手形・他人による手形行為② 8 約束手形・手形の変造・偽造① 9 約束手形・手形の変造・偽造② 10 約束手形・譲渡裏書① 11 約束手形・譲渡裏書② 12 約束手形・譲渡裏書③ 13 約束手形・特殊の裏書① 14 約束手形・特殊の裏書②	
テキスト、参考文献		評価方法	
上柳克郎＝北沢正啓＝鴻常夫編 手形法・小切手法（新版） 有斐閣双書		筆記試験の成績による	

08～09 律・国・総 03～07 律・国	*****／*****／***** *****／*****	担当者	*****
講義目的、講義概要		授業計画	
テキスト、参考文献		評価方法	

08～09 律・国・総 03～07 律・国	*****/*****/*****/ 商法総則・商行為／商法総則・商行為	担当者	梅田 武敏
講義目的、講義概要		授業計画	
講義目的 非商人（生活者）が日常行う取引は、商人を相手とする取引であります。例えば、パンを買う、本を買う場合のように。この関係は、商法が規律する関係です。したがって、私達が日常経験する法的関係の殆どは、商法によって規律される関係であります。この意味において、商法は最も身近な法律といえます。ところが、他の法律に比べ、商法は難解であるとの根拠のない誤解から、敬遠される傾向にあります。本講義は、「理解し易い商法」を目指すことにより、こうした誤解を払拭し、日々経験する法律関係の意味を把握することを目的とします。 講義概要 前半では、商法の意義を明らかにした後、商法全体の原理原則である総則の内容、商法は如何なる行為を対象とするのか、を明らかにします。後半は、商行為各論ともいうべきもので、運送契約（宅急便契約）等、私たちに深く関係する各種契約関係を、利用者の側から考察・検討することを予定しております。同時に、就職した企業での「使える商法」も視野に入れたと思っています。		1 商法の意義、商法とは 2 商法概念の検討と学説展望 3 商法典の制定 フランス商法典 ドイツ商法典 日本商法典 4 商法の法源と商法の指導理念 5 商人と商行為、非商人の生活と商法 6 商号、名板貸 7 民法と商法の関係 －その 1 8 同 －その 2 9 会社法と商法 10 交互計算 11 問屋営業 12 運送営業 13 場屋営業 14 仲立営業	
テキスト、参考文献		評価方法	
梅田武敏「商法総則・商行為法」（新版）・信山社		期末テストの成績によるが、出席を加味する。	

08～09 律・国・総 03～07 律・国	*****/*****/*****/ *****/*****/	担当者	*****
講義目的、講義概要		授業計画	
テキスト、参考文献		評価方法	

08～09 律・国・総 03～07 律・国	****／****／**** 保険法／****	担当者	明田川 昌幸
講義目的、講義概要		授業計画	
講義目的 保険法全体についての総論的理解。 損害保険についての法規制と裁判例の理解。		1 保険の意義・種別 2 保険取引の特色 3 保険監督 4 保険契約に関わる基本概念 5 保険法の法源 6 保険法特有のルール 7 保険法特有の強行法的規整 8 保険代位 9 損害保険契約の一般的内容 10 損害保険契約の特色 11 損害保険契約の成立 12 損害保険関係の変動 13 損害の填補 14 保険担保	
講義概要 保険法全体についての総論的解説を行い、その後、商法第二編「商行為」第十章「保険」第一節「損害保険」について、裁判例をまじえながら解説を行う。 平成20年6月に、商法中の保険に関する諸規定を商法から独立させる形で保険法が制定されたが、この保険法（公布の日から2年以内に施行予定）についても、現行法からの改正点を中心に解説をする。			
テキスト、参考文献		評価方法	
六法。 テキストについては、追って指示する。		期末試験の成績、小テスト、出席などから評価を行う。	

08～09 律・国・総 03～07 律・国	****／****／**** 法律学特講（生命保険）／****	担当者	明田川 昌幸
講義目的、講義概要		授業計画	
講義目的 生命保険についての法規制と裁判例の理解。		1 生命保険契約の意義・要素 2 生命保険契約の種類、募集 3 生命保険契約の成立過程 4 告知義務 5 保険料の支払 6 保険金受取人の指定 7 保険金受取人の指定変更 8 生命保険契約の解除・解約・終了 9 生命保険契約から生ずる権利の処分 10 保険者の免責事由 11 保険金の支払 12 傷害保険 13 疾病保険 14 まとめ	
講義概要 商法第二編「商行為」第十章「保険」第二節「生命保険」について、裁判例をまじえながら解説を行う。 平成20年6月に、商法中の保険に関する諸規定を商法から独立させる形で保険法が制定されたが、この保険法（公布の日から2年以内に施行予定）についても、現行法からの改正点を中心に解説をする。			
テキスト、参考文献		評価方法	
六法。 テキストについては、追って指示する。		期末試験の成績、小テスト、出席などから評価を行う。	

08～09 律・国・総 03～07 律・国	*****/*****/*****/ 国際取引法／国際取引法	担当者	土屋 弘三
講義目的、講義概要		授業計画	
〔講義の目的〕 米国に端を発した金融不況が引き金となり、全世界的に不況に陥っている。このことは反面、各国経済がいかに緊密化・相互依存度を増しているかの証明でもある。このような緊密化・相互依存の世界経済のなかで、日本企業は貿易、運送、技術、投資等の国際取引での主要なプレーヤーである。その国際取引を可能にしている世界的な枠組みとその法源を理解し、主として物品貿易取引を取り上げて、国際取引契約の締結・履行とそれに関係するリスクを学んでいく。 この講義では、 ① 取引の対象を企業による国際物品売買取引を中心にして、国際取引を規律する法とその取引に関わるリスクを学ぶ。 ② すべての国際取引は最終的には契約書となるが、その契約の準拠法が英米法となる可能性が高い実態を踏まえ、必要に応じて、国際物品売買契約の主要条項を英米法の観点からも検討する。 〔講義の概要〕 ① 国際取引の現状と世界における日本に位置づけ、取引を支える国際的枠組みと法源を理解する。 ② 国際物品売買契約の取引の開始から終了までの主要な契約条項について検討する。		1. 国際取引形態の概要と国際取引のリスク 2. 国際取引の現況と国際的枠組み（WTO, FTA） 3. 国際取引法の法源とその適用 4. 契約準拠法、契約当事者の様態 5. 契約の成立、契約の方式 6. 入札と予備的合意、契約締結 7. インコタームズ、損害保険 8. 保証条件と瑕疵担保責任 9. 損害賠償責任とその限定 10. 外国為替制度 11. 代金の決済 12. 国際取引と国際課税 13. 通商問題への対応 14. 国際的紛争解決手段	
テキスト、参考文献		評価方法	
テキストではないが、秋学期の特講を受講する人を含めて『企業取引法の実務』花水・三浦・土屋著（商事法務）を本講義のためにも購入してほしい。		出席とテストによる。 詳細については講義において説明する。	

08～09 律・国・総 03～07 律・国	*****/*****/*****/ *****/*****/	担当者	*****
講義目的、講義概要		授業計画	
テキスト、参考文献		評価方法	

08～09 律・国・総 03～07 律・国	****／****／**** 刑事政策 a／刑事政策 a	担当者	安部 哲夫
講義目的、講義概要		授業計画	
本講義は、犯罪予防や犯罪対策さらには刑事制裁のシステムについて検討を進めるものです。犯罪者の処遇（被収容者処遇法および更生保護法）や被害者の保護政策（犯罪被害者等基本法）などのように、近年、刑事立法や刑事司法をめぐる新たな重要課題が示されてきました。講義では、こうした動きを題材として、刑事政策のあるべき理念と立案を論じようと思います。 犯罪に対する認識と問題意識は、私たちの身近なものになりましたが、それだけに安易な判断ではなく、幅広い情報を駆使してより深い洞察が必要です。法律学としての刑事政策学は、めまぐるしく動く現実を目を向けるとともに、普遍的な政策理念との調和をどう講じるかにかかっています。「刑事政策なき刑法学は盲目であり、刑法学なき刑事政策は危険である」との言葉をかみしめて講義に臨んでほしい、と思います。 「刑事政策 a」では、①犯罪現象の捉え方、②犯罪原因論、③近時の犯罪対策立法、④被害者保護の視点から見た刑事政策、⑤死刑制度の現在と将来を中心に授業展開したいと思います。		1. 犯罪と刑事政策の基礎（刑事政策とは何か） 2. 犯罪現象の捉え方（犯罪統計の読み方） 3. 犯罪原因の研究①（素因論から環境論へ） 4. 犯罪原因の研究②（相互作用論から新たな研究） 5. 犯罪被害者の研究（被害者学の発展とその成果） 6. 犯罪被害者の保護のための法整備 7. 刑罰制度の意義と種類（刑罰はなぜ必要なのか） 8. 犯罪の司法的処理（警察・検察・裁判の流れ） 9. 死刑制度を考える①（死刑存廃と米国の実情） 10. 死刑制度を考える②（日本の問題と死刑代替刑） 11. 財産刑の現状と課題（罰金を中心に） 12. 犯罪者の社会復帰と刑事政策 13. 新行刑法と新更生保護法 14. 新たな刑事制裁の可能性（責任と予防）	
テキスト、参考文献		評価方法	
指定教材：安部哲夫ほか編『ビギナーズ刑事政策』成文堂 参考教材：法務総合研究所『平成 20 年版犯罪白書』		学期末試験（持込不可）80%、授業中の小レポート20%で評価します。	

08～09 律・国・総 03～07 律・国	****／****／**** 刑事政策 b／刑事政策 b	担当者	安部 哲夫
講義目的、講義概要		授業計画	
「刑事政策 b」では、①刑罰制度としての自由刑、②保護観察・更生保護、③個々の犯罪対策を中心に授業を進めます。とくに、被収容者処遇法（2006 年）および更生保護法（2007 年）によって、犯罪者処遇が今後どう展開されてゆくことになるのか検討します。 犯罪に対する認識と問題意識は、私たちの身近なものになりましたが、それだけに安易な判断ではなく、幅広い情報を駆使してより深い洞察が必要です。法律学としての刑事政策学は、めまぐるしく動く現実を目を向けるとともに、普遍的な政策理念との調和をどう講じるかにかかっています。「刑事政策なき刑法学は盲目であり、刑法学なき刑事政策は危険である」との言葉をかみしめて講義に臨んでほしい、と思います。		1. 現代刑事政策の課題 2. 自由刑の現状と課題(欧米の行刑との比較) 3. 施設内処遇の諸問題①（新たな受刑者処遇法） 4. 施設内処遇の諸問題②（作業、改善処遇） 5. 社会内処遇の諸問題①（中間処遇、仮釈放） 6. 社会内処遇の諸問題②（保護観察、地域処遇） 7. 保護処分（少年犯罪と刑事政策） 8. 凶悪犯罪・組織犯罪の現状と対策 9. 薬物犯罪の現状と対策 10. 外国人犯罪の現状と対策 11. 触法精神障害の現状と対策 12. 性犯罪の現状と対策 13. 交通犯罪の現状と対策 14. 高齢者犯罪の現状と対策	
テキスト、参考文献		評価方法	
指定教材：安部哲夫ほか編『ビギナーズ刑事政策』成文堂 参考教材：法務総合研究所『平成 20 年版犯罪白書』		学期末試験（持込不可）80%、授業中の小レポート20%で評価します。	

08～09 律・国・総 03～07 律・国	*****/*****/*****/ 社会保障法 a/*****/	担当者	小西 啓文
講義目的、講義概要		授業計画	
春学期の「社会保障法 a」では総論と、社会保障をめぐる、とりわけ労働者の権利・義務の所在を検討することにする。すなわち、社会保障の現状とその歴史的経緯をまず確認し、社会保障の権利性が争われた最高裁判例の検討を経た上で、主として、医療保険・労災保険・雇用保険の法解釈・法政策学上の論点につき検討する。		1 総論 第 1 回～第 2 回 社会保障をめぐる状況 第 3 回～第 5 回 社会保障の権利性 その 1 – 生活保護法をめぐる最高裁判例を素材に 第 6 回～第 8 回 社会保障の権利性 その 2 – 児童扶養手当法等をめぐる最高裁判例を素材に 2 労働者と社会保険 第 9 回～第 11 回 労災保険 第 12 回～第 14 回 雇用保険	
テキスト		評価方法	
本澤巳代子・新田秀樹編『トピック社会保障法（第 3 版）』（不磨書房、2009）および労働調査会編『社会保障法令便覧 2009』（労働調査会、2009）		期末試験と小レポートによるが、出席調査を実施する場合には、これも平常点として加算する。	

08～09 律・国・総 03～07 律・国	*****/*****/*****/ 社会保障法 b/*****/	担当者	小西 啓文
講義目的、講義概要		授業計画	
秋学期の「社会保障法 b」では各論として、社会保障をめぐる国民・住民の権利・義務の所在を、とりわけ「要介護性」と「障害」に焦点を当てて検討する。すなわち、いわゆる「福祉国家」の態様とその高齢社会への対応を確認した後、主として、医療保険・介護保険・年金保険の法解釈・法政策学上の論点につき検討する。		第 1 回～第 4 回 比較福祉国家論 第 5 回～第 7 回 医療保険 第 8 回～第 11 回 介護保険 第 12 回～第 14 回 年金保険—学生無年金障害者事件を素材に	
テキスト		評価方法	
本澤巳代子・新田秀樹編『トピック社会保障法（第 3 版）』（不磨書房、2009）および労働調査会編『社会保障法令便覧 2009』（労働調査会、2009）		期末試験と小レポートによるが、出席調査を実施する場合には、これも平常点として加算する。	

08～09 律・国・総 03～07 律・国	*****／*****／***** *****／*****	担当者	*****
講義目的、講義概要		授業計画	
テキスト、参考文献		評価方法	

08～09 律・国・総 03～07 律・国	*****／*****／***** 経済法／*****	担当者	山部 俊文
講義目的、講義概要		授業計画	
①講義目的 この講義の目的は、経済法の中心に位置付けられ、市場経済における基本的法制度である「独占禁止法」の発想・考え方、及び、解釈を修得することにあります。 ②講義概要 はじめに経済法の観念など、経済法総論にあたる部分の解説を行った上で、独占禁止法の解釈について講義形式で説明します。		1 経済法総論・独占禁止法の目的 2 独占禁止法の基本概念 3 独占禁止法の手続の概要 4 不当な取引制限（カルテル）の規制（1） 5 不当な取引制限（カルテル）の規制（2） 6 事業者団体の規制 7 私的独占の規制 8 企業結合の規制（1） 9 企業結合の規制（2） 10 不公正な取引方法の規制（1） 11 不公正な取引方法の規制（2） 12 不公正な取引方法の規制（3） 13 不公正な取引方法の規制（4） 14 その他・予備	
テキスト、参考文献		評価方法	
テキストに準ずる参考書として、丹宗暁信・厚谷襄児編『新現代経済法入門〔第3版〕』（法律文化社・2006年）を掲げておきます。その他の文献については、最初の授業の時に、解説・紹介を行います。 また、『独占禁止法審決判例百選〔第6版〕』（有斐閣・2002年）も、できれば用意して下さい。		期末試験を実施し、その成績に基づいて成績評価を行います。	

08～09 律・国・総 03～07 律・国	****／****／**** 消費者法／****	担当者	岩重 佳治
講義目的、講義概要		授業計画	
講義目的 - 消費者被害と救済の実態を知る - 消費者事件の解決に特有の視点、法理を身につける - 消費者被害の法的解決方法を自分で考え、その法的見解を第3者に主張・展開し、第3者の法的見解を正當に評価する力を身につける - 生の事実を素材に、生きた法的思考を身につける - 消費者法の学習を通じて、自分の長所を発見する 講義概要 - 毎回レジュメを用いて講義する。 - 事例の検討を中心とし、法的見解を述べ合う実践的内容の講義にしたい。 - 知識の多寡にかかわらず、受講者には積極的な発言を求めたい。受動的に講義を聞くという姿勢は、本講義に適さない。 - 春学期は、消費者法の基礎的な知識の習得にも重点を置き、秋学期への足がかりにしたい。 - 受講には基礎的な法的知識があればよい。 消費者問題に関心があればなおさら良いが、関心を持てかどうか見てみようという人も大いに歓迎する。 <u>通年での受講が望ましい。</u>		- ガイダンス - 消費者被害救済の法理（1） - 消費者被害救済の法理（2） - 消費者契約法（1） - 消費者契約法（2） - 敷金をめぐるトラブル - 英会話教室をめぐるトラブル - クレジット契約をめぐるトラブル - 内容証明郵便の利用の仕方 - 消費者団体訴訟制度 - 消費生活センターの相談現場から① - 消費生活センターの相談現場から② - 予備 - まとめ	
テキスト、参考文献		評価方法	
テキストは特に使用しない。 参考文献は、随時紹介する。		期末定期試験の結果（80%）、日常講義における提出物（10%）及び出席率（10%）により総合的に評価する。	

08～09 律・国・総 03～07 律・国	****／****／**** 法律学特講（消費者法）／****	担当者	岩重 佳治
講義目的、講義概要		授業計画	
講義目的 - 消費者被害と救済の実態を知る - 消費者事件の解決に特有の視点、法理を身につける - 消費者被害の法的解決方法を自分で考え、その法的見解を第3者に主張・展開し、第3者の法的見解を正當に評価する力を身につける - 生の事実を素材に、生きた法的思考を身につける - 消費者法の学習を通じて、自分の長所を発見する 講義概要 - 毎回レジュメを用いて講義する。 - 事例の検討を中心とし、法的見解を述べ合う実践的内容の講義にしたい。 - 受講者には積極的な発言を求めたい。受動的に講義を聞くという姿勢は、本講義に適さない。 - 春学期で身につけた基礎的な知識を土台に、より実践的内容の講義にしたい。答弁書の作成等も行う予定である。 - 深刻化する多重債務問題についての講義も行う。 <u>春学期の講義で身につけた知識が前提になるので、通年での受講が望ましい。</u>		- 保証人被害 - 集団的消費者被害事件（預託商法被害） - リース契約をめぐるトラブル - 訴状を受け取ったときの対処法（総論） - 訴状を受け取ったときの対処法（答弁書作成） - 振り込め詐欺の被害 - クレジット・サラ金被害に関する基礎知識 - 借金整理法（1） - 借金整理法（2） - 犯罪被害収益の吐き出し - 貧困ビジネスの実態 - 消費生活センターの相談現場から - 予備 - まとめ	
テキスト、参考文献		評価方法	
テキストは特に使用しない。 参考文献は、随時紹介する。		期末定期試験の結果（80%）、日常講義における提出物（10%）及び出席率（10%）により総合的に評価する。	

08～09 律・国・総 03～07 律・国	****／****／**** 知的財産権法 a／****	担当者	長塚 真琴
講義目的、講義概要		授業計画	
知的財産権法の主要分野は、著作権法と工業所有権法である。この講義では、工業所有権法のうち商標法、意匠法、不正競争防止法を扱う。これらは、特定の者が用いている特定のマーク、ブランド、デザインなどを、他人による模倣から守るための法律である。 レジュメ集とコンパクトな入門書を併用し、裁判例に関する画像やウェブサイトなど、視覚情報も重視しつつ講義を進める。 講義には、小型でよいので六法を持って出席すること。小型六法に掲載されていない条文は、レジュメ集（講義開始後数週間以内に販売）に収録する。 担当教員の講義の情報を掲載するサイトはこちら。 http://www2.dokkyo.ac.jp/~less0080/ なお、4/9(木)の第1回講義終了後の昼休みに「知的財産権関係資格&履修説明会」を予定している。詳細は学内の掲示やチラシを見ること。 ○履修上の注意:知的財産権法bの内容も参照するため、併せて履修することが望ましい。		1 ガイダンス 2 知的財産権法の概要 3 不正競争防止法1—様々な不正競争行為の規制 4 不正競争防止法2 5 不正競争防止法3 6 商標法1—登録を受けたマークの保護 7 商標法2 8 商標法3 9 商標法4 10 意匠法1—登録を受けた工業デザインの保護 11 意匠法2 12 意匠法3 13 意匠法4 14 質問への回答と復習	
テキスト、参考文献		評価方法	
教科書：長塚真琴『知的財産権法 a レジュメ集』 教科書：伊藤塾『知的財産法 第3版』（弘文堂、2008年） 参考書：大淵他『知的財産法判例集』（有斐閣、2005年）		定期試験と、講義期間の半ばに1度おこなう小テストによる。出席は重視しない。	

08～09 律・国・総 03～07 律・国	****／****／**** 知的財産権法 b／****	担当者	長塚 真琴
講義目的、講義概要		授業計画	
知的財産権法の主要分野は、著作権法と工業所有権法である。この講義ではそのうち、工業所有権法の中心をなす特許法を主に扱う。これは、特定の技術について、特定の者が他人の模倣を排除することを認める法律である。 特許法以外では、保護の対象や手法において近縁の実用新案法と種苗法を扱う。 レジュメ集とコンパクトな入門書を併用し、裁判例に関する画像やウェブサイトなど、視覚情報も重視しつつ講義を進める。 講義には、小型でよいので六法を持って出席すること。小型六法に掲載されていない条文は、レジュメ集に収録する。レジュメ集は、講義開始後数週間以内に販売する。 担当教員の講義の情報を掲載するサイトはこちら。 http://www2.dokkyo.ac.jp/~less0080/ ○履修上の注意:知的財産権法aの内容も参照するため、併せて履修することが望ましい。		1 ガイダンス 2 特許法1—審査・登録を受けた技術の保護 3 特許法2 4 特許法3 5 特許法4 6 特許法5 7 特許法6 8 特許法7 9 特許法8 10 特許法9 11 特許法10 12 実用新案法—無審査で登録された技術の保護 13 種苗法—植物新品種の保護 14 質問への回答と復習	
テキスト、参考文献		評価方法	
教科書：長塚真琴『知的財産権法 b レジュメ集』 教科書：伊藤塾『知的財産法 第3版』（弘文堂、2008年） 参考書：大淵他『知的財産法判例集』（有斐閣、2005年）		定期試験と、講義期間の半ばに1度おこなう小テストによる。出席は重視しない。	

08～09 律・国・総 03～07 律・国	****／****／**** 民事訴訟法 a／****	担当者	小川 健
講義目的、講義概要		授業計画	
「民事訴訟」は「私人間の法的な関係」（債権や他の権利等）の最終的な「実現手段」として用意されている制度である。 法的関係実現のための手続全体は「広義の『民事訴訟』」と呼ばれるが、法的関係実現の手続のうち「国が私人間の法的関係を確認し確定する手続段階」は、特に「狭義の『民事訴訟』」と呼ばれ、「民事訴訟法」という法律（「法典」）に規定されている。また、「国による私人間の法的関係の確認、確定」は、裁判所の「判決」という種類の「判断」によりなされることから、この手続段階は「判決手続」とも呼ばれる。本講義が対象とするのはこの「狭義の民事訴訟」である。 本講義では、判決手続において確定されるべき対象である「法的関係」あるいは「法」とはどのようなものであるのか。国による法確定の手続の基本的な枠組みはどのようなものであるのか、またあるべきなのか。国による法の実現のしくみは全体としてどのようなものなのか。現在あるしくみにはどのような問題があるのか。といった点をみんなで考えることにしたい。 講義形式の授業であるが、受講者の講義への積極的な参加を期待する。試験やレポートによる得点の他に、有意義な質問をしてくれた受講者には、一つの質問あたり、最大5点の加算をする。		春学期は、「判決手続の基本的な構成要素」についての理解を目標として講義を行う。 講義項目： 《民事手続の意義》 1 「法」とは何か（国家法と法の実現） 《手続の開始》 2 「訴え」訴えの種類、訴状 《手続の目的》 3 「判決1」請求と判決事項、判決書 4 「判決2」処分権主義 5 「裁判」裁判の種類 6 「判決」と「審理手続」 7 「判決の確定」審級制度 8 「判決の確定」確定の意味 9 「判決の効力1」終局判決 10 ・レポート作成 11 「判決の効力2」執行力、既判力、形成力 12 「既判力の作用1」物的限界 13 「既判力の作用2」人的限界 14 「既判力の作用3」限界の拡張	
テキスト、参考文献		評価方法	
現在適当なテキストはないが、参考文献として以下のものを挙げておく：小川「民事執行法 法と法実現」基本民事法（2005 成文堂）；中野貞一郎・松浦馨・鈴木正裕編「新民事訴訟法講義」2 版（有斐閣大学双書）¥4, 725（税込）		希望する学生については学期末筆記試験だけのいわゆる「一発勝負」としてもよいが、一般的には、学期中に任意提出レポートを課して救済の道を確保しておいたほうがよいと思う。	

08～09 律・国・総 03～07 律・国	****／****／**** 民事訴訟法 b／****	担当者	小川 健
講義目的、講義概要		授業計画	
春学期に、その「基本的な構成要素」を概観した判決手続の分野について、そのような「手続を現実にも動かしていくために考慮しなければならない実務上重要な事項」を概観する。 講義形式の授業であるが、受講者の講義への積極的な参加を期待する。レポートや報告による得点の他に、有意義な質問をしてくれた受講者には、一つの質問あたり、最大5点の加算をする。		講義項目： 《手続の変則的な終了》 1 「判決によらない訴訟の終了1」 請求の放棄認諾、和解 2 「判決によらない訴訟の終了2」 訴えの取下 《手続の利用》 3 「訴訟要件1」裁判権、管轄 4 「訴訟要件2」当事者、代理人 5 「訴訟要件3」請求に関連する要件 6 「訴え提起」の効果 《手続の運営》 7 「審理1」判断資料の蒐集（当事者主義と職権主義） 8 「審理2」事実と証拠 《手続の運営機関》 9 ・レポート作成 10 「管轄」 11 「裁判機関」構成、公正な機関の確保 《手続の人的変動》 12 「訴訟関係の変動」参加、承継 《特別な手続》 13 「特殊な手続」 14 「外国判決、仲裁判断」	
テキスト、参考文献		評価方法	
春学期と同じ。		希望する学生については学期末筆記試験だけのいわゆる「一発勝負」としてもよいが、一般的には、学期中に任意提出レポートを課して救済の道を確保しておいたほうがよいと思う。	

08～09 律・国・総 03～07 律・国	****／****／**** 民事執行・保全法／****	担当者	小川 健
講義目的、講義概要		授業計画	
民事執行は法律関係の最終的な実現手段として用意されている制度である。 判決手続等で「権利」その他の法律関係が確定されたとしても、ただそれだけのことであるなら、義務を負うものが自らこれを履行しないかぎり、判決（書）はただの紙切れでしかない。執行手続は、このように債務者による任意の履行が行われない場合に備えて、国家の実力をもってこの観念的な存在に過ぎない「権利」を現実の世界で実現するために用意された手続である。 もっとも、権利を実現しようとした時に目的物や相手方の財産がなくなってその実現そのものが不可能となってしまうと、いかに権利の強制的な実現手段を用意しようとも役には立たない。したがって、その実現についての事前確保の方法が用意される必要がある。また、実際に執行が必要な状況では相手方が支払能力を失っていることも少なくないため、そのような際に債務者に関わる債権債務関係全体を一括して処理しようとする倒産法制との関係も考えておかなければならない。さらには日本の裁判所の判断についてだけではなく、外国の裁判所その他により「確定」された「法的関係」を我が国の裁判所としてはどのように扱うべきかについても考える必要がある。 本講義では、このような民事執行手続の基本的な構造と、それに関連する制度との関係の理解を主眼として民事執行と保全とを講義形式で概観する。		I 民事執行総論 1 法とは何か（国家法と法の実現） 2 民事執行手続の概要、法典の構造 II 手続の開始 3 債務名義（債務名義の意義と種類）1 4 債務名義（債務名義の意義と種類）2- 5 民事執行の手続原則、執行文制度 III 執行の方法 6 金銭債権に基づく執行（執行対象による相違と差押） 7 強制管理、船舶執行、動産執行 8 配当要求、換価、売却、関連する権利関係 9 レポート作成 10 引渡命令、配当と配当異議 11 債権執行（差押禁止債権、供託、取立訴訟、転付命令、譲渡命令） 12 その他の財産権に対する執行、非金銭執行（明渡、引渡、代替執行、間接強制）、担保権の実行 IV 執行に関わる紛争 13 各種の不服申立方法 V 14 保全手続 なお、受講者の講義への積極的な参加を期待する。 試験やレポートによる得点の他に、有意義な質問をしてくれた受講者には、一つの質問あたり、最大5点の加算をする。	
テキスト、参考文献		評価方法	
参考書：小川「民事執行法 法と法実現」基本民事法（2005 成文堂）、中野 貞一郎・編「民事執行・保全法概説」3 版（有斐閣双書版（2006））。		希望する学生については学期末筆記試験だけのいわゆる「一発勝負」としてもよいが、一般的には、学期中に任意提出レポートを課して救済の道を確保しておいたほうがよいと思う。	

08～09 律・国・総 03～07 律・国	****／****／**** ****／****	担当者	****
講義目的、講義概要		授業計画	
テキスト、参考文献		評価方法	

08～09 律・国・総 03～07 律・国	*****／*****／***** *****／*****	担当者	*****
講義目的、講義概要		授業計画	
テキスト、参考文献		評価方法	

08～09 律・国・総 03～07 律・国	*****／*****／***** 倒産法／*****	担当者	小川 健
講義目的、講義概要		授業計画	
個人や会社が「倒産する」というと、これらの当事者は社会から抹殺されてしまうかのように思われがちである。 確かに、無計画な借入や支出を繰り返したり、無計画な投資を行った結果として倒産に至る者は多い。しかし、そのような無計画な借入や投資についての資金を提供した側にも責任の一端が認められる場合は少なくない。また、倒産の結果、一般社会の外にはじき出される者が増えるとすれば、社会は不安定にならざるをえない。さらに、倒産者と取引していた人々にとっても、倒産により取引相手が社会から抹殺されてしまうとすれば、取引の機会が減少することになる。 このようなことから、現代の倒産処理は、債権者の債権の本来的な満足がある程度は犠牲にしても、倒産者の社会活動の継続あるいは再開をなるべく可能にするようなやり方で行われる。たとえば、倒産者の債務等を清算するにあたって、倒産者に財産を幾分かは残し、残りの債務の負担から解放するという方法を探るし、企業の倒産にあたっては、収益をあげている部門等はこれを売却することによって、売却先において社会的な活動を続けることを可能にしながら債権者に対する弁済財源を増加させるということも行われる。倒産手続は、決して「倒産者についての残務整理」ではなく、経済活動が円滑に働けなくなった「倒産」という病理状態を円滑な状態に戻す作用を行っているわけである。 本講義では、倒産手続の全体像把握を試みるとともに、近年大きな改正が行われたこの制度の今後の行方も考えたい。		《倒産法概論》 1 倒産手続とは（倒産手続の目的、倒産手続に用いられる手法、個別執行との関係） 2 倒産手続の類型、現在の倒産処理の状況、国際倒産の問題点 3 倒産手続の開始原因、倒産手続の流れ、手続原則 《破産手続》 4 手続開始決定、公告、債権調査、不服申立 5 手続開始の効果、他の手続との調整 6 共有関係、双務契約、継続的契約等 7 取戻権、別除権 8 相殺権 9 レポート作成 10 否認 11 手続に係る機関（裁判所、管財人、保全管理人、債権者集会、債権者委員会） 12 保全、債権届出、倒産債権・財団債権・共益債権、届出の効果、債権調査、債権者表の作成と認否 13 配当、廃止、免責、特則（住宅資金貸付債権、外国倒産処理、簡易再生、小規模個人再生、給与所得者再生） 《破産以外の倒産手続》 14 会社更生、民事再生、商法上の手続 受講者の講義への積極的な参加を期待する。試験やレポートの得点の他に、有意義な質問には一質問あたり最大5点を加算する。	
テキスト、参考文献		評価方法	
テキストを強いて挙げれば、谷口安平ほか編「新現代倒産法入門」（2002 法律文化社現代法双書）¥3,000。倒産関係法登載の携帯六法には、有斐閣ポケット六法と、三省堂デシリール六法がある。但、いずれも会社更生法は抄録。		希望する学生については学期末筆記試験だけのいわゆる「一発勝負」としてもよいが、一般的には、学期中に任意提出レポートを課して救済の道を確保しておいたほうがよいと思う。	

08～09 律・国・総 03～07 律・国	*****/*****/*****/ 国際法Ⅲ／国際法Ⅲ	担当者	安保 公人
講義目的、講義概要		授業計画	
国際法は、国際社会共通のルールであり、国家間の利害を調整し、国際社会の安定と発展を図り、また、市民生活や個人を保護する。この国際法Ⅲでは、国家が国際法に違反した場合におけるルール、国家間の紛争を平和的に解決するルール、および、国連の措置や国家の自衛権行使等における武力行使のルールを勉学する。 学生は、基本的なルールを習得するとともに、国際社会で生じる問題や紛争を国際法に基づき適切に分析し判断する能力を構築する。 授業は、毎回、テーマと勉学目標を示し、具体的な事例を用い、わかり易く解説する。		① 国際法違反が生じた場合の措置 ② 国際違法行為による国家責任とその解除、対抗措置 ③ 国際紛争の平和的解決義務、紛争解決の方法 ④ 国連安保理事会・国連他機関による平和的紛争解決 ⑤ 仲裁裁判所・国際司法裁判所による平和的紛争解決 ⑥ 島の領有権争い等に関する国際司法裁判所の判例 ⑦ 武力行使を制限する国際法の発展 ⑧ 国連憲章の定める集団安全保障措置 ⑨ 国連決議に基づく多国籍軍方式の集団安全保障 ⑩ 国連の平和維持活動 ⑪ 自衛権の行使 ⑫ 在外自国民保護、人道的介入 ⑬ 国際人道法（武力紛争法）の概要 ⑭ まとめ	
テキスト、参考文献		評価方法	
松田幹夫編『みづかな国際法入門』（不磨書房、2004年）『国際条約集』（有斐閣）		①～⑭の全範囲から出題する試験の成績で評価する。講義を欠かさず聴き、ノートに整理し、問題意識をもって復習すれば、勉学の目的を達成でき、好成績も獲得する。	

08～09 律・国・総 03～07 律・国	*****/*****/*****/ 国際人道法／国際人道法	担当者	安保 公人
講義目的、講義概要		授業計画	
国際社会では武力衝突がほとんど絶え間なく生起している。こうした状態を規律することなく放置すれば、人道に反する暴力や不必要な破壊が際限なく拡大し、極めて悲惨な結果を人々の上にもたらす。このため、国際社会は、武力紛争において人々の保護を図り、また、戦闘の方法手段等を規制する国際法（国際人道法、武力紛争法、戦争法と呼ばれる）が不可欠であると認識し、これを発展させた。 本講義は、授業計画に示す国際人道法の諸ルールについて理解を深めていく。国際人道法は、きわめて重要な国際法であるにもかかわらず、わが国の大学教育ではなかなか取り上げられない経緯があった。本講義は貴重な勉学の機会となろう。		① 国際人道法の意義 ② 適用の基礎、ジュネーヴ法とハーグ法の発展 ③ ジュネーヴ諸条約・追加議定書の概要と共通規定 ④ 傷者・病者・難船者等の保護 ⑤ 捕虜の取扱い ⑥ 文民の保護、女性・児童の保護 ⑦ 文化財の保護 ⑧ 戦闘の基本原則、背信行為による殺傷禁止等 ⑨ 戦闘員と非戦闘員の区別、軍事目標と民用物の区別 ⑩ 無差別攻撃の禁止、比例性規則と予防措置 ⑪ 攻撃禁止対象、文民保護組織 ⑫ 化学兵器・生物兵器の使用禁止、核兵器の問題 ⑬ 特定通常兵器・対人地雷・クラスター弾の使用禁止 ⑭ 戦争犯罪とその処罰、国際刑事裁判所の概要	
テキスト、参考文献		評価方法	
『国際条約集』（有斐閣）		①～⑭の全範囲から出題する試験の成績で評価する。講義を欠かさず聴き、ノートに整理し、問題意識をもって復習すれば、勉学の目的を達成でき、好成績も獲得する。	

08～09 律・国・総 03～07 律・国	*****/*****/*****/ 地方自治論 a/地方自治論 a	担当者	小口 進一
講義目的、講義概要		授業計画	
1999 年地方自治法が改正され、中央集権型政治の象徴であった機関委任事務と通達は廃止され、国は国際社会における国家としての存立にかかる事務および全国的に統一して定めることが望ましい施策と事業を担い、住民に身近な行政は可能な限り自治体にゆだねることになった。これにより、自治体は自治分権型政治への第一歩を大きく歩みだした。 けれども自治体は、国と同じく財政の硬直化、政策情報や政治争点情報の未成熟、さらには少子高齢化・国際化・高度情報化・地球環境の温暖化防止といった課題への取り組みの遅れにくえ、政策法務、政策財務、政策人事といった新分野への図面を描ききれないまま、その行く手を不透明にしている。 春学期は、市民生活に密着した自治体政策の基盤を構成する事務事業について、自治の現場から未来を展望しつつそのあり方を考えてみたい。		1. はじめに 2. 地方自治法の改正 3. 財政危機と自治体改革 4. 自治体計画と行政の文化化 5. 政策情報の策定と公開 6. 地域生活環境指標の策定と活用 7. 議会改革への試み 8. 政策法務の必要性 9. 補助金・通達行政からの脱却 10. 自治体の歳入・歳出予算 11. 事務事業別予算と施策の原価計算 12. 人事管理の現状 13. 政策人事への転換 14. 自治体のコンピュータ事務事業	
テキスト、参考文献		評価方法	
テキスト・参考文献は特に定めないが、講義中に必要に応じて参考文献等は紹介する。		期末定期試験とレポートなどによって評価	

08～09 律・国・総 03～07 律・国	*****/*****/*****/ 地方自治論 b/地方自治論 b	担当者	小口 進一
講義目的、講義概要		授業計画	
秋学期は、自治体の個別事務事業を中心に理論と実務の緊張のなかから、施策の制度設計とその背景を具体的に探り、今後の方向性を示してみたい。		1. 個人情報の保護 2. 安全・安心なまちづくり 3. 市民による防災都市づくり 4. 地球温暖化防止行動計画と環境行政 5. 可燃ごみの処理と広域行政 6. 生涯教育と公民館 7. 公立図書館行政 8. 都市の健康行政 9. 福祉八法と自治体行政 10. 保健福祉計画とサービスのネットワーク化 11. ベッドタウンの現状と問題点 12. 自治体契約の改革方向 13. 改正地方自治法の課題 14. 講義のまとめ	
テキスト、参考文献		評価方法	
テキスト・参考文献は特に定めないが、講義中に必要に応じて参考文献等は紹介する。		期末定期試験とレポートなどによって評価	

08～09 律・国・総 03～07 律・国	****／****／**** 政治思想史 a／西洋政治思想史 a	担当者	柴田 平三郎
講義目的、講義概要		授業計画	
現代世界の思想状況は混迷状態にある。思想や哲学が疎んじられている、といってもよいかもしれない。そういう状況認識を意識の内側にいれながら、西洋政治思想の歴史を概観する。われわれの近代化が西欧近代をモデルにしつつ、その受容と反発の過程であった以上、西欧近代思想を間に挟んで、古典古代から現代へと流れる政治思想史の道筋を追うことには我々自身の姿を重ねることでもある。 一口に政治思想といっても、そこにはさまざまなタイプやニュアンスの相違がある。そうした政治思想の歴史的展開を時代や社会の変化の中でとらえながら、想像力と感性を養っていききたい。 受講生への要望 講義の一層の理解とテキストを補強するために資料（プリント）を毎回配布するので、必ず受け取ること。		1 はじめに—全体ガイダンス 2 政治思想史の課題と方法 3 古典古代の意味 4 ギリシャの政治思想—ソクラテスをめぐる知的状況 5 同一プラトン（1） 6 同一プラトン（2） 7 同一アリストテレス（1） 8 同一アリストテレス（2） 9 ヘレニズム時代の政治思想 10 古代ローマの政治思想 11 キリスト教と西洋政治思想の伝統 12 アウグスティヌス（1） 13 アウグスティヌス（2） 14 春学期のまとめ	
テキスト、参考文献		評価方法	
柴田平三郎『政治思想史講義ノート』而立書房、1995 年 M・I・フィンリー『民主主義 古代と現代』講談社学術文庫、2007 年		定期試験で評価する。	

08～09 律・国・総 03～07 律・国	****／****／**** 政治思想史 b／西洋政治思想史 b	担当者	柴田 平三郎
講義目的、講義概要		授業計画	
現代世界の思想状況は混迷状態にある。思想や哲学が疎んじられている、といってもよいかもしれない。そういう状況認識を意識の内側にいれながら、西洋政治思想の歴史を概観する。われわれの近代化が西欧近代をモデルにしつつ、その受容と反発の過程であった以上、西欧近代思想を間に挟んで、古典古代から現代へと流れる政治思想史の道筋を追うことには我々自身の姿を重ねることでもある。 一口に政治思想といっても、そこにはさまざまなタイプやニュアンスの相違がある。そうした政治思想の歴史的展開を時代や社会の変化の中でとらえながら、想像力と感性を養っていききたい。 受講生への要望 講義の一層の理解とテキストを補強するために資料（プリント）を毎回配布するので、必ず受け取ること。		1 中世と中世政治思想の今日的意味 2 中世政治思想—ソールズベリのジョン 3 同—トマス・アキナス（1） 4 同—トマス・アキナス（2） 5 ルネサンスの政治思想—マキアヴェリ 6 宗教改革の政治思想—ルターとカルヴァン 7 近代の政治思想—ホッブズ 8 同—ロック 9 同—ルソー 10 近代のイデオロギー 11 同—保守主義 12 同—自由主義 13 同—社会主義 14 秋学期のまとめ	
テキスト、参考文献		評価方法	
柴田平三郎『政治思想史講義ノート』而立書房、1995 年 M・I・フィンリー『民主主義 古代と現代』講談社学術文庫、2007 年		定期試験で評価する。	

08～09 律・国・総 03～07 律・国	****／****／**** 行政学 a／行政学 a	担当者	雨宮 昭一
講義目的、講義概要		授業計画	
受講生が、現在と将来において、社会の需要を観測し、それを政策と課題に変換し、その政策を実施し、それを評価する時に、有益な歴史的、構造的、技術的な知見を行政サービスの变化、政府間関係、組織を中心に講義する。		1. 講義の概要 2. 現代と行政サービスの範囲 3. 官僚制と大衆民主制 4. 官僚制から公務員制へ 5. アメリカ行政学の展開 6. 日本における行政学 7. 政府体系－中央集権と地方分権 8. 戦後日本の中央－地方関係 9. 分権改革の到達点と残された課題 10. 議院内閣制と省庁制 11. 公務員制度 12. 官僚制論（1） 13. 官僚制論（2） 14. まとめ	
テキスト、参考文献		評価方法	
西尾勝『行政学』（新版）有斐閣 2003 年（テキスト）		平常のテストないしレポートと期末試験。	

08～09 律・国・総 03～07 律・国	****／****／**** 行政学 b／行政学 b	担当者	雨宮 昭一
講義目的、講義概要		授業計画	
受講生が現在と将来において社会の需要を観測しそれを政策と課題に変換し、その政策を実施し、それを評価する時に、有益な歴史的、構造的、技術的な知見を政策形成、政策立案を中心に行政サービスの变化、政府間関係、組織を中心に講義する。		1. 講義の概要 2. 官僚制組織の行動の仕方 3. 職員の行動様式 4. ストリート・レベルの行政職員 5. 第一線職員と対象集団 6. 官僚制批判の系譜 7. キャリアとノンキャリア 8. 政策形式と政策立案 9. 環境の変化と政策立案（1） 10. 環境の変化と政策立案（2） 11. 日本の中央省庁の意思決定方式 12. 予算と会計 13. 行政活動の能率と行政改革 14. 行政統制と説明責任	
テキスト、参考文献		評価方法	
西尾勝『行政学』（新版）有斐閣 2003 年（テキスト）		平常のテストないしレポートと期末試験。	

08～09 律・国・総 03～07 律・国	****／****／**** 法律学特講（青少年保護法総論―少年犯罪と少年法）／****	担当者	安部 哲夫
講義目的、講義概要		授業計画	
「児童の権利条約」は、わが国の青少年の権利についての再認識を生み出したが、同時に青少年の健全育成と保護の思想を具体化する取組みを焦眉の課題としたところである。それはまた、問題を起こした少年を「司法」がどう対応すべきなのか、成人の刑事事件の処理とどう違うべきなのかについても、指針示している。 本授業では、近年問題化してきた重大な少年事件を中心に、少年非行の現状、背景、非行原因、法的対応、立法上の課題などについて講義を進める。周知のように、少年法（1948 年）は、少年事件の被害者の声や社会の「不寛容主義」の高まりとともに、2000 年の「一部改正」がなされたところである。その後 14 歳未満の「触法少年」による残虐事件（長崎 2003 年、佐世保 2004 年）が発生したことにより、これまで児童福祉の保護のもとにあった「触法少年」についても、より厳正な司法的処理と新たな処分をねらいとした「一部改正」が進められた（2007 年改正）。そして 2008 年、少年審判への被害者の傍聴を認める法改正も行われた。こうした動きに目を向けつつ、現在の少年事件の司法的処理について、基本的な知識を習得することがこの授業の狙いである。 秋学期の授業と併せて履修することが望ましい。		1. 少年犯罪と少年法入門（はじめに） 2. 少年非行の現状①（わが国の現状と動向） 3. 少年非行の現状②（諸外国の問題状況） 4. 少年非行の原因と非行理論 5. 少年保護の法原理（自己決定と保護主義） 6. 少年保護の歴史（救済政策・感化教育・自立支援） 7. 少年法の誕生と理念（児童の権利条約との関係） 8. 少年非行の発見（少年警察、街頭補導） 9. 少年非行と審判（家庭裁判所・少年鑑別所の役割） 10. 少年非行と矯正（少年院、少年刑務所） 11. 少年非行と保護（保護観察） 12. 少年事件報道と少年法 13. 少年司法の改革（少年法の改正の経緯と展開） 14. まとめ（少年法改正によって何が変わったか）	
テキスト、参考文献		評価方法	
指定教材：守山正ほか『ビギナーズ少年法第 2 版』成文堂・安部哲夫『新版・青少年保護法』尚学社、2009 年		学期末試験 80 点。授業内レポート 20 点。	

08～09 律・国・総 03～07 律・国	****／****／**** 法律学特講（青少年保護法各論―被害者としての青少年）／****	担当者	安部 哲夫
講義目的、講義概要		授業計画	
「児童の権利条約」は、わが国の青少年の権利についての再認識を生み出したが、同時に青少年の健全育成と保護の思想を具体化する取組みを焦眉の課題とした。2003 年 12 月に示された「青少年育成施策大綱」は 2008 年 12 月改定されたが、すべての国民と、あらゆるレベルでの青少年育成への取組みを推進する点は同一である。 春学期には、加害者としての少年に対する司法的対応の問題について学習した。秋学期では、その少年事件の背景に、往々にして、その少年が「家庭」や「学校」さらには「社会環境」の場において、さまざまな被害をうける状況におかれていることから、「被害者」としての少年にスポットをあてて授業を進めたい。 具体的には、青少年保護に関する法令（少年法、児童福祉法、学校教育法、青少年健全育成条例など）や、青少年および青少年相互の諸問題について考察を深めることを目的とするが、「少年の福祉を害する犯罪」を中心に講義を進める。そこでは「家庭」における児童虐待や、「学校」における体罰やいじめ問題、「地域」における青少年育成活動、「社会」における青少年社会環境問題を取り上げる。そこでは「青少年の自立と大人社会の責任」を強調する。 春学期の授業と併せて履修してほしい。		1. 被害者としての犯罪少年（はじめに） 2. 青少年問題と法概論（少年法と青少年保護法制） 3. 児童虐待とその対策（児童虐待防止法の意義と再編） 4. 子どもの権利とは何か 5. 体罰事件とその対策（裁判例を読む） 6. 子どもの安全と社会環境 7. 青少年の喫煙・飲酒と保護法制 8. 青少年の薬物乱用の実態と対策 9. 青少年の性行動と法的対応（自立と保護の狭間で） 10. 有害表現・有害情報と青少年 11. 青少年の保護・育成・支援の担い手たち 12. 青少年健全育成条例の展開 13. 青少年育成基本法の成立へ向けて 14. まとめ	
テキスト、参考文献		評価方法	
指定教材：安部哲夫『新版・青少年保護法』尚学社 参考教材：内閣府『平成 20 年版青少年白書』		学期末試験 80 点。授業内レポート 20 点。	

08～09 律・国・総 03～07 律・国	****／****／**** 法律学特講（初めての著作権法）／****	担当者	長塚 真琴
講義目的、講義概要		授業計画	
本や CD やパッケージソフトなどの「中身」は、文章や音楽やコンピュータ・プログラムである。これらの「中身」を他人が勝手にコピーしたり、真似したりしたら、著作権法の出番である。 この講義は、著作権法の条文を踏まえて、著作権に関する基礎知識を身につけることを目的とする。主に法学部以外の学生を想定した講義である。 レジュメ集と新書を用い、裁判例に関する画像・音声やウェブサイトなど、視聴覚情報も重視しつつ講義を進める。レジュメ集は、講義開始後数週間以内に販売する。著作権法の条文はレジュメ集に収録してある。 担当教員の講義の情報を掲載するサイトはこちら。 http://www2.dokkyo.ac.jp/~less0080/ なお、4/9(木)の第 1 回講義終了後の昼休みに「知的財産権関係資格&履修説明会」を予定している。詳細は学内の掲示やチラシを見ること。 ○著作権法の概要を簡略にまとめた参考文献として、常岡・小柳編『基本民事法』（成文堂）第 13 章「知的財産権法」（長塚執筆）がある。		1 ガイダンスと導入 2 著作物 1 3 著作物 2 4 著作者と著作権者 5 著作者人格権 6 著作権 1 7 著作権 2 8 著作権 3 9 著作権の制限 1 10 著作権の制限 2 11 著作権の譲渡とライセンス 12 著作隣接権 13 著作権の侵害 14 質問への回答と復習	
テキスト、参考文献		評価方法	
教科書：長塚真琴『初めての著作権法レジュメ集』 教科書：福井健策『著作権とは何か』（集英社新書） 参考書：大淵哲也他『知的財産法判例集』（有斐閣）		定期試験と、講義期間の半ばに 1 度おこなう小テストによる。出席は重視しない。	

08～09 律・国・総 03～07 律・国	****／****／**** 法律学特講（著作権法の諸問題）／****	担当者	長塚 真琴
講義目的、講義概要		授業計画	
この講義では、著作権法に関する基礎知識を踏まえて、著作物の主要な分野ごとに、実際に起こった紛争を詳しく解説する。受講者として、春学期の講義で優秀な成績を収めた学生、著作権法についての予備知識のある学生、情報教員免許や各種資格の取得を目指す学生を想定している。毎回、次週の予習のための文献が指定され、講義はそれを読んできたことを前提におこなわれる。 レジュメの他に新書と判例集を用い、裁判例に関する画像・音声やウェブサイトなど、視聴覚情報も重視しつつ講義を進める。 レジュメと予習文献は、毎回配布する。 担当教員の講義の情報を掲載するサイトはこちら。 http://www2.dokkyo.ac.jp/~less0080/ ○履修上の注意：この講義は応用編である。著作権法を本気で学んでいる学生向けに、今、実際に争点となっている諸問題を、ややマニアックに解説する。 最低でも春学期の「初めての著作権法」は履修済みで、著作権法に関する予備知識があることを前提とする。試験問題は新司法試験「知的財産法」を参考に出題する。予備知識なしでこの講義をいきなり履修しても、単位を取得できない可能性がきわめて高い。		1 ガイダンス 2 映画 3 ゲームソフト 4 インターネット 1（アップロードとダウンロード／侵害の責任主体 1） 5 インターネット 2（侵害の責任主体 2） 6 インターネット 3（著作物性／引用） 7 音楽と放送 8 キャラクター 9 デザイン・応用美術 10 編集著作物 11 肖像権・パブリシティ権 12 高校教育と著作権 13 未定（時事問題） 14 質問への回答と復習	
テキスト、参考文献		評価方法	
教科書：福井健策『著作権とは何か』（集英社新書）、大淵哲也他『知的財産法判例集』（有斐閣）		定期試験と、講義期間の半ばに 1 度おこなう小テストによる。出席は重視しない。記述式問題の答えは、法律論としての完成度を重視して採点する。	

08～09 律・国・総 03～07 律・国	****／****／**** 法律学特講（刑事法総合）／****	担当者	安部 哲夫
講義目的、講義概要		授業計画	
すでに刑法総論・各論を履修した学生、または現在履修中の学生を対象として、刑法判例を中心に刑法総論・各論の論点を復習することを目的とする。少なくとも、刑法総論・各論の基本事項、基本判例について、受講生が総点検できるように授業をすすめる予定である。そのための教材として、中山研一教授の『口述・刑法総論』『口述・刑法各論』を用い、各人が各章に掲載されている「自習問題」について解答を用意し、理解を深めたいと思う。 また、最新判例の動きについて、2008 年の判例時報および判例タイムズに掲載された刑事裁判例をチェックし、刑法総論・各論上の論点ごとに、授業で検討することを考えている。また、当面、過去 5 年の重要判例解説（有斐閣）の論点整理も、本授業において行いたい。 講義の方式は、少人数（30 人程度）での学習がのぞましいが、受講生の状況によって、演習的スタイルにするか、講義形式にするか判断したい。 将来、ロースクールや法学研究科に進学することを考えている人、あるいは裁判所事務官や検察事務官などの試験勉強に従事している人を対象にした、アドバンスクラスとして授業を用意するので、受講生には、継続的に出席することを心がけてほしい。 犯罪各論については、各時間ごとにテーマをその都度設定することにする。		1. 行為と構成要件論 2. 因果関係論 3. 不作為犯をめぐる学説と判例 4. 違法論をめぐる争い 5. 可罰的違法性に関する判例 6. 正当防衛と緊急避難 7. 被害者の同意 8. 責任能力をめぐる判例 9. 事実の錯誤と違法性の錯誤 10. 過失犯の処罰理由 11. 不能犯と中止犯の判例 12. 共犯事例の研究 13. 罪数の事例研究 14. 犯罪各論の重要課題（事例研究）	
テキスト、参考文献		評価方法	
指定教材：中山研一『口述・刑法総論』『口述・刑法各論』成文堂（参考教材：川端博『疑問から始まる刑法総論・各論』成文堂）		学期末試験 80 点と授業内レポート 20 点によって評価する。	

08～09 律・国・総 03～07 律・国	****／****／**** ****／****	担当者	*****
講義目的、講義概要		授業計画	
テキスト、参考文献		評価方法	

08～09 律・国・総 03～07 律・国	*****／*****／***** 法律学特講（裁判法）／*****	担当者	小川 佳子
講義目的、講義概要		授業計画	
法と裁判について講義を行う。民事裁判にも適宜触れるが、主として刑事裁判について学習する。 本年よりいよいよ裁判員制度が導入される。メディアを通じてとかくセンセーショナルに伝えられることが多いこの制度であるが、基本的な刑事裁判の原理が変更されるものではないことを確認する必要がある。従って本講座では、刑事訴訟の原理原則を確認しながら講義を進めたい。あわせて、刑事裁判における弁護人の役割についても解説する。なお、なお、講義内容については受講生の希望により変更を加える場合もある		1 裁判と法、刑罰 2 刑事裁判：基本原理 3 被害者参加制度・損害賠償命令制度 4 刑事裁判手続：当事者 5 刑事裁判手続：捜査（1） 6 刑事裁判手続：捜査（2） 7 刑事裁判手続：公訴（1） 8 刑事裁判手続：公訴（2） 9 刑事裁判手続：公判（1） 10 刑事裁判手続：公判（2） 11 被害者参加制度、損害賠償命令制度 12 心身喪失者医療観察法 13 改善更生と刑事政策 14 まとめ	
テキスト、参考文献		評価方法	
特に指定しない。		原則として期末試験で評価する。ただし特段の事情のある場合は平常点も加味する。	

08～09 律・国・総 03～07 律・国	*****／*****／***** *****／*****	担当者	*****
講義目的、講義概要		授業計画	
テキスト、参考文献		評価方法	

08～09 律・国・総 03～07 律・国	*****／*****／***** *****／*****	担当者	*****
講義目的、講義概要		授業計画	
テキスト、参考文献		評価方法	

08～09 律・国・総 03～07 律・国	*****／*****／***** 法律学特講（借地借家法）／*****	担当者	小柳 春一郎
講義目的、講義概要		授業計画	
借地借家法は身近で重要な法律である。東京都では 50%近い世帯が借家世帯であり、持家の約 10%が借地の上にある。最近でも、定期借地権（平成 3 年）、定期借家権（平成 11 年）、終身借家権（平成 13 年）の創設など議論が多い。本講義の目的は、他の法律との関連にも注意しつつ、借地借家法の規定の意義を明らかにすることである。 借家編と借地編に分け、それぞれの講義を行う。借地では、土地についての借地と土地の上の建物所有という二つの点を理解しなければならず、また、借地のための法制度として地上権と賃借権があり、やや複雑であるのに対し、借家は建物の賃貸借という面に絞って検討すれば足りるため、借地借家法の条文の順番とは逆に、借家法から論ずる。 講義に際しては、民法の一般的な法理との関係のみならず権利の実現という面から訴訟・執行との関係についても言及する。		1 借地及び借家の意義 2 借家の期間 借家契約は期間満了でどうなるか。正当事由制度とは何か。 3 借家人の契約上の権利・義務 借家人の一度の賃料不払で、賃貸人は契約を解除しうるか。 4 借家権の対抗力 借家人は、借家が売却されたら退去するのか。妨害排除はできるのか。 5 借家権の譲渡・転貸 借家が賃貸人の承諾を得て転貸されたときいかなる法律関係が生まれるか。 6 近年の諸問題 定期借家・終身借家 7 借地権の意義 借地権にはどのような種類があるか。土地の賃貸借一般とどう異なるか。 8 借地権の期間 借地期間が満了したときの問題 9 借地権者の権利・義務 借地権者は、建物増改築できるか。地主の承諾がないとどうなるか。 10 借地権の対抗力 1 土地が売却されたとき、借地権はどうなるか。建物はどうなるか。 11 借地権の対抗力 2 借地権に基づく妨害排除 12 借地権の譲渡・転貸 借地上の建物売却、抵当権設定にはどのような法的問題があるか。 13 定期借地権 3 種類の定期借地権の特徴は何か。 14 講義のまとめ	
テキスト、参考文献		評価方法	
（予定）荒木新五『実務借地借家法』（商事法務）		期末の試験を中心にする。出席も加味する。 教室のスペースに余裕があり、公正な実施が可能な場合には中間試験も実施する。	

08～09 律・国・総 03～07 律・国	*****／*****／***** 法律学特講（刑法各論と特別刑法）／*****	担当者	若尾 岳志
講義目的、講義概要		授業計画	
目的 身近な犯罪類型を学ぶことを通して、抽象的な刑法理論をどのように生かしていくのかを身につける。 概要 刑事罰の対象となる行為は、主に「刑法典」に定められています。ですが、「刑法典」以外にも、道路交通法や売春防止法、軽犯罪法など、様々な法律の中で、刑事罰の対象となる行為が定められています（「広義の特別刑法」）。このような特別刑法に規定されている犯罪類型の方が、より身近な行為であることが多いのです。 そこで、刑法各論の発展として、刑法各論と関連性の深い特別刑法上の犯罪類型を取り上げて、その法解釈上の問題を検討していきたいと思います。 テーマは大きく分けると三つです。まず、①道路交通上の問題です。刑法典にも危険運転致死傷罪や自動車運転過失致死傷罪などがあります。次に、②性犯罪の問題です。成人と児童とは、扱いが異なる面があります。三つ目は、③生命にかかわる問題です。 これらの問題の根底に横たわるのは、「法と道徳・倫理」の捉え方です。		1. イントロダクション（授業と刑法総論・各論の） 2. 危険運転と飲酒運転 1 3. 危険運転と飲酒運転 2 4. 保護責任者遺棄とひき逃げ（道路交通法） 5. 道路交通法上の諸問題 6. 成人への性犯罪 7. 青少年・児童への性犯罪 1（強姦・強制わいせつ） 8. 青少年・児童への性犯罪 2（青少年保護育成条例） 9. 青少年・児童への性犯罪 3（児童買春等禁止法） 10. 性犯罪の諸問題 11. 堕胎と母体保護法 12. クローン規制法 13. 脳死と臓器移植 14. 安楽死・尊厳死 ※授業計画は目安です。	
テキスト、参考文献		評価方法	
資料を配布します。		レポートを課します（60パーセント）。後は出席点・小テスト等（40パーセント）で判断します。	

08～09 律・国・総 03～07 律・国	*****／*****／***** *****／*****	担当者	*****
講義目的、講義概要		授業計画	
テキスト、参考文献		評価方法	

08～09 律・国・総 03～07 律・国	*****／*****／***** *****／*****	担当者	*****
講義目的、講義概要		授業計画	
テキスト、参考文献		評価方法	

08～09 律・国・総 03～07 律・国	*****／*****／***** 法律学特講(物権法上の諸問題)／*****	担当者	遠藤 研一郎
講義目的、講義概要		授業計画	
本講義は、物権法上の基礎的諸問題について立体的・多角的に捉えられるような視点を持つことを目標とする。講義の各回とも、基礎的知識があることを前提に、特定のテーマについて深く掘り下げて探求することとしたい。時間的制約により通常の財産法の授業では触れる余裕がないであろう部分（比較的細かい学説の対立や立法趣旨）にも、可能な限り立ち入って検討を加えるつもりである。 <注> ①受講者が少ない場合には、その利点を活かし、ある程度の双方向授業を実施し、より受講者の知識を深めることができると考えている。一定程度の予習が義務付けられる。 ②法律専門職（法科大学院進学、公務員受験、各種資格試験受験など）を目指す学生を中心に授業を構成しようと考えている。自分の実力をアップするために真剣に授業に取り組むことが履修の前提となる。		① 対抗要件，権利保護要件，権利行使要件 ② 登記請求権 ③ 無効・取消・解除と登記 ④ 時効と登記 ⑤ 相続と登記 ⑥ 物権的請求権と占有訴権 ⑦ 即時取得 ⑧ 留置権の牽連性 ⑨ 抵当権侵害 ⑩ 物上代位に基づく差押 ⑪ 法定地上権 ⑫ 物上保証と保証 ⑬ 譲渡担保 ⑭ 動産担保の競合	
テキスト、参考文献		評価方法	
特に指定しない。必要に応じて資料を配布する。		受講者の人数を見て決定するが、基本的には、期末試験で判断する予定である。	

08～09 律・国・総 03～07 律・国	*****／*****／***** *****／*****	担当者	*****
講義目的、講義概要		授業計画	
テキスト、参考文献		評価方法	

08～09 律・国・総 03～07 律・国	*****／*****／***** 法律学特講（企業法）／*****	担当者	潘 阿憲
講義目的、講義概要		授業計画	
手形・小切手の法律関係は非常に複雑である。その原因としては、手形・小切手が転々流通するものであるため、多数の関係者が存在すること、また、手形・小切手自体の法律関係と、手形・小切手の振出ないし裏書の原因となる法律関係が重なっていることなどが考えられる。 本講義では、このような手形・小切手をめぐる法律関係をなるべく平易・明快で説明してくように心がける。ただ、手形・小切手は非常に技術制の強い制度であることから、その法律関係を完全に理解するためには、かなりの努力が必要である。したがって、授業前のある程度予習しておくことが望ましい		1 約束手形・手形抗弁 2 約束手形・支払呈示 3 約束手形・支払 4 約束手形・遡求① 5 約束手形・遡求② 6 約束手形・手形保証 7 約束手形・公示催告・除権判決 8 約束手形・白地手形① 9 約束手形・白地手形② 10 為替手形・振出と裏書 11 為替手形・引受と支払 12 為替手形・手形保証 13 小切手・振出と流通① 14 小切手・振出と流通②	
テキスト、参考文献		評価方法	
上柳克郎＝北沢正啓＝鴻常夫編 手形法・小切手法（新版） 有斐閣双書		筆記試験の成績による	

08～09 律・国・総 03～07 律・国	****／****／**** 法曹特講(法曹の仕事－弁護士業務を中心として)／****	担当者	小川 佳子
講義目的、講義概要		授業計画	
いわゆる法曹三者の仕事について解説し、とりわけ弁護士業務の内容について具体的に説明する。弁護士の仕事は多岐にわたり、さまざまな業務がある。進路決定の参考にもなるよう、できるだけ具体的なイメージを描けるよう講義を行いたい。 講義内容については受講生の希望も加味して変更する場合もある。		1 法曹とは 2 弁護士業務：民事事件 3 民事事件（1）受任 4 民事事件（2）裁判 5 弁護士業務：刑事事件 6 弁護士業務：会社関係実務 7 弁護士業務：渉外実務 8 弁護士業務：行政事件 9 弁護士業務：プロボノ活動 10 弁護士としてあるべき姿とは～民事編 11 弁護士としてあるべき姿とは～刑事編 12 裁判官 13 検察官 14 まとめ	
テキスト、参考文献		評価方法	
特に指定しない。		原則として期末試験で評価する。ただし特段の事情のある場合は平常点も加味する。	

08～09 律・国・総 03～07 律・国	****／****／**** 法曹特講（弁護士業務の諸問題）／****	担当者	小川 佳子
講義目的、講義概要		授業計画	
後期は、弁護士としての事件処理について、具体的なケースを想定して説明する予定である。 なお、講義内容については受講生の希望も加味して変更する場合もある。		1 弁護士業務：法律相談 2 弁護士業務：受任、準備 3 弁護士業務：方針決定と起案 4 弁護士業務：交渉、裁判、尋問 5 弁護士業務：刑事弁護 6 弁護士業務：一般民事（財産関係）事件 7 弁護士業務：家族関係事件 8 弁護士業務：相続関係事件 9 弁護士業務：高齢者に関する事件 10 弁護士業務：交通事故事件 11 弁護士業務：破産事件 12 弁護士業務：弁護士自治 13 弁護士業務：弁護士倫理 14 まとめ	
テキスト、参考文献		評価方法	
特に指定しない。		原則として期末試験で評価する。ただし特段の事情のある場合は平常点も加味する。	

08～09 律・国・総 03～07 律・国	*****／*****／***** *****／*****	担当者	*****
講義目的、講義概要		授業計画	
テキスト、参考文献		評価方法	

08～09 律・国・総 03～07 律・国	*****／*****／***** 法曹特講（刑事法5）／*****	担当者	中空 壽雅
講義目的、講義概要		授業計画	
法曹特講（刑事法5）では、刑法総論の重要論点について、基礎から応用に至るまでの知識を確認・体得してもらうことを目的とします。 各論点についての基本的な学説状況・重要判例を、テキストをもとにしながら確認し、学説対立の基礎になっている考え方まで深くきりこんでいきます。その意味では、初歩から応用まで一気に学習します。 通常の講義のように受動的に参加するのではなく、演習のようなつもりで主体的・積極的に授業に参加することが期待されます。		1 未遂犯・中止犯について 2 不能犯について 3 過失犯について 4 間接正犯について 5 共犯の処罰根拠・共犯の従属性について 6 " 7 共同正犯をめぐる問題について 8 " 9 幫助犯をめぐる問題について 10 共犯と身分について 11 承継的共犯について 12 原因において自由な行為について 13 実行着手後の責任無能力 14 総合問題	
テキスト、参考文献		評価方法	
参考文献として、町野朔ほか「ロースクール刑法総論」		レポートで評価します。	

08～09 律・国・総 03～07 律・国	*****/*****/*****/ 会計学 a/*****/	担当者	内倉 滋
講義目的、講義概要		授業計画	
企業会計もまた1つの言語であるとしばしば評されるが、言語を対象とした科学の分野には、その文法を純粹形式的に明らかにしていく「構文論」と、言葉の持つ意味の解明を試みる「意味論」と、社会的制度の中での言葉の用いられ方を研究する「語用論」とがある。本講義は、「簿記原理」という構文論の知識を前提に(それゆえ、少なくとも「簿記原理 a」を修得していることが望ましい)、それに内容的な意味付けを試みていくところの、会計学における「意味論」に相当するものである。その後に展開される会計学における「語用論」(＝「経営分析論」等の応用・専門学科目)への1つの橋渡しとなるものだ、とも言える。 なお授業計画は右に掲げるとおりであるが、おおむね「会計学 a」では、会社の決算書の作成にかかわる諸ルールの概要説明をしていきたい。		1 オリエンテーション(本講義の目的等) 2 テキスト第1章 決算書から見える世界(①決算書とは、②会計学の2つの領域) 3 テキスト第2章 会計と決算 その1：複式簿記の基本概念と 貸借対照表、損益計算書 4 テキスト第2章 会計と決算 その2：取引の仕訳 5 テキスト第2章 会計と決算 その3：勘定口座への転記 6 テキスト第2章 会計と決算 その4：決算修正 7 テキスト第2章 会計と決算 その5：貸借対照表、損益計算書の中身について 8 テキスト第2章 会計と決算 その5：間接法によるキャッシュフロー計算書 9 テキスト第2章 会計と決算 その6：直接法によるキャッシュフロー計算書 10 テキスト第2章 会計と決算 その7：グループ経営と決算書(連結財務諸表の作成) 11 テキスト第2章 会計と決算 その8：資産、負債 定義とリース取引 12 ①テキスト第2章第4節、②テキスト第3章 第1,2節 13 テキスト第3章 第3節：資産評価の基礎 14 春学期の総復習……同形式の問題により 春学期末試験の予行演習	
テキスト、参考文献		評価方法	
山浦久司・廣本敏郎 編著、『ガイダンス企業会計入門[第3版]』(白桃書房)		評価の中心は期末試験の結果である。その際には、相対評価を基本とし、絶対評価を加味したい。	

08～09 律・国・総 03～07 律・国	*****/*****/*****/ 会計学 b/*****/	担当者	内倉 滋
講義目的、講義概要		授業計画	
「会計学 a」の知識を前提として「会計学 b」では、「会計監査論」、「管理会計論」、「経営分析論」、「税務会計論」といった領域の諸問題を、教科書に沿った形で講義していきたい。		1 テキスト第3章 決算書のルール その1：剰余金の額、剰余金の配当 2 テキスト第3章 決算書のルール その2：会計基準の登場、会計基準の国際的調和 3 テキスト第4章：製造会社の決算書[≒原価計算論] 第1節 4 テキスト第4章：製造会社の決算書[≒原価計算論] 第2節 その1：総合原価計算 その1 5 テキスト第4章：製造会社の決算書[≒原価計算論] 第2節 その2：総合原価計算 その2 6 テキスト第4章：製造会社の決算書[≒原価計算論] 第2節 その3：個別原価計算 7 テキスト第4章：製造会社の決算書[≒原価計算論] 第4節 標準原価計算 8 テキスト第5章 決算書の信頼性を確かめる[≒会計監査論] 9 テキスト第6章 決算書の内部利用[≒管理会計論] 第2節 CVP分析 10 テキスト第6章 決算書の内部利用[≒管理会計論] 第4節 機会原価概念、差額原価収益分析 11 テキスト第7章 決算書を読んでみよう[≒経営分析論] 12 テキスト第8章 決算書と税金[≒税務会計論] 13 テキスト第8章の特論：税効果会計 14 秋学期の総復習……同形式の問題により 後期末試験の予行演習	
テキスト、参考文献		評価方法	
「会計学 a」と同じ。		「会計学 a」と同様。	

08～09 律・国・総 03～07 律・国	****／****／**** ****／比較政治 a	担当者	津田 由美子
講義目的、講義概要		授業計画	
この講義では、政治学の主要な分析概念を学び、日本を含めた先進諸国の政治について理解を深めることを目的としている。春学期は、20 世紀後半から現在にいたるデモクラシー研究において重要視されてきた分析枠組みを講義する。大統領制と議院内閣制、政党政治、利益団体、集権と分権などを予定している。 対象としては、アメリカ合衆国と西ヨーロッパ諸国を扱い、毎回テーマを決めて、それを説明するのに適当と思われる事例を中心に説明する。 受講生は日本の政治を常に意識しながら、現代政治についての洞察を深めてほしい。		1. 講義の説明 2. アメリカ（1）－移民国家からの発達 3. アメリカ（2）－大統領制と政党政治 4. イギリス（1）－議院内閣制と二大政党制 5. イギリス（2）－帝国からの転換 6. フランス－議会政治と大統領 7. スペイン－体制転換後の統治能力 8. ドイツ－政党政治の再編 9. イタリア－政党支配と政治腐敗 10. オランダ－「寛容と変革」の政治 11. ベルギー－地域問題と連邦制 12. スイス－「魔法の公式」の変化 13. オーストリア－コーポラティズム国家のゆくえ 14. 講義のまとめ	
テキスト、参考文献		評価方法	
（参考文献）馬場康雄・平島健司（編）『ヨーロッパ政治ハンドブック』（東京大学出版会）など、詳しくは授業時に指示する。		期末試験で評価するが、合格点に達しない場合には、授業時に数回要求するコメントカードの内容で 10%まで加点する可能性がある。	

08～09 律・国・総 03～07 律・国	****／****／**** ****／比較政治 b	担当者	津田 由美子
講義目的、講義概要		授業計画	
この講義では、政治学の主要な分析概念を学び、日本を含めた先進諸国の政治について理解を深めることを目的としている。秋学期では 20 世紀の終わりから 21 世紀のデモクラシー研究において重要だと思われる問題を中心に講義する。 一国のデモクラシーではなく、グローバル化時代に対応する地域統合、そのなかでもっとも制度化が進んでいる EU について、さらに一国民主義の問題としては解決できなくなっている福祉・労働力移動・民族紛争についても取り上げる。 受講生は日本の政治を常に意識しながら、現代政治についての洞察を深めてほしい。		1. 講義の説明 2. 国民国家と地域統合 3. ヨーロッパ統合（1）歴史的要因 4. ヨーロッパ統合（2）EU の機構 5. ヨーロッパ統合（3）EU の政策 6. ヨーロッパ統合（4）制度とアイデンティティ 7. 福祉国家の形成 8. 福祉国家の再編 9. 福祉国家の諸問題 10. 民族紛争と政治（1） 11. 民族紛争と政治（2） 12. 労働力移動と多文化主義 13. グローバル化時代の政治参加 14. 講義のまとめ	
テキスト、参考文献		評価方法	
（参考文献）平島健司『EU は国家を超えられるか』（岩波書店）など、詳しくは授業時に指示する。		期末試験で評価するが、合格点に達しない場合には、授業時に数回要求するコメントカードの内容で 10%まで加点する可能性がある。	

08～09 律・国・総 03～07 律・国	*****/*****/*****/ *****/国際環境法 a	担当者	一之瀬 高博
講義目的、講義概要		授業計画	
〔講義目的〕 国際環境問題および地球環境問題に対処するための国際的な法のしくみを概観する。 〔講義概要〕 主に総論にあたる部分として、国際環境問題の性質・歴史、紛争の類型、国家や個人等の紛争当事者の地位、問題解決の基本的手法、国際環境法における諸原則や国際環境保全規範の構造などを検討する。 〔注意事項〕 この講義は、法学部専門科目「国際環境法 a」としては3年生以上に開講されるが、国際教養部必須教養科目「グローバル・ガバナンス a」としては2年生以上に開講される。国際教養学部生が2年生で受講する場合には、「国際交流研究Ⅲ（国際機構論）」、全カリ「国際法 1」、「国際法 2」のいずれかを受講していることが望ましい（並行しての受講でもよい）。		1 講義の概要 2 環境問題と国際社会 3 国際環境問題の法的紛争類型 4 越境汚染と領域使用の管理責任 5 無過失責任条約 6 国際公域の環境保全と責任 7 国際環境法の生成と諸原則 8 環境責任論の進展 9 国際環境保全規範と事前防止 10 事前防止の手続的規則① 11 事前防止の手続的規則② 12 国際環境保全とソフト・ロー 13 国際環境保全と国内公法・私法 14 まとめ	
テキスト、参考文献		評価方法	
テキストは開講時に指示する。参考文献： 『地球環境条約集』第4版、中央法規 2003 年		期末試験の成績を重視し、出席・小テスト・レポートも評価の対象にする。	

08～09 律・国・総 03～07 律・国	*****/*****/*****/ *****/国際環境法 b	担当者	一之瀬 高博
講義目的、講義概要		授業計画	
〔講義目的〕 国際環境問題および地球環境問題に対処するための国際的な法のしくみを概観する。 〔講義概要〕 環境条約の内容、国家実行、国際会議や国際機関の対応、具体的紛争等を素材に、個々の環境問題の類型ごとに国際環境法の構造を分析する。 〔注意事項〕 この講義は、法学部専門科目「国際環境法 b」としては3年生以上に開講されるが、国際教養部必須教養科目「グローバル・ガバナンス b」としては2年生以上に開講される。国際教養学部生が2年生で受講する場合には、「国際交流研究Ⅲ（国際機構論）」、全カリ「国際法 1」、「国際法 2」のいずれかを受講していることが望ましい（並行しての受講でもよい）。		1 講義の概要 2 長距離越境大気汚染、酸性雨 3 地球大気圏・気候変動問題① 4 地球大気圏・気候変動問題② 5 海洋環境の保全① 6 海洋環境の保全② 7 南極の環境保護 8 廃棄物の越境移動 9 化学物質、原子力と環境 10 自然環境の保全 11 生物多様性の保全 12 環境と貿易 13 環境と武力紛争 14 まとめ	
テキスト、参考文献		評価方法	
テキストは開講時に指示する。参考文献： 『地球環境条約集』第4版、中央法規 2003 年		期末試験の成績を重視し、出席・小テスト・レポートも評価の対象にする。	

08～09 律・国・総 03～07 律・国	*****/*****/*****/ *****/国際経済法	担当者	宗田 貴行
講義目的、講義概要		授業計画	
自国の経済の発展のために、自国の産業を保護するために、関税を高くしたり、輸入を制限したりすることは、国際社会において、今日では、基本的に非難されるべきことです。このため、WTO 協定が締結されています。 将来企業に就職する多くの皆さんには、WTO 協定について知ってもらい、将来企業での活動の中で、この WTO 協定に違反しないように心がけてもらいたいと思っています。 そこで、本講義では、WTO 協定について、わかり易く解説します。 また、今日では、2 国間協定である自由貿易協定（FTA）や経済連携協定（EPA）の重要性も高まっています。このため、これらについても、簡単に解説を行ないます。		1 国際経済法とは 2 WTO 総論 関税とは、自由化の原則、GATT・WTO とは 3 WTO 各論 1 数量制限の禁止・関税譲許 4 WTO 各論 2 最恵国待遇・内国民待遇 5 WTO 各論 3 救済措置①ダンピングとアンチダンピング関税 6 WTO 各論 4 救済措置②補助金と相殺関税 7 WTO 各論 5 救済措置③セーフガード 8 WTO 各論 6 知的財産権関連協定、紛争解決手続 9 WTO 各論 7 ケーススタディ①最恵国待遇 10 WTO 各論 8 ケーススタディ②内国民待遇 11 WTO 各論 9 ケーススタディ③アンチダンピング関税 12 WTO 各論 10 ケーススタディ④補助金相殺関税、セーフガード 13 FTA、EPA 概論 14 まとめ	
テキスト、参考文献		評価方法	
田村次朗『WTO ガイドブック第2版』弘文堂		成績はレポートで決めます。しかし、出席していないと、ちゃんと書けないので、ちゃんと出席するように。	

08～09 律・国・総 03～07 律・国	*****/*****/*****/ *****/国際関係法特講（国際経済法）	担当者	宗田 貴行
講義目的、講義概要		授業計画	
今日、経済活動は、グローバル化が進み、将来、皆さんが就職する企業においても、日常的に海外へ自社製品を販売したり、海外の自社工場で製品を製造したりすることが行なわれています。 こういった国境を越える経済活動については、WTO だけではなく、各国の経済法(独禁法)が適用されます。 そこで本講義では、まず、WTO の直接適用等を解説し、各国の独禁法の概要を見た上で、その域外適用の問題を解説します。 さらに、独禁法の執行協定の解説を行ないます。 そして、独禁法違反行為により被害を受けた企業や消費者が、どのように企業を訴えることが出来るのかについて、解説します。そこでは、各国の独禁法上の民事的救済制度、国際裁判管轄、準拠法、執行の問題について、わかり易く解説します。		1 国際経済法とは 2 WTO の直接適用、1916 年 AD 法（アメリカ）と損害回復法（日本） 3 独禁法とは、独禁法の域外適用（アメリカ、EU、ドイツ、日本） 4 独禁法協力協定（日米、日欧、日加） 5 独禁法の民事的エンフォースメントとは、国際ビタミンカルテル事件 6 アメリカの反トラスト法上の私訴制度① 7 アメリカの反トラスト法上の私訴制度② 8 ドイツの競争制限防止法上の私訴制度① 9 ドイツの競争制限防止法上の私訴制度② 10 日本の独禁法上の私訴制度 11 国境を越える独禁法違反に関する民事訴訟①国際裁判管轄 12 国境を越える独禁法違反に関する民事訴訟②準拠法 13 国境を越える独禁法違反に関する民事訴訟③執行 14 まとめ	
テキスト、参考文献		評価方法	
宗田貴行 『独禁法民事訴訟』 レクシスネクシスジャパン 2008 年		成績は、レポートで決めます。しかし、出席していないとちゃんと書けないレポートですので、しっかり出席するように。	

08～09 律・国・総 03～07 律・国	*****／*****／***** *****／*****	担当者	*****
講義目的、講義概要		授業計画	
テキスト、参考文献		評価方法	

08～09 律・国・総 03～07 律・国	*****／*****／***** *****／国際租税法	担当者	石村 耕治
講義目的、講義概要		授業計画	
人事交流やビジネス活動の国際化が急速に進むなか、自国のみならず、相手国の税法や租税条約などを理解していなければ、国際的な税金問題を考えるのは難しくなってきました。 例えば、学生諸君が、将来、勤め先の日本企業からアメリカの支店に派遣されたとします。この場合、日本の本店とアメリカ支店との間の課税関係はどうなるのかといった問題に遭遇するかもしれません。国際租税法は、こうしたグローバルに活動する税金を払う「民間企業」の課税問題について、法学的な観点から学ぶ科目です。税金を使う「官」の問題について学ぶ科目ではありません。 国際租税法を学ぶには日本税法(国内税法)の基礎知識が必要です。まったく税法の知識のない学生諸君を含め、国際租税法を履修した諸君の基礎的な理解を深めるために、当初は、国内税法との関連で授業を進めます。出席を重視します。 授業では、実例を示して、できるだけわかりやすく講義します。国際租税法の基礎をしっかりと学んで、将来に役立ててください。		1 国際租税法で何を学ぶのか 2 国内税法（所得税法・法人税法など）との関係は 3 企業の海外進出形態と課税 4 個人居住者・内国法人（居住者）と個人非居住者・外国法人（非居住者）とは 5 居住者・非居住者の納税義務の範囲 6 国内税法と租税条約の関係 7 居住地国課税ルールと源泉地国課税のルール 8 源泉課税・総合課税・分離課税、PE 概念とは 9 国際的二重課税の防止策：①国内法による対応、②租税条約による対応 10 外国税額控除とは：①直接外国税額控除、②間接外国税額控除、③みなし外国税額控除 11 タックス・ヘイブン対策税制とは 12 移転価格税制とは 13 過少資本税制とは、 14 レビュー	
テキスト、参考文献		評価方法	
石村耕治編『現代税法入門塾〔第4版〕』（2008年、清文社）		①試験～70%(レポート試験)、③出席 30%	

08～09 律・国・総 03～07 律・国	*****／*****／***** *****／*****	担当者	*****
講義目的、講義概要		授業計画	
テキスト、参考文献		評価方法	

08～09 律・国・総 03～07 律・国	*****／*****／***** *****／国際知的財産権法	担当者	長塚 真琴
講義目的、講義概要		授業計画	
知的財産権法分野の国際条約について、基礎的な知識を身につけ、この分野の国際秩序とそれに伴う諸問題を理解することを目的とする。 まず、特許をはじめとする工業所有権に関するパリ条約、著作権に関するベルヌ条約の2大条約を中心に、WIPO（世界知的財産機関）が所管する条約を学んでいく。その他のWIPO所管の条約にも触れながら、個別の条約とその基本的な考え方を解説する。 次に、TRIPS協定を批判的に検討する。1995年に発効した同協定は、WTO協定の附属書の1つであり、WIPO所管条約と比べると、いくつかの点で異質であるといえる。そこで、同協定を従来の条約と比較しつつ、その成立過程と内容について解説を加えていく。最後に、同協定による知的財産権の保護水準上昇が途上国の民衆にもたらした諸問題と、国際社会によるその解決への歩みを紹介する。 レジュメ集を用い、裁判例に関する画像やウェブサイトなど、視覚情報も重視しつつ講義を進める。レジュメ集は、講義開始後数週間以内に販売する。講義に必要な条約等の条文はレジュメ集に収録されている。 担当教員の講義の情報を掲載するサイトはこちら。 http://www2.dokkyo.ac.jp/~less0080/		1 ガイダンス 2 パリ条約1（成立史／特許関係規定1） 3 パリ条約2（特許関係規定2／南北問題） 4 特許協力条約1 5 特許協力条約2／ブダペスト条約とUPOV条約 6 パリ条約3（商標・意匠・原産地表示等） 7 ベルヌ条約1 8 ベルヌ条約2／その他の著作権関係条約 9 WTOとは何か 10 WTOと知的財産権—TRIPS協定制定の経緯— 11 TRIPS協定1）特許・実用新案 12 TRIPS協定2）商標・意匠・地理的表示等、著作権 13 特許と医薬品アクセスをめぐる問題 14 遺伝資源・伝統的知識と知的財産権	
テキスト、参考文献		評価方法	
教科書：長塚真琴『国際知的財産権法レジュメ集』 参考書：高倉成男『知的財産法制と国際政策』（有斐閣）→版元品切れのため、図書館で見ること。		定期試験と、講義期間の半ばに1度おこなう小テストによる。出席は重視しない。○履修上の注意：知的財産権法（特に特許）の知識が必要。知的財産権法abの履修か、伊藤塾『知的財産法 第3版』（弘文堂）による自習を勧める	

08～09 律・国・総 03～07 律・国	*****／*****／***** *****／国際家族法	担当者	常岡 史子
講義目的、講義概要		授業計画	
家族関係の形成・変動について国際化の影響が確実に広まりつつある現在、家族の法律関係について、日本法のみでは対応することのできない問題が加速度的に増えている。また、これまで伝統や歴史を色濃く反映し、国ごとの独自性が強く現れる分野と考えられてきた家族法においても、国際的な潮流や世論がその動向に大きな影響を与えつつある。そこでは、国際法・国際私法も視野に入れつつ、このような事態に対応しうる新たな法規範の定立が求められている。本講義では、国際社会が家族法に与える影響と涉外身分関係の基本的理解を目的として、婚姻、親子、相続に関する民法、戸籍法、国籍法等諸法の内容を外観する。講義では、法律概念の説明とともに、代表的な裁判例を取り上げ、紛争の実態の把握に努める。 各回の授業について、受講者全員が事前に配付した資料等を読み予習済みであることを前提に講義を進める。受講者数の多寡にかかわらず、授業時間中に指名して質問することがあるので、準備の上出席されたい。		1 国籍と戸籍 2 婚姻の成立 3 婚姻の法的効果 4 離婚原因と離婚の方式(1) 5 離婚原因と離婚の方式(2) 6 親権と子どもの監護 7 親子：実子 8 親子：養子 9 生殖補助医療技術と親子関係 10 同性カップルと婚姻制度 11 法定相続制度(1) 12 法定相続制度(2) 13 遺言の機能 14 まとめ	
テキスト、参考文献		評価方法	
レジュメ、資料等を適宜配付する。		基本として、学期末に行う定期試験の成績をもとに評価する。授業時間中に自ら進んで質問に答えた者については、その発言回数・内容を成績評価に際して加味する。	

08～09 律・国・総 03～07 律・国	*****／*****／***** *****／*****	担当者	*****
講義目的、講義概要		授業計画	
テキスト、参考文献		評価方法	

08～09 律・国・総 03～07 律・国	***** / ***** / ***** ***** / *****	担当者	*****
講義目的、講義概要		授業計画	
テキスト、参考文献		評価方法	

08～09 律・国・総 03～07 律・国	***** / ***** / ***** ***** / 国際民事訴訟法	担当者	山田 恒久
Objectives This course is designed to provide undergraduates with a general education in basic and current issues on international civil procedure.		<i>Course 1: Rules as to Jurisdiction to Adjudicate</i> 1. Introduction 2. Theory and Practice 3. Jurisdiction in Personam 4. "Doing-business" statutes 5. Jurisdiction in Rem 6. Types of in rem jurisdiction 7. Quasi in rem Jurisdiction 8. Forum non convenience 9. Foreign actions	
Curriculum This program consists of two components, which are not divisible. Each student is required to attend at all of two courses in the following subjects: Course 1 Rules as to Jurisdiction to Adjudicate (1) Jurisdiction in Personam (2) Jurisdiction in Rem (3) Jurisdiction Declined (4) Quasi-Jurisdictional Dismissal Course 2 Rules as to Recognition and Enforcement of Foreign Judgments (1) Jurisdiction (2) Natural Justice (3) Public Policy (4) Reciprocity		<i>Course 2: Rules as to Recognition and Enforcement of Foreign Judgments</i> 10. In Direct Jurisdiction 11. Natural Justice 12. Public Policy and Reciprocity 13. Res judicata 14. Conclusion	
Xeroxed materials will be distributed in class appropriately.		Evaluation will be graded according to the results of the final examination and attendance at the lecture.	

08～09 律・国・総 03～07 律・国	****／****／**** ****／国際関係法特講（海洋法）	担当者	安保 公人
講義目的、講義概要		授業計画	
海洋法は、海洋の秩序を定める国際法をいう。海洋は、エネルギー原料や製造物品などの輸送、石油・ガスなどの海底資源開発、漁獲活動、国家の安全保障などのために、各国が共に利用する場である。したがって、海洋利用の秩序を維持していくことは、国際社会の安定的発展にとって不可欠であり、また、わが国のような海洋国家にとっては繁栄と安全の基盤となる。 学生は、右授業計画に示す海洋法のルールを習得し、国際関係で生じる海洋問題について適切に分析し判断する能力を構築する。 授業は、毎回、テーマと勉強目標を示し、具体的な事例を用い、わかり易く解説する。		① 海洋法の意義・発展 ② 海洋法の水域区分、直線基線の設定 ③ 商船、軍艦・政府船舶の主権免除、内水、領海 ④ 領水の無害でない外国船（密航船・工作船等）対処 ⑤ 領水の潜没潜水艦対処、接続水域の外国船対処 ⑥ EEZ(排他的経済水域)・大陸棚の権利と外国船対処 ⑦ EEZ・大陸棚境界画定判例、東シナ海境界画定問題 ⑧ 公海の制度、公海利用の自由・EEZの自由航行 ⑨ 国際水域の海上警察権（海賊取締り等） ⑩ 国際海峡の4類型、日本の特定海域（津軽海峡等） ⑪ 群島水域の通航制度、国際法の島（沖ノ鳥島問題等） ⑫ 深海底資源開発、海洋法紛争の解決 ⑬ 近隣国（中国・韓国・北朝鮮・ロシア）の海洋法制 ⑭ 日本の海洋法制（権利行使の現状・問題点・あり方）	
テキスト、参考文献		評価方法	
『国際条約集』（有斐閣）		①～⑭の全範囲から出題する試験の成績で評価する。講義を欠かさず聴き、ノートに整理し、問題意識をもって復習すれば、勉強の目的を達成でき、好成績も獲得する。	

08～09 律・国・総 03～07 律・国	****／****／**** ****／国際関係法特講（安全保障国際法）	担当者	安保 公人
講義目的、講義概要		授業計画	
国際社会では各種の利害対立や紛争が絶え間なく生起している。各国家や国際機構は、平和に対する脅威が生じればそれを除去し、また、侵害が生じた場合には、それを排除して、平和で安全な状態の回復に努める。また、国際社会は、そのためのシステムを構築し、ルールを定めてきた。本講義は、こうした安全保障に関する国際法の諸ルールを勉強の対象とする。 学生は、関係の国際法を適用事例とともに習得し、国際関係で生じる安全保障問題について適切に分析し判断する能力を構築する。 授業は、毎回、テーマと勉強目標を示し、具体的な事例を用い、わかり易く解説する。		① 安全保障の意義、安全保障国際法の発展 ② 国連の創設、国連の主要目的、安全保障理事会 ③ 集団安全保障に関する国連憲章の制度 ④ 冷戦期の国連集団安全保障（朝鮮戦争、南ローデシア等） ⑤ 冷戦終結後における国連集団安全保障の発展 ⑥ 安保理の要請決議に基づき加盟国が行う禁輸執行 ⑦ 安保理決議に基づき加盟国が行う平和回復等の措置 ⑧ 国際テロに対する措置、大量破壊兵器移転等防止措置 ⑨ 国連平和維持活動の発展 ⑩ 自衛権行使の条件、集団的自衛権、ミサイル防衛 ⑪ 在外自国民の保護、人道的介入の実行 ⑫ NPTとIAEA、核軍縮問題 ⑬ 領土取得に関する国際法、北方領土問題 ⑭ 島嶼領有紛争の国際裁判、竹島・尖閣諸島問題	
テキスト、参考文献		評価方法	
『国際条約集』（有斐閣）		①～⑭の全範囲から出題する試験の成績で評価する。講義を欠かさず聴き、ノートに整理し、問題意識をもって復習すれば、勉強の目的を達成でき、好成績も獲得する。	

08～09 律・国・総 03～07 律・国	*****／*****／***** *****／*****	担当者	*****
講義目的、講義概要		授業計画	
テキスト、参考文献		評価方法	

08～09 律・国・総 03～07 律・国	*****／*****／***** *****／国際関係法特講（国際企業法務）	担当者	土屋 弘三
講義目的、講義概要		授業計画	
〔講義の目的〕 春学期の「国際取引法」では国際物品売買取引を念頭にしたが、ここではその学習を前提にして、その他の各種国際取引契約を中心に企業取引法務を実務の観点から学ぶ。したがって、国際企業法務の組織や運営といった国際企業法務を論じるものではない。 将来企業で国際業務に携わることを期待する人は、受講をしていただきたい。 〔講義の概要〕 ① 企業法務が企業において果たす役割とその実態的業務活動を概観する。 ② 次に、企業の各種国際取引を個別的に検討し、主要な国際取引契約を個別に検討する。 ③ 国際取引は、取引慣行・法律・言語・価値観の異なる環境での取引であり、紛争が起こりがちである。取引にまつわるクレームを取り上げて、国際的紛争への対応を検討する。		1. 企業法務とは 2. 企業活動と企業の責任 3. 販売店契約と代理店契約 4. フランチャイズ契約 5. プラント契約（1） 6. プラント契約（2） 7. 製造物責任 8. 通商問題、独禁法問題 9. 合弁会社（1） 10. 合弁会社（2） 11. ライセンス契約 12. 資本・技術等の業務提携契約 13. 取引交渉と表明・保証 14. 国際的紛争への対応	
テキスト、参考文献		評価方法	
テキスト：『企業取引法の実務』花水・三浦・土屋著（商事法務）		出席とテストによる。 詳細については講義において説明する。	

08～09 律・国・総 03～07 律・国	*****／*****／***** *****／比較私法	担当者	藤田 貴宏
講義目的、講義概要		授業計画	
諸外国（独、仏、英、米）の契約法に関する文献（外国語文献を含む）を日本法と比較対照しながら輪読検討します。		ゼミ形式ですめます。	
テキスト、参考文献		評価方法	
必要に応じて指示あるいは配布します。		受講態度（出席、発言等）による。	

08～09 律・国・総 03～07 律・国	*****／*****／***** *****／*****	担当者	*****
講義目的、講義概要		授業計画	
テキスト、参考文献		評価方法	

08～09 律・国・総 03～07 律・国	*****/*****/*****/ *****/比較会社法 a	担当者	周 劍龍
講義目的、講義概要		授業計画	
講義の目的： 本講義では、日本、アメリカおよび中国の会社（とくに株式会社）に関する法規制を素材として、3か国における株式会社の法規制、とりわけ株式会社の機関に関する法規制の異同を解明する。 講義概要： 序論では、市場経済における会社の位置付け、会社の法的性質、会社の形態、有限責任制度、法人格否認の法理などを明らかにする。 本論では、日本、アメリカにおける株式会社の機関の法構造の異同を比較して、解明する。		1、市場経済における会社の位置付け、会社の法的性質 2、会社の形態、有限責任制度、 3、法人格否認の法理、会社の権利能力など 4、日本の株式会社の機関：株主総会（その1） 5、日本の株式会社の機関：株主総会（その2） 6、日本の株式会社の機関：取締役会、代表取締役 7、日本の株式会社の機関：取締役の義務と責任 8、日本の株式会社の機関：監査役（会）、委員会設置会社 9、アメリカの会社の基礎理論、アメリカ会社法の沿革 10、アメリカの株式会社の機関：株主総会 11、アメリカの株式会社の機関：取締役会、取締役、執行役 12、アメリカの株式会社の機関：取締役、執行役の義務と責任（その1） 13、アメリカの株式会社の機関：取締役、執行役の義務と責任（その2） 14、まとめ	
テキスト、参考文献		評価方法	
テキストはとくに指定しない。講義用レジュメや参考資料のコピーなどを配布する。		基本的には期末テストによるが、出席状況なども加味する。	

08～09 律・国・総 03～07 律・国	*****/*****/*****/ *****/比較会社法 b	担当者	周 劍龍
講義目的、講義概要		授業計画	
講義目的： 同上 講義概要： 序論では、中国会社法を理解するための基礎知識として、中国の国家の性質、政治制度、司法制度を説明する。 本論では、中国会社法の沿革、中国における株式制度と証券市場の導入の意義、中国会社法の枠組み（とりわけ、株式会社の機関）、中国におけるコーポレート・ガバナンスの動向などについて説明する。		1、中国の国家の性質 2、中国の政治制度 3、中国の司法制度 4、中国の会社法の沿革 5、国有企業改革と株式制度の導入 6、株式会社の設立と消滅 7、株式会社の資金調達 8、株式会社の機関：株主総会 9、株式会社の機関：取締役会、取締役、執行役 10、株式会社の機関：取締役、執行役の義務と責任 11、株式会社の機関：監査役会 12、上場株式会社に関する特別規制 13、中国におけるコーポレート・ガバナンスの動向 14、まとめ	
テキスト、参考文献		評価方法	
周劍龍「中国における会社・証券取引法制の形成」（中央経済社、2005年） そのほか、関連資料のコピーを随時配布する。		基本的には期末テストによるが、出席状況なども加味する。	

08～09 律・国・総 03～07 律・国	*****／*****／***** *****／平和学 a	担当者	星野 昭吉
講義目的、講義概要		授業計画	
国際紛争（戦争）と平和の問題は著しく日常化し、我々の生存・生活はその在り方によって大きく左右されている。人類に直面している「紛争（戦争）と平和」をめぐるさまざまな問題を解明していく。まず、平和学とは何か。すなわち、平和学の目的・対象・方法・課題などを明らかにする。とりわけ、国際紛争構造の形成・展開・変容過程を分析していくなかで、平和の在り方を位置づけていく。その上で、平和をどう理解することができるか。また、どう理解すべきかを明らかにする。		1 グローバル社会における平和と平和学の現在 2 平和学の形成・発展過程 － (1) 3 平和学の形成・発展過程 － (2) 4 平和学の基本的枠組み － 平和価値と科学性 － 5 平和学の基本的枠組み － 全体志向性と学際性 － 6 現代世界における「紛争と平和の枠組み」 7 国際紛争構造の概念 8 国際紛争構造の意味と特性 9 国際紛争構造の形成・展開過程 － (1) 10 国際紛争構造の形成・展開過程 － (2) 11 国際紛争構造の形成・展開過程 － (3) 12 グローバル紛争構造と平和構造の枠組み － (1) 13 グローバル紛争構造と平和構造の枠組み － (2) 14 平和構造の構築にとっての日本の役割	
テキスト、参考文献		評価方法	
星野昭吉『グローバル社会の平和学』同文館出版		試験、レポート（書評）、出欠状況による総合評価。	

08～09 律・国・総 03～07 律・国	*****／*****／***** *****／平和学 b	担当者	星野 昭吉
講義目的、講義概要		授業計画	
グローバル紛争構造の四つの下位的紛争構造、すなわち、暴力紛争（戦争）・南北非対称的紛争構造・アイデンティティ紛争構造・地球環境紛争構造を分析・説明していく。その上で、グローバル・ガバナンスの視点から、それら紛争構造の解決・変革の必要条件と可能条件とを抽出していく。		1 グローバル暴力紛争の構造的な原因 2 暴力紛争と軍事体制 3 暴力紛争と権力配分構造 4 暴力紛争と核抑止戦略 5 暴力紛争と民主的平和 6 南北不平等紛争構造 － (1) 7 南北不平等紛争構造 － (2) 8 アイデンティティ紛争構造 9 地球環境紛争構造 10 「上からのガバナンス」の構造と特性 11 「下からのガバナンス」の構造と特性 12 平和の構築と平和教育 － (1) 13 平和の構築と平和教育 － (2) 14 世界平和における国民・市民の役割	
テキスト、参考文献		評価方法	
星野昭吉『グローバル社会の平和学』同文館出版		試験、レポート（書評）、出欠状況による総合評価。	

08～09 律・国・総 03～07 律・国	****／****／**** ****／国際協力論 a	担当者	片岡 貞治
講義目的、講義概要		授業計画	
論理的思考に基づく理論的枠組の構築のみならず、現実の国際社会の政治現象の実証的研究とが有機的に組み合わせられた形で研究が行われることが不可欠である。 国際社会とは何か、国際社会における様々なアクターとは何かを理解した上で、「国際協力」を理論的に定義し、考察していく。法学部の学生に対しては、授業を通して、国家とは何か、国際社会とは何かを理解し、国際協力に関する基本的な知識と意識を会得し、現代国際社会の様々な政治経済現象を自分なりに理解し、実証的に分析し、政治、経済の両面における現在の国際協力のあり方について自分なりの意見を持って貰うことを目的としていく。 春学期は、経済面における国際協力、即ち、経済協力及び開発援助政策についての分析を行う。		① インTRODクシヨン ② 発展途上国問題と国際開発 ③ 日本の経済協力政策の史的展開 ④ 日本の経済協力政策決定形成過程 ⑤ 日本の経済協力政策の今後の課題 ⑥ 主要国の経済協力政策I（米国） ⑦ 主要国の経済協力政策II（英国） ⑧ 主要国の経済協力政策III（フランス） ⑨ 国際社会における援助協調のあり方 ⑩ グローバリゼーション I ⑪ グローバリゼーション II ⑫ MDGs ⑬ 今後の課題 ⑭ 総括	
テキスト、参考文献		評価方法	
なし。適宜講義中に指示。		試験、出席、授業態度等で総合的に判断する。	

08～09 律・国・総 03～07 律・国	****／****／**** ****／国際協力論 b	担当者	片岡 貞治
講義目的、講義概要		授業計画	
論理的思考に基づく理論的枠組の構築のみならず、現実の国際社会の政治現象の実証的研究とが有機的に組み合わせられた形で研究が行われることが不可欠である。 国際社会とは何か、国際社会における様々なアクターとは何かを理解した上で、「国際協力」を理論的に定義し、考察していく。法学部の学生に対しては、授業を通して、国家とは何か、国際社会とは何かを理解し、国際協力に関する基本的な知識と意識を会得し、現代国際社会の様々な政治経済現象を自分なりに理解し、実証的に分析し、政治、経済の両面における現在の国際協力のあり方について自分なりの意見を持って貰うことを目的としていく。 秋学期は、政治面の国際協力、即ち、国連の集団的安全保障の問題、集団的自衛権、多発する紛争や内戦の予防・解決の試み、分析を行う予定である。		① 国連システム ② 集団的安全保障 ③ 集団的自衛権 ④ 朝鮮戦争 ⑤ 湾岸戦争 ⑥ 湾岸戦争と日本の対応 ⑦ 集団的安全保障の変形としての国連平和維持活動 ⑧ 国際平和協力 ⑨ 日本人とPKO ⑩ 9.11テロ攻撃 ⑪ イラク戦争と日本 ⑫ 自衛隊 ⑬ 平和構築 ⑭ 総括	
テキスト、参考文献		評価方法	
なし。適宜講義中に指示。		試験、出席、授業態度等で総合的に判断する。	

08～09 律・国・総 03～07 律・国	****／****／**** ****／国際関係史 a	担当者	永野 隆行
講義目的、講義概要		授業計画	
【講義の問題意識】 日本が 21 世紀においてアジア太平洋地域の平和と安定のために積極的に関わろうとすると、日本とオーストラリアの連携・パートナーシップはとりわけ重要である。それは、両国が自由主義的民主主義、そして市場経済という政治的・経済的基本理念、またアジア太平洋地域の平和と安定の実現という戦略的価値観を共有すると同時に、こうした価値観とは必ずしも同調し得ないアジアの歴史と伝統のなかで生きているというアイデンティティをも共有しているからである。日豪両国こそが、ともに信頼できるパートナーとして、国際社会において共同行動をとっていけるし、採っていかねばならないであろう。		第 1 回：イントロダクション～オーストラリアを学ぶ意義 第 2 回：植民地オーストラリア① ～植民地の誕生と発展 第 3 回：植民地オーストラリア② ～大英帝国とオーストラリア 第 4 回：ゴールドラッシュと白豪主義政策 第 5 回：多文化主義社会オーストラリア 第 6 回：20 世紀初頭の戦争とオーストラリア ～「二つのナショナリズム」 第 7 回：20 世紀初頭の戦争とオーストラリア ～第一次世界大戦とアンザック精神 第 8 回：20 世紀初頭の戦争とオーストラリア ～第一次世界大戦とオーストラリア国内社会 第 9 回：第二次世界大戦～アジア国際関係と黄禍論 第 10 回：2 つの捕虜収容所 第 11 回：対日講和問題とオーストラリア 第 12 回：オーストラリアにおける先住民問題① ～1970 年代まで 第 13 回：オーストラリアにおける先住民問題② ～ラッド首相の「謝罪演説」まで 第 14 回：まとめ（質疑応答）	
テキスト、参考文献		評価方法	
テキスト：竹田、森、永野編著『オーストラリア入門』東京大学出版会、2007 年。 参考文献：講義第一回目に詳しい参考文献リストを配布		不定期に実施する数回の小テストの実施（30％）と学期末の定期試験（70％）による評価。	

08～09 律・国・総 03～07 律・国	****／****／**** ****／国際関係史 b	担当者	永野 隆行
講義目的、講義概要		授業計画	
【講義の問題意識】 日本が 21 世紀においてアジア太平洋地域の平和と安定のために積極的に関わろうとすると、日本とオーストラリアの連携・パートナーシップはとりわけ重要である。それは、両国が自由主義的民主主義、そして市場経済という政治的・経済的基本理念、またアジア太平洋地域の平和と安定の実現という戦略的価値観を共有すると同時に、こうした価値観とは必ずしも同調し得ないアジアの歴史と伝統のなかで生きているというアイデンティティをも共有しているからである。日豪両国こそが、ともに信頼できるパートナーとして、国際社会において共同行動をとっていけるし、採っていかねばならないであろう。		第 1 回：イントロダクション ～オーストラリア外交を見る眼 第 2 回：チフリー労働党政権の外交 ～新たな国際関係構築の模索 第 3 回：アンザス同盟の実現 第 4 回：冷戦下のアジア① ～第一次インドシナ危機 第 5 回：冷戦下のアジア② ～イギリスの「アジアの戦争」 第 6 回：冷戦下のアジア③ ～アメリカの「アジアの戦争」 第 7 回：ポストベトナムのオーストラリア外交 第 8 回：冷戦末期から冷戦後のオーストラリア外交 ～オーストラリアの「アジア化」 第 9 回：ミドルパワー外交①PKO、多国間主義 第 10 回：ミドルパワー外交②移民、難民、援助 第 11 回：ミドルパワー外交③核軍縮 第 12 回：日豪関係の歴史的展開～敵国から同盟国へ 第 13 回：ラッド労働党政権の政治と外交 第 14 回：まとめ（質疑応答）	
テキスト、参考文献		評価方法	
竹田、森、永野編著『オーストラリア入門』東京大学出版会、2007 年。 参考文献：講義第一回目に詳しい参考文献リストを配布		不定期に実施する数回の小テストの実施（30％）と学期末の定期試験（70％）による評価。	

08～09 律・国・総 03～07 律・国	*****/*****/*****/ *****/アメリカ政治外交史 a	担当者	天野 拓
講義目的、講義概要		授業計画	
2008 年大統領選挙では、「変革」を掲げる民主党のバラク・オバマが当選を果たし、アメリカ政治は大きな転換点に直面している。しかし、オバマ政権がどのような政策をとるにせよ、今後のアメリカ政治のゆくえを展望するにあたっては、2001 年に誕生し、保守主義がこれまでになく力を持った、ブッシュ共和党政権の八年間について理解する作業が不可欠である。本講義では、共和党ブッシュ政権下における政治を、内政、外交両面から総括することによって、日本を含む国際社会に圧倒的な影響力をもつアメリカ政治の現状についての理解を深めるとともに、アメリカの政治制度、政治思想、政治過程の基本的な特質について考察することを目的としている。 まず春学期では、主に第一期ブッシュ政権下(2001 年から 2004 年)の政治について検討する。		1 講義についての説明 2 アメリカ政治の対立軸：ブッシュ政権と保守主義 3 大統領の誕生とその権力：ブッシュ政権の成立 4 アメリカ外交とブッシュ政権① 5 アメリカ外交とブッシュ政権② 6 アメリカ社会と宗教：ブッシュとキリスト教 7 文化的・道徳的対立の現在① 8 文化的・道徳的対立の現在② 9 ブッシュ政権の対中東政策 10 ブッシュ政権の対国連政策 11 アメリカ政治と司法：訴訟社会への対応 12 利益団体の政治活動：環境保護政策を中心に 13 リベラリズムの現在：民主党とブッシュ政権 14 まとめ ※変更あり	
テキスト、参考文献		評価方法	
講義の際に指定する。		基本的には定期試験と出席によるが、受講者の人数等を勘案して決定する。	

08～09 律・国・総 03～07 律・国	*****/*****/*****/ *****/アメリカ政治外交史 b	担当者	天野 拓
講義目的、講義概要		授業計画	
秋学期では、引き続き第二期ブッシュ政権下(2005 年から 2008 年)における政治について検討する。ふせて、民主党の復権やオバマ政権の誕生の歴史的な意義についても、検討したい。		1 講義についての説明 2 アメリカの選挙制度：第二期ブッシュ政権の誕生 3 ブッシュ外交の転換① 4 ブッシュ外交の転換② 5 アメリカ政治と移民問題① 6 アメリカ政治と移民問題② 7 経済・社会保障政策と格差① 8 経済・社会保障政策と格差② 9 経済・社会保障政策と格差③ 10 大統領と議会：2006 年選挙と「分割政府」 11 オバマ政権へ①：その歴史的な位置付け 12 オバマ政権へ②：アメリカにおける政権交代 13 オバマ政権へ③：「変革」に向けて 14 まとめ ※変更あり	
テキスト、参考文献		評価方法	
講義の際に指定する。		基本的には定期試験と出席によるが、受講者の人数等を勘案して決定する。	

08～09 律・国・総 03～07 律・国	*****／*****／***** *****／日本経済論 a	担当者	波形 昭一
講義目的、講義概要		授業計画	
現在の日本経済を理解するには、その生い立ちを知っておくことが重要である。とりわけ高度成長期についての知識が不可欠である。そのため「日本経済論 a」では、高度成長期における日本経済の問題を中心に講義する。 なお、本講義は内容上、春学期・秋学期を通して聴講するのが望ましい。		1. はじめに 2. 戦後民主化政策と経済改革 3. 戦後経済復興対策 4. ドッジ・ラインとシャープ勧告 5. 朝鮮戦争と日本経済 6. 高度成長時代の到来とその時期区分 7. 高度成長の構造(1) 8. 高度成長の構造(2) 9. 高度成長の結果 10. 戦時経済と戦後高度成長の関係 11. 高度成長の精神的土台 12. 高度成長の終焉(1) ドル・ショック 13. 高度成長の終焉(2) オイル・ショック 14. 日本経済の構造転換	
テキスト、参考文献		評価方法	
主に統計表などのプリントを配布。		学期末試験の結果（通年講義は春学期・秋学期の合計）で評価する。相対評価方法を採用。	

08～09 律・国・総 03～07 律・国	*****／*****／***** *****／日本経済論 b	担当者	波形 昭一
講義目的、講義概要		授業計画	
1970年代後半から日本経済をめぐる内外の諸環境は大きく変化し、その結果として現在の日本経済がある。したがって「日本経済論 b」では、春学期の講義をふまえて、70年代後半からの日本経済の構造変化、その結果としてのバブル経済と「失われた10年」について論述し、そのうえで近年たたかわされた日本経済再建論議の当否、小泉内閣の構造改革の位置づけ、さらにサブプライム問題および世界同時大不況下の日本経済を検討したい。 なお、本講義は内容上、春学期・秋学期を通して聴講するのが望ましい。		1. はじめに 2. スタグフレーションとその原因 3. レーガノミクスとアメリカ経済 4. プラザ合意後の経済変化 5. バブル経済の発生とその原因 6. バブル経済の崩壊 7. 平成不況の特徴 ―複合不況― 8. 金融自由化と日本版ビッグ・バン 9. 「失われた10年」 10. 景気対策か構造改革か(1) 11. 景気対策か構造改革か(2) 12. 小泉内閣の構造改革を問う 13. サブプライム・ローンとリーマン・ショック 14. 世界同時大不況下の日本経済	
テキスト、参考文献		評価方法	
春学期と同じ。		春学期と同じ。	

08～09 律・国・総 03～07 律・国	****／****／**** ****／国際経済論 a	担当者	益山 光央
講義目的、講義概要		授業計画	
国際経済を理解するのに最低限必要と思われる基本的な考えを講義します。その中心は貿易理論、国際貿易の一般均衡、貿易政策となります。講義で扱う内容は、よりすすんだ諸理論を学ぶのに必須の基礎的事項なので厳密な展開を心がけたいと思います。受講生には予習と復習を求めます。私語厳禁。		1 国際貿易概観 2 リカード的比較優位説 3 ヘクシャー・オリー定理 4 ヘクシャー・オリー定理 5 国際貿易の一般均衡 6 国際貿易の一般均衡 7 経済成長と貿易 8 国際資本移動と移民 9 国際資本移動と移民 10 関税・輸入数量制限 11 関税・輸入数量制限 12 輸入補助金と輸出自主規制 13 輸入補助金と輸出自主規制 14 質問とまとめ	
テキスト、参考文献		評価方法	
大山道広・伊藤元重『国際貿易』 岩波書店		定期試験 80%、出席 20%	

08～09 律・国・総 03～07 律・国	****／****／**** ****／国際経済論 b	担当者	益山 光央
講義目的、講義概要		授業計画	
春学期に扱った貿易理論とともに国際経済学の大きな柱である国際収支調整メカニズムに関連する事柄を学びます。国際収支の赤字、黒字からはじまり、だんだんと高度な内容へと移行します。すべて基本的内容なので、きちんと理解する必要があります。 春学期の国際経済論 a を履修しているほうがより理解が深まります。私語厳禁。		1 国際収支と国民所得勘定 2 国際収支と国民所得勘定 3 外国為替市場 4 外国為替市場 5 外国為替市場 6 固定相場制下の所得決定 7 固定相場制下の所得決定 8 変動相場制下の所得決定 9 変動相場制下の所得決定 10 国際収支と財政・金融政策 11 国際収支と財政・金融政策 12 国際資本移動と財政・金融政策 13 国際資本移動と財政・金融政策 14 質問とまとめ	
テキスト、参考文献		評価方法	
未定		定期試験 80%、出席 20%	

08～09 律・国・総 03～07 律・国	****／国際金融論 a／**** ****／国際金融論 a	担当者	山本 美樹子
講義目的、講義概要		授業計画	
現実の国際金融的現象を理解する上で基本となる事項についての説明をしていく。 最低限の理論的な分析も含まれるが、あくまでも現実の経済現象を理解することを目標とする。 春学期は国際金融論の基本的な事項についての講義を進める。 講義はパワーポイントを使ってする。講義概略は学の講義支援システムを使い講義前に公開するので、必要な学生は各自プリントアウトすること。		1 インTRODクシヨン 2 国際収支の構造 1、国際収支表 2、経常収支が黒字であることの意味 3、経常収支の金融的側面 4、Jカーブ効果 3 外国為替市場と為替レート 1、外国為替相場 2、為替リスクのヘッジと金利平価説 3、投機 (1) 投機 (2) 4、政府による介入 4、外国為替決定の理論 1、購買力平価説 2、フローアプローチ 5、固定相場制とは何か？ IMF ブレトンウッズ体制	
テキスト、参考文献		評価方法	
未定 講義時に参考書を提示		出席状態調査を兼ねた小テストと 学期末試験	

08～09 律・国・総 03～07 律・国	****／国際金融論 b／**** ****／国際金融論 b	担当者	山本 美樹子
講義目的、講義概要		授業計画	
秋学期の前半は簡単な開封マクロ経済学、マクロ経済政策について学んでいく。 後半は春学期に学んだことを基礎として、国際的な資本移動について応用的なことを中心に講義を進める予定である。 周知のことであるが、2008 年度世界は未曾有の金融危機に見舞われた。これはアメリカのサブプライムローン危機に端を発したものであるが、危機がここまで広がったのは、国際的な資本移動が非常にたやすくできるようになったからであり、被害が世界各国に及んだのもそのためである。この危機が、われわれが日々当たり前に受け入れている、ドル基軸体制を崩壊させ、新たな国際金融秩序ができるまで混沌とした状況になる可能性もある。2009 年はこれらの点から、非常に目の離せない 1 年となると思われる。机上の空論を語るのではなく、「国際金融体制の今」を講義の中で述べていきたいと考えている。		6 開放マクロ経済政策 1、外国貿易乗数 2、固定相場制の開放マクロ経済政策 3、マンデルフレミングモデル 4、変動相場制の開放マクロ経済政策 5、国際政策協調 7 国際資本移動 1、国際資本取引の拡大 2、金融デリバティブ取引 (1) 3、国際資本移動取り引きの拡大に伴い発生した問題点 8、基軸通貨体制と新しい国際金融体制 9、まとめ	
テキスト、参考文献		評価方法	
未定 参考書は講義時に指示		出席状況調査を兼ねた小テストと 学期末試験	

08～09 律・国・総 03～07 律・国	*****/*****/*****/ *****/多国籍企業論 a	担当者	小林 哲也
講義目的、講義概要		授業計画	
グローバリゼーションの原動力の一つは、国境を越えて活動する多国籍企業である。現代企業は、財の生産や販売だけでなく、情報や金融の世界でも、グローバル化を進めている。生産・流通・広告・金融などでの技術革新により、新しい形で国際分業が再編成されていると言える。 本講義では、企業の国際化に伴う諸問題を包括的に議論し、グローバリゼーションを理解するための理論的枠組みを提供することを目的とする。 前半で主として理論・歴史を取り扱い、後半でケーススタディを行うので、通年受講が望ましい。		1. グローバリゼーション --- 「フラット化する世界」 2. 現代経済における多国籍企業 3. 巨大企業と「豊かな社会」 4. コーポレートガバナンスの変貌 5. フォードシステム 6. 日本的生産システム 7. 情報技術革命のインパクト 8. 企業組織とビジネス・アーキテクチャ 9. 経営戦略の変貌 10. 日米企業 11. 生産性と競争優位 12. 多国籍企業と新しい国際分業 13. 「暴走する資本主義」 14. 情報化社会と日本的経営の再審	
テキスト、参考文献		評価方法	
トーマス・フリードマン『フラット化する世界』日本経済新聞社 ロバート・ライシュ『暴走する資本主義』東洋経済新報社		定期試験	

08～09 律・国・総 03～07 律・国	*****/*****/*****/ *****/多国籍企業論 b	担当者	小林 哲也
講義目的、講義概要		授業計画	
秋学期は、多国籍企業の活動にかかわるケーススタディを中心として、グローバリゼーションの現状を分析する。		1. 日本企業の国際化 2. 日本企業の海外進出 戦後復興から 90 年代 3. 日本企業の海外進出 「摩擦」の政治経済学 4. 日本企業の海外進出 アメリカ 5. 日本企業の海外進出 ヨーロッパ 6. 日本企業の海外進出 アジアへの進出と撤退 7. 「世界の工場」中国の登場 8. IT 革命と世界的な産業の再編成 9. ハイテク産業の覇権をめぐる 10. 自動車産業の再編成 11. 新しいビジネスモデルの登場 12. 製品および産業のアーキテクチャ 13. 知的財産権をめぐる角逐 14. 日本企業の課題	
テキスト、参考文献		評価方法	
適宜指示する		定期試験	

08～09 律・国・総 03～07 律・国	****／****／**** ****／西洋政治史 a	担当者	津田 由美子
講義目的、講義概要		授業計画	
私達が生きている時代がどのような時代かを考えるためには、これまでの歴史について知ることが重要である。この講義では、いろいろな意味で、現在の日本をはじめとする世界の国々のモデルとなってきた、西洋世界、特にヨーロッパを中心とした政治史を学び、それが現在の私達の世界とどのようにかかわっているのかを考える。 春学期には、主権国家の形成から第二次世界大戦までの時期を扱う。 個々の事件の詳細よりも、空間軸と時間軸において、多様な歴史事象がどのように関係しているのか、それが現在の自分たちの世界にどのような影響を与えているのかを、常に意識することが必要である。		1. 講義の説明 ―西洋政治史を学ぶ意味 2. 主権国家の形成 3. 旧体制とフランス革命 4. 「国民国家」の形成（1） 5. 「国民国家」の形成（2） 6. 自由主義とその変容（1） 7. 自由主義とその変容（2） 8. 自由主義とその変容（3） 9. 第一次世界大戦 10. 相対的安定期（1） 11. 相対的安定期（2） 12. 経済危機と政治危機（1） 13. 経済危機と政治危機（2） 14. 講義のまとめ	
テキスト、参考文献		評価方法	
参考文献として、篠原一『ヨーロッパの政治』（東京大学出版会）、平島健司・飯田芳弘『ヨーロッパ政治史』（放送大学出版振興会）など。詳しくは授業時に指示する。		期末試験で評価するが、合格点に達しない場合には、授業時に数回要求するコメントカードの内容で10%まで加点する可能性がある。	

08～09 律・国・総 03～07 律・国	****／****／**** ****／西洋政治史 b	担当者	津田 由美子
講義目的、講義概要		授業計画	
私達が生きている時代がどのような時代かを考えるためには、これまでの歴史について知ることが重要である。この講義では、いろいろな意味で、現在の日本をはじめとする世界の国々のモデルとなってきた、西洋世界、特にヨーロッパを中心とした政治史を学び、それが現在の私達の世界とどのようにかかわっているのかを考える。 秋学期には、第二次世界大戦終戦から現在までの時期を扱う。 個々の事件の詳細よりも、空間軸と時間軸において、多様な歴史事象がどのように関係しているのか、それが現在の自分たちの世界にどのような影響を与えているのかを、常に意識することが必要である。		1. 講義の説明 2. 東西冷戦の始まり 3. 西ヨーロッパの戦後復興（1） 4. 西ヨーロッパの戦後復興（2） 5. 西ヨーロッパの戦後復興（3） 6. 東ヨーロッパの戦後社会 7. 西ヨーロッパの政治変容（1） 8. 西ヨーロッパの政治変容（2） 9. 西ヨーロッパの政治変容（3） 10. 冷戦の終焉と東西ヨーロッパ（1） 11. 冷戦の終焉と東西ヨーロッパ（2） 12. ヨーロッパとアメリカ・ロシア 13. ヨーロッパとアジア 14. 講義のまとめ	
テキスト、参考文献		評価方法	
参考文献として、平島健司・飯田芳弘『ヨーロッパ政治史』（放送大学出版振興会）など。詳しくは授業時に指示する。		期末試験で評価するが、合格点に達しない場合には、授業時に数回要求するコメントカードの内容で10%まで加点する可能性がある。	

08～09 律・国・総 03～07 律・国	****／****／**** ****／アジア政治論 a	担当者	崔 世廣
講義目的、講義概要		授業計画	
中国は、改革開放以来、驚異的な発展を遂げ、世界の大国としての存在感を強めてきている。各分野における日本との交流も、ますます深まる一方である。今後、中国はどこへ向かい、日本は中国とどうつき合うべきであろうか。国際化と区域化が同時に進行しつつあるなか、日本にとって、永遠の隣人である中国に対して更なる理解が必要とされるであろう。 この講義では、現代の中国を多角的に捉え、中国の実態と本質を理解し、これからの中国がどう発展していくのか、日本との関係がどう変化していくのかを考えたい。具体的には、春学期はアヘン戦争以来の歴史を踏まえながら、歴史的脈絡のなかで現代中国と日中関係を検証する。秋学期は、政治や経済や社会、文化などの側面から、中国の発展ぶりや抱える課題について具体的に検討していく。		1 オリエンテーション・導入 2 アヘン戦争と中国の近代 3 中国近代化の歩み 4 中国近代化の遺産 5 新中国の成立 6 社会主義運動と建設 7 改革開放 8 市場経済化への道 9 「一国二制度」 10 日中関係（上） 11 日中関係（下） 12 中国から見た世界 13 これからへの展望 14 まとめ	
テキスト、参考文献		評価方法	
【参考文献】沈才彬『「今の中国」がわかる本』、三笠書房；上村幸治『中国のいまがわかる本』、岩波ジュニア新書。		出席、試験による。	

08～09 律・国・総 03～07 律・国	****／****／**** ****／アジア政治論 b	担当者	崔 世廣
講義目的、講義概要		授業計画	
中国は、改革開放以来、驚異的な発展を遂げ、世界の大国としての存在感を強めてきている。各分野における日本との交流も、ますます深まる一方である。今後、中国はどこへ向かい、日本は中国とどうつき合うべきであろうか。国際化と区域化が同時に進行しつつあるなか、日本にとって、永遠の隣人である中国に対して更なる理解が必要とされるであろう。 この講義では、現代の中国を多角的に捉え、中国の実態と本質を理解し、これからの中国がどう発展していくのか、日本との関係がどう変化していくのかを考えたい。具体的には、春学期はアヘン戦争以来の歴史を踏まえながら、歴史的脈絡のなかで現代中国と日中関係を検証する。秋学期は、政治や経済や社会、文化などの側面から、中国の発展ぶりや抱える課題について具体的に検討していく。		1 現代中国をどう捉えるべきか 2 政治システム 3 社会主義市場経済 4 変貌する中国 5 社会階層と格差問題 6 教育発展の諸相 7 農村の変容と課題 8 医療と社会保障 9 家族と結婚と性 10 選挙と政治民主化 11 環境問題とエネルギー問題 12 現代の思想と文化 13 国際社会の中の中国 14 まとめ	
テキスト、参考文献		評価方法	
【参考文献】沈才彬『「今の中国」がわかる本』、三笠書房；上村幸治『中国のいまがわかる本』、岩波ジュニア新書。		出席、試験による。	

08～09 律・国・総 03～07 律・国	****／****／**** ****／地域研究特講（ラテンアメリカ政治経済論）	担当者	今井 圭子
講義目的、講義概要		授業計画	
1. ラテンアメリカ政治経済社会構造の特質を、アジア、アフリカとの比較において理解し、ラテンアメリカ地域の自然・住民・宗教・文化について概観する。 2. ラテンアメリカ地域の政治経済社会の歴史的変遷過程を辿り、植民地前の先住民社会、植民地期の政策に関してその基本構造を把握する。そして独立後の国家建設および経済開発の思想と政策を学び、政治経済構造の変容について理解する。 3. こうした考察を踏まえてラテンアメリカ経済の現状を分析し、グローバル化が進む中でラテンアメリカ諸国が直面している主要な政策課題を明らかにする。そしてこれらの政策課題に対する各国政府や国際機関の取り組みについて紹介する。 4. ラテンアメリカにおける開発の思想、理論、政策について、中心－周辺理論、構造学派、従属論、およびコストリカ・モデル（非武装・中立・教育・福祉・環境重視）を中心に解説し、持続可能な開発のあり方について考える。 5. 日本とラテンアメリカの関係を移民、外交、貿易、投資、経済協力について考察し、グローバル化時代の下での日本とラテンアメリカの協力関係のあり方について受講生全員で考え、討論する。主として講義形式で進め、テーマに応じてディスカッションをとり入れる。		1. ラテンアメリカ概観－ラテンアメリカとアジア、アフリカの比較 2. 第1章 ラテンアメリカ経済の歴史的変遷過程 第1節 時期区分 ラテンアメリカ経済史時期区分 3. 第2節 植民地期以前の先コロンブス期（－15世紀末）コロンブス一行到来以前の先住民社会の概観 4. 第3節 植民地期（15世紀末－19世紀初め） 5. 第4節 独立期（19世紀初め－19世紀半ば） 6. 第5節 第一次産品輸出経済確立期（19世紀半ば－1929年恐慌） 7. 第6節 工業化から地域統合に至る時期（1929年恐慌－現在） 8. 第2章 ラテンアメリカ政治経済の現状と課題 9. 第2章 ラテンアメリカ政治経済の現状と課題 10. 第3章 ラテンアメリカの開発思想・理論・政策 11. 第3章 ラテンアメリカの開発思想・理論・政策 12. 第4章 日本とラテンアメリカの関係 13. 第4章 日本とラテンアメリカの関係 14. まとめ	
テキスト、参考文献		評価方法	
（参考書）今井圭子編著 『ラテンアメリカ 開発の思想』日本経済評論社、2004年、西島章次・細野昭雄編著『ラテンアメリカ経済論』ミネルヴァ書房、2004年。		授業中にリアクション・ペーパー、学期末にレポート提出。リアクション・ペーパーとレポート、出席、授業参加状況を合わせて評価する。	

08～09 律・国・総 03～07 律・国	****／****／**** ****／****	担当者	****
講義目的、講義概要		授業計画	
テキスト、参考文献		評価方法	

08～09 律・国・総 03～07 律・国	*****/*****/*****/ *****/地域研究特講（中・東欧とロシア1）	担当者	志摩 園子
講義目的、講義概要		授業計画	
中・東欧地域は、同じユーラシアの大国ロシアを隣国としている日本と遠いように見える。中・東欧地域は、また、西欧とロシアとの狭間にも位置する。また、EUの拡大により、その境界にもなった。このような地政学的位置は、この地域を通して、国際社会の動向を探ることを可能にしてくれる。 この地域の特徴とこの地域からみえる国際社会について考察してみたい。ヨーロッパ連合の東方拡大による変化も踏まえて、検討する。 本年度は、特に、バルト地域に焦点をあてて、ここで進んでいる地域統合についても検討したい。また、バルト海地域の環境汚染と経済の発展から生じる問題点にも注目して考察したい。 前期は、その背景としての歴史的、文化的な側面を中心に、後期は、現代世界の問題を考える上での重要な地域としてバルト地域の現状を検討したい。 春学期は、後期講義の内容理解のための基礎的知識となる歴史や文化についての講義が中心となる。		① 日本とバルト地域とのかかわり ② 杉原千畝とリトアニア ③ バルトとは ④ 歴史遺産の町 ⑤ バルト海東南岸の地域の自然 ⑥ ドイツ人の進出とバルト地域 ⑦ 「バルト帝国」（スウェーデンの覇権） ⑧ ロシア帝国とバルト地域 ⑨ ロシア帝国とバルト地域 ⑩ バルト地域の文化 ⑪ バルト地域の文化 ⑫ 大学と地域文化 ⑬ バルト地域とユダヤ人 ⑭ まとめ	
テキスト、参考文献		評価方法	
資料配布、参考資料等適宜紹介		出席点、平常点（小レポートも含む）、レポートの総合評価	

08～09 律・国・総 03～07 律・国	*****/*****/*****/ *****/地域研究特講（中・東欧とロシア2）	担当者	志摩 園子
講義目的、講義概要		授業計画	
中・東欧地域は、同じユーラシアの大国ロシアを隣国としている日本と遠いように見える。中・東欧地域は、また、西欧とロシアとの狭間にも位置する。また、EUの拡大により、その境界にもなった。このような地政学的位置は、この地域を通して、国際社会の動向を探ることを可能にしてくれる。 この地域の特徴とこの地域からみえる国際社会について考察してみたい。ヨーロッパ連合の東方拡大による変化も踏まえて、検討する。 本年度は、特に、バルト地域に焦点をあてて、ここで進んでいる地域統合についても検討したい。また、バルト海地域の環境汚染と経済の発展から生じる問題点にも注目して考察したい。 前期は、その背景としての歴史的、文化的な側面を中心に、後期は、現代世界の問題を考える上での重要な地域としてバルト地域の現状を検討したい。 秋学期は、前期に講義した歴史や文化を土台にした内容となるため、できれば、前期受講者が望ましい。		① 第一次世界大戦とバルト地域 ② バルト三国の成立と日本 ③ バルト三国の成立と世界 ④ 戦間期のバルト三国と日本 ⑤ バルト三国のソ連への編入と第二次世界大戦 ⑥ バルト三国のソ連時代 ⑦ 冷戦終結とバルト三国 ⑧ バルト三国と独立回復 ⑨ バルト三国のEU, NATO加盟 ⑩ バルト三国と北欧 ⑪ バルト海の環境問題 ⑫ ロシアと西欧の狭間 ⑬ バルト三国と環バルト海地域の発展 ⑭ まとめ	
テキスト、参考文献		評価方法	
資料配布、参考資料等適宜紹介		出席点、平常点（小レポートも含む）、レポートの総合評価	